

第3次行財政構造改革推進方策 〔第3次行革プラン〕

平成28年3月改定
兵 庫 県

目 次

1	はじめに	1
2	行財政構造改革の基本方針	2
3	行財政構造改革の視点	3 ~ 4
4	財政フレーム	5
5	平成30年度までの財政フレーム	6 ~ 24
6	各分野における改革内容	
	(1) 組 織	
	ア．本 庁	25 ~ 26
	イ．地方機関	27 ~ 29
	ウ．その他の組織	30 ~ 31
	(2) 定員・給与等	
	ア．定 員	32 ~ 34
	イ．給 与	35 ~ 39
	ウ．仕事と生活の調和	40 ~ 41
	(3) 行政施策	
	ア．事務事業	42 ~ 93
	イ．投資事業	94 ~ 104
	ウ．公的施設等	105 ~ 106
	エ．試験研究機関	107 ~ 118
	オ．教育機関	
	県立高等学校	119 ~ 120
	特別支援学校	121 ~ 122
	兵庫の特色ある教育の推進	123 ~ 124
	カ．その他	
	職員住宅等	125
	青野運動公苑	126 ~ 127
	(4) 公営企業	
	ア．企業庁	128 ~ 141
	イ．病院局	142 ~ 153
	(5) 公立大学法人兵庫県立大学	154 ~ 156
	(6) 公社等	157 ~ 171
	(7) 自主財源の確保	
	ア．県 税	172 ~ 173
	イ．課税自主権の活用	174 ~ 176
	ウ．使用料・手数料、貸付金償還金	177
	エ．資金管理の推進	178 ~ 179
	(8) 長期保有土地	180 ~ 182
	(9) 地方分権の推進	183 ~ 184

1 はじめに

19年前に阪神・淡路大震災に見舞われた本県は、約1兆3千億円の県債発行、4千億円を超える基金の活用を行い、復旧復興に取り組んできた。これに伴って悪化した財政の改善を図り、持続可能な行財政構造を確立するため、平成11年度から進めてきたのが本県の行財政構造改革である。以来、平成20年度には新行革プラン、22年度には第2次行革プランを策定し、改革の着実な推進に努めてきた。

しかしながら、本県の財政状況は依然として厳しい。デフレ経済下での税収の伸び悩み、三位一体改革に伴う地方交付税の見直し、社会保障関係費の増、震災関連県債の償還等により、平成25年度当初予算における収支不足額は未だ735億円に上っている。

一方、兵庫の将来を見据えると、対応すべき課題や危機が浮き彫りになっている。南海トラフ巨大地震や風水害への備え、少子化対策、超高齢社会への対応、地域活力の再生、産業競争力の強化、エネルギー・環境対策などである。これらの課題に対して道筋を定め、計画的に対策を講じていかなければならない。

このため、第2次行革プランの策定から3年目にあたる今年度、行財政全般にわたる総点検を進め、このたび第3次行財政構造改革推進方策（以下「第3次行革プラン」という。）を策定した。

選択と集中の徹底を基本とした施策の見直しをはじめ、県民局本局組織のスリム化、社会基盤整備における防災・減災対策や老朽化対策等への重点化、果たすべき役割を踏まえた公営企業や公社等の見直し、長期保有土地の計画的な処理の推進など、行財政全般にわたり一層の改革を進める。

兵庫の未来を拓くには、持続可能な行財政構造の確立が欠かせない。改革の着実な実行により行財政基盤をより確かなものとし、新たな課題にも的確に対応しながら、安全元気ふるさと兵庫の実現をめざす。

2 行財政構造改革の基本方針

第2次行革プランの策定から3年目にあたる平成25年度において、行財政構造改革の推進に関する条例に基づき、行財政全般にわたる総点検を行い、次の基本方針のもと第3次行革プランを策定した。

新たに算定した財政フレームでは、平成26年度から30年度までの5年間で1,655億円の収支不足が見込まれる。これに対し、第3次行革プランに基づく改革を推進することにより、平成30年度には収支が均衡する見通しであるが、平成26年度から29年度までの4年間は収支不足が続くため、財政運営の目標が達成できる範囲内で財源対策を行う。

改革の着実な実行により持続可能な行財政構造を確立し、県民の期待に応える施策を積極的に展開することにより、活力にあふれ、豊かさが実感できる兵庫を実現していく。

[行財政改革の基本方針]

(1) 兵庫の未来づくりのための改革の推進

阪神・淡路大震災で悪化した財政の改善を図り、行財政基盤を確かなものにする事により、南海トラフ巨大地震や風水害への備え、少子化対策、超高齢社会への対応、地域活力の再生、産業競争力の強化、エネルギー・環境対策など、兵庫の未来づくりに向けた施策を積極的に推進する。

(2) 県民の参画と協働による改革の推進

県議会をはじめ、行財政構造改革審議会、行財政構造改革県民会議などから幅広い意見を求めるとともに、各種広報媒体を通じて改革の取組みや財政状況を分かりやすく情報発信することにより、県民の理解と協力を得ながら、県民の参画と協働による改革を推進する。

(3) 選択と集中の徹底

時代の変化への的確な対応、国と地方、県と市町の役割分担、効率的な県政運営の推進、個人給付や行政サービスの受益と負担の適正化等の視点に基づき、施策をゼロベースで点検し、見直すとともに、優先度を見極めながら県民ニーズを踏まえた施策への重点化を図る。

(4) 持続可能な行財政構造の確立

平成30年度までの財政運営の目標を次のとおりとし、改革の着実な推進により、持続可能な行財政構造の確立をめざす。

[財政運営の目標]

歳出、歳入の均衡を達成 [改革期間後半]

プライマリーバランスの黒字確保 [毎年度]

実質公債費比率を18%水準に抑制 [H30年度]

県債残高を平成19年度末の80%水準に圧縮 [H30年度]

将来負担比率(震災関連県債を除く)を平成19年度決算における全国平均水準(250%)に抑制 [H30年度]

県債管理基金活用額を当該年度におけるルール積立額の概ね1/3に抑制 [毎年度]

県債管理基金積立不足率をH19年度の2/3水準に圧縮 [H30年度]

経常収支比率を90%水準に抑制 [H30年度]

一般行政部門の定員を平成19年度比で概ね3割削減 [H30年度]

3 行財政構造改革の視点

次の10の視点に基づき行財政全般にわたる総点検を行い、第3次行革プランを取りまとめた。引き続き、この視点に基づく不断の見直しにより、改革を着実に推進する。

(1) 時代の変化への的確な対応

人口減少、少子高齢化、地域格差、グローバル化・世界化、エネルギー需給の逼迫、情報通信技術の進展などの時代の変化を踏まえ、制度や施策、事業内容について見直しを行う。

必要性、緊急性など各施策の優先度を見極めながら、選択と集中を徹底し、新たな課題に的確に対応する施策を展開する。

「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)」をはじめ、「中期財政計画」や「日本再興戦略」、「社会保障と税の一体改革」など、国における改革との整合を図る。

(2) 国と地方、県と市町の新たな関係の構築

地域のことは地域が決定し実行できる地方分権を推進するため、国の役割をできる限り限定し、地方はその役割に見合った権限、財源を有する自立分権型の行政システムを構築する。

地方分権の実現に向け、国から地方への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実強化等を国に強く働きかける。

府県域を超えて広域的に対応した方が効果的な課題については、関西広域連合での推進を図る。

住民に身近な事務は市町が自立的かつ主体的に担い、県は市町間の広域調整や専門的・先導的な分野への対応、市町運営の支援を担うことを基本に、分権社会にふさわしい自立的な県と市町の間関係を構築する。

県と市町が適切な役割分担のもと、県から市町への権限移譲や市町との重複事業等の廃止、事務の共同処理等を進める。

県と市町の負担により実施する事業について、すべての市町が同一内容で一律に進めるのではなく、地域の実情に応じた展開を図る方向に見直しを図る。

(3) 参画と協働のさらなる推進

地域団体やNPO、ボランティアグループ等の活動の活発化や活動内容の多様化等を踏まえ、地域社会の共同利益の実現及び県行政の推進の両面から、参画と協働のさらなる推進を図る。

子育て、教育、防犯、環境など地域が直面する様々な課題について、地域での支え合いをめざして、地域住民による主体的な地域づくり活動を支援する。

地域住民とのパートナーシップによる道路・河川等の維持管理、地域住民と学校が一体となって取り組む地域教育や体験学習など、多様な主体との協働事業を推進する。

(4) 効率的な県政運営の推進

本庁組織について、広範な政策課題に総合的かつ機動的に対応する体制とするとともに、県民局をはじめとする地方機関については、地域の特性や市町行政体制に応じた機能・組織の整備を行い、簡素で効率的な組織体制を構築する。

事業実施に係るトータルコストとその効果との比較・検証等を通じて、最小の費用で最大の効果を実現する。

地方財政措置や他府県の実施状況等を踏まえ、見直しを行う。

経済対策基金事業など国の臨時的な措置により実施している事業については原則廃止し、個別の事情により存続すべきものは、精査の上、今後の対応を検討する。

民間の有する技術力や専門性を活用し、アウトソーシングを推進するとともに、ICTの活用等により、必要最小限の体制のもとで、行政サービスのコスト縮減とサービス内容の質の向上を図る。

内部事務の執行や決裁手続など仕事の進め方の見直し、事務的経費の節減など事務改善の取り組みを全庁的に推進し、限られた行政資源を効率的・効果的に活用する。

県行政の実施機関の役割を担っている公社等外郭団体について、公社等経営評価委員会の意見等を踏まえ、経営の改善、事業の見直し、統廃合を含めた簡素で効率的な運営体制の整備等を進める。

(5) 個人給付や行政サービスの受益と負担の適正化

個人給付や行政サービスの提供について、関連制度等との均衡を図りつつ、対象とすべき範囲を検証するとともに、給付、受益と負担の適正化を図る。

使用料・手数料について、消費税や物価変動、法令の改正状況、他府県との均衡等を勘案しつつ適正化を図る。

(6) 社会基盤の計画的、効率的な整備

想定を上回る災害に「備える」、県民の日々の暮らしや交流を「支える」、次世代に持続的な発展を「つなぐ」の視点から、社会基盤の整備を着実に進める。

自然災害に備える防災・減災対策の充実強化に向け、「津波防災インフラ整備5箇年計画」や「山地防災・土砂災害対策5箇年計画」等の着実な推進を図る。

社会基盤施設の老朽化対策として、「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」のもと、施設の計画的、効率的な修繕・更新を行い、長寿命化を図る。

(7) 自主財源の確保等

自己決定、自己責任の原則に基づく自主的な財政運営を展開するため、県税収入や県営住宅使用料等税外収入の確保、適切な債権管理と効率的な回収、県有資産の計画的な売却、ネーミングライツや広告料など自主財源を最大限に確保する。

時代の要請に応える施策を展開していくため、法人関係税の超過課税、県民緑税等の活用を検討する。

先行取得用地の計画的な処理を進めるとともに、その他の未利用地の利活用や売却を推進する。

(8) 県民意向の的確な把握

各種広報媒体によりきめ細やかな県政情報の提供を図るとともに、「県民意識調査」や「さわやか提案箱」、「パブリック・コメント手続」などにより、県民意向を的確に把握し、聴取した意見の施策等への反映を図る。

(9) 庁内自治の推進

職員が県民のために発想し、積極的に行動するなかで、全庁を挙げた改革に取り組むため、職員相互の意思疎通や政策提言の充実、自主研究グループの活性化、相談体制の充実等を図る。

(10) 改革の絶えざる検証とフォローアップ

行財政構造改革の推進に関する条例に基づき、毎年度、第3次行革プランの実施計画や実施状況報告を作成、公表する。同プランについては、国の政策動向や社会経済の変化、県民ニーズ等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うなど、適切にフォローアップする。

4 財政フレーム

(1) 新たな財政収支見直し

前提条件

- ア 地方一般財源総額は、国の「中期財政計画」(平成25年8月公表)の方針に基づき、平成27年度まで平成25年度と同水準
- イ 経済成長率・金利は、国の「中長期の経済財政に関する試算」(平成26年1月公表)で示された数値等に置き換え
- ウ 消費税及び地方消費税率は、改正消費税法の本則どおり平成26年度から引き上げ

試算結果

上記条件のもと、平成26年度地方財政対策を踏まえた平成26年度見込を前提に試算を行った結果、平成26年度から平成30年度までの収支不足額は以下のとおりとなる。

(単位：億円)

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	参考	
						H31	H32
収支不足額	570	450	385	225	25	15	15

- 1 平成26～30年度の収支不足額の合計は、1,655億円となる。
- 2 国の「中期財政計画」における財政健全化目標年度が平成32年度とされていることから、当該年度までの試算を行い参考値として記載

(2) 収支不足への対応

試算の結果生じた収支不足額については、第3次行革プランに基づく追加の歳出歳入対策を行ったうえで、なお不足する額について、財政運営の目標が達成できる範囲内で退職手当債や行革推進債、県債管理基金の活用を行い、解消する。

(単位：億円)

区 分		H26	H27	H28	H29	H30	参考	
							H31	H32
追加の歳出歳入対策額	A	0	20	35	40	40	35	35
対策後の収支不足額	B	570	430	350	185	15	20	20
財源対策額	C	570	430	350	185			
退職手当債の発行		200	200					
行革推進債の発行		200	200	200	185			
県債管理基金の活用		170	30	150				
最終収支	B + C	0	0	0	0	15	20	20

(3) 財政運営の目標

平成30年度までの財政運営の目標を次のとおりとし、第3次行革プランに基づく改革を推進することにより、財政運営の健全化を図る。

平成30年度までの目標

- ア 徹底した歳出歳入改革を行うことにより、改革期間後半には歳出、歳入の均衡を達成
- イ 各年度のプライマリーバランスを黒字化
- ウ 実質公債費比率を平成30年度には18%水準に抑制
- エ 県債残高を平成30年度末には平成19年度末残高の80%水準に圧縮し、将来負担比率(震災影響を除く)を平成30年度には平成19年度決算における全国平均(当時不交付団体である東京・愛知を除く)の250%水準にとどめる
- オ 財源対策として活用する県債管理基金は、当該年度におけるルール積立額の概ね1/3以下に抑制
- カ 実質公債費比率算定上の県債管理基金積立不足率を平成30年度には平成19年度の2/3水準に圧縮
- キ 経常収支比率を平成30年度には90%水準に抑制
- ク 事務事業の廃止・縮小や組織の再編等により、一般行政部門の定員を平成30年度までに平成19年度比で概ね3割削減

5 平成30年度までの財政フレーム

(1) 試算の前提条件

経済成長率

「中長期の経済財政に関する試算」(平成26年1月公表)のうち「中期財政計画」を踏まえた経済再生ケースの名目経済成長率を用いて算定

(単位：%)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
名目経済成長率	2.5	3.3	3.4	3.8	3.4	3.5	3.6	3.6

直近5カ年の経済成長率をみると、全国と本県との伸び率に乖離が生じていないことから乖離率を乗じないこととする。

[全国と兵庫県の名目GDPの対前年度比推移(直近5カ年(平成20~24年度))]
(単位：%)

区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H20~H24平均
全 国 A	97.3	96.8	101.3	98.6	99.8	98.8
兵庫県 B	99.7	94.1	103.7	98.8	99.2	99.1
乖離 B/A	1.025	0.972	1.023	1.002	0.994	1.003

歳入

ア 県税等

平成25年度年間見込及び平成26年度地方財政対策を踏まえた平成26年度当初予算をもとに平成27年度以降の経済成長率を、所得課税・消費課税税目にはさらに弾性値(1.1)を用いて算定

(ア) 所得課税・消費課税税目：前年度年間見込額×経済成長率×1.1(弾性値)

(イ) 上記以外：前年度年間見込額×経済成長率

地方消費税については、下記の改定に伴う増収見込額を算定

- ・平成26年4月1日からの税率改定 1.0% 1.7%
- ・平成27年10月1日からの税率改定 1.7% 2.2%

イ 交付税

平成25年度算定をもとに、下記により算定

(ア) 基準財政収入額

- a 平成25年度：算定額
- b 平成26年度：当初予算見込額
- c 平成27~30年度：前年度の年間見込額に、毎年度の県税等の増収額の75%を加算
- d 地方消費税率の改定に伴う増収額：100%を算入

(イ) 基準財政需要額

- a 公債費：毎年度の所要額を算定
- b 公債費以外
 - (a) 平成25年度：平成25年度算定額
 - (b) 平成26年度：当初予算見込額
 - (c) 平成27年度：国の「中期財政計画」期間中であることを踏まえ、平成26年度と同額
 - (d) 平成28年度～：平成27年度見込額に毎年度1.8%(人件費のベア及び社会保障関係費の歳出増加額に見合う伸び率)を乗じて試算
 - ・人件費ベア 0.7% ・社会保障関係費 1.1%

c 消費税率引き上げに対する対応

(a)平成26年度分

平成26年度地方財政対策で示された消費税及び地方消費税率引き上げに伴う社会保障の充実分に係る本県措置見込額を需要額に全額計上

(b)平成27年度以降

- ・地方消費税率の改定に伴う増収相当額を、社会保障関係費（国制度分）の充実分等として平成27年度以降の需要額に全額加算
- ・消費税率の改定に伴う地方交付税の増収相当額を、県単独の社会保障関係費の充実分等として平成27年度以降の需要額に全額加算

[参考] 地方消費税率引き上げにおける収入割合(見込) [対象年度ベース]

区 分	H26	H27	H28	H29
0.7%引き上げ分	30%	95%	100%	100%
0.5%引き上げ分		5%	75%	100%

歳出

ア 人件費

(ア) 定 員：現行の削減計画に基づく定数削減を反映

(イ) 給 与：平成26年度当初予算をもとに試算

(ウ) ベ ア：「中期財政計画」期間の平成27年度までは見込まず。平成28年度以降は、経済成長率の概ね1/3とした率で算定

(エ) 定期昇給：平成26年度当初予算時における、平成30年度までの人員構成の見込等を踏まえて算定

(オ) 退職手当：平成26年度当初予算時における今後の定年及び勤奨退職者の見込数をもとに算定

退職手当の支給水準の引き下げ時期の改正を反映

～平成26年3月末 98/100、～平成27年3月末 92/100、

平成27年4月以降 87/100

イ 公債費

平成24年度発行実績及び平成25年度年間発行見込に基づく公債費見込額

平成26年度以降 投資事業費の計画額等に基づく起債発行額から見込まれる額を計上

発行利率：「中長期の経済財政に関する試算」(平成26年1月公表)における経済再生ケースの名目長期金利

(単位：%)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
名目長期金利	0.7	1.0	2.1	2.4	2.8	3.3	3.7	4.0

ウ 行政経費

(ア) 行革プランに記載している事業

見直しに基づく所要額

(イ) 所要額を個別に算定する事業

a 社会保障関係費

(a) 平成26年度 : 当初予算額を計上

平成26年度税率引き上げに伴う増収分が充当される社会保障の充実分等の本県見込額を計上

本県増収分と歳出増分の差額は、既存の社会保障関係費の自然増に充当されるものとして見込

(b) 平成27年度以降：

() 国制度充実分

本県増収額の9割相当が社会保障制度(国制度分)の充実分、1割相当が自然増に充当されるとして歳出計上

() 地方単独分

・国保等の低所得者の保険料軽減制度の拡充分

平成26年度の本県見込額を基本に、平成27年度以降は財政フレームで見込む地方消費税収の伸び相当を加算

・消費税率引き上げに伴う負担増分等

財政フレームで見込む地方消費税収の伸び相当を加算。そのうち9割相当は、消費税率引き上げに伴う負担増分に、1割相当は社会保障関係費の自然増分に充当されるとして歳出計上

b その他の個別算定事業

平成26年度当初予算額を発射台に直近の伸び率等を勘案して試算

(ウ) その他の行政経費

平成26年度当初予算と同額

エ 投資的経費

(ア) 平成26年度から平成30年度までの通常事業費は、平成25年度の通常事業費総額の水準に地方財政計画の投資的経費の水準との乖離率を乗じた事業費を基本額とし、これに平成26年度地方財政計画の投資的経費の伸びを乗じた事業費とする。

(イ) 平成27年度以降は、原則として平成26年度と同額とする。

(ウ) 通常事業費

a 国庫補助事業

(国庫補助事業の基本額) × (平成26年度地方財政計画の伸び)
= 1,000億円(注1) × 101.9% = 1,019億円 1,020億円

b 県単独事業

(県単独事業の基本額) × (平成26年度地方財政計画の伸び)
= 590億円(注2) × 95.2% = 561億円 560億円

(注1) 国庫補助事業(国直轄事業負担金を含む)

1,590億円(1) × 63%(2) = 1,002億円 1,000億円

(注2) 県単独事業

1,590億円(1) × 37%(2) = 588億円 590億円

1 投資事業総額の基本額：1,590億円

1,543億円(平成25年度通常事業費) × 1.03(注3) = 1,589億円 1,590億円

(注3) 地方財政計画の投資的経費の水準と本県通常事業費総額の水準との乖離率

2 本県通常事業費における国庫補助事業及び県単独事業の直近3年間(平成22~24年度)の平均シェア(補助事業：単独事業 = 63%：37%)

(I) 別枠加算分

a 災害関連等事業

台風災害等の災害復旧事業に関連して必要となる補助・直轄事業の所要額

b 緊急防災・減災事業費

平成26年度地方財政対策で制度化された緊急防災・減災事業債（起債充当率100%、交付税措置70%）を活用し、緊急3ヶ年計画を策定して取り組む防災・減災対策事業の所要額（平成26～28年度：100億円/年）

c 地域の元気臨時交付金事業

地域の元気臨時交付金を活用し実施する公共施設の改修事業等にかかる所要額

[各年度の投資事業費総額]

(単位：億円)

区分		H26	H27	H28	H29	H30	H26～30計
国庫補助事業	通常事業費	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	5,100
	災害関連等事業	39					39
	小計	1,059	1,020	1,020	1,020	1,020	5,139
県単独事業	通常事業費	560	560	560	560	560	2,800
	緊急防災・減災事業	100	100	100			300
	地域の元気臨時交付金事業	74					74
	小計	734	660	660	560	560	3,174
合計		1,793	1,680	1,680	1,580	1,580	8,313

(2) 第3次行革プランで追加する歳出歳入対策

(単位：億円)

区分	H27	H28	H29	H30	H27～30計	説明
歳出対策 A	36 (20)	44 (28)	49 (33)	54 (37)	183 (118)	
個別事業の見直し	26 (10)	29 (13)	29 (13)	30 (13)	114 (49)	老人医療費助成事業、母子家庭等医療費助成事業等
一般事業枠のシーリング削減	10 (10)	15 (15)	20 (20)	24 (24)	69 (69)	一般事業費等（施設維持費を除く）を対前年度比で10%削減（H26～H30）し、その1/2を新規事業枠として確保することにより、実質的に5%削減
歳入対策 B	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4 (4)	16 (16)	
県税収入の確保	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	8 (8)	徴収歩合を全国平均以上にすることに加え、収入未済額を更に縮減
債権回収の推進	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	8 (8)	債権管理推進本部を設置し、特定債権等の回収・整理を推進
合計 A+B	40 (24)	48 (32)	53 (37)	58 (41)	199 (134)	

1 () は一般財源

2 県税収入については、既に各年度5億円を歳入対策として織り込んでおり、これをあわせると7億円となる。

3 平成26年度の効果額は、平成26年度当初予算において歳出対策に織り込んでいる。

(3) 財源対策

ア 退職手当債及び行革推進債は、発行可能額の範囲内で発行

ただし、県債残高を抑制する観点から、平成27年度以降の行革推進債の発行額は、平成26年度並の200億円を上限

イ 県債管理基金については、財政運営の目標に基づき、実質公債費比率（単年度）の目標の範囲内で活用

(4) 財政運営の目標

(単位:億円、%)

区分	H30年度までの見込み						H30年度までの目標
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
収 支 均 衡	-	-	-	-	-	15	収支均衡 (歳出歳入対策後) 【改革期間後半】
プ ラ イ マ リ ー パ ラ ン ス	607	807	1,149	1,309	1,549	1,738	黒字 【毎年度】
実質公債費比率 (単年度)	(20.5%) 17.0%	(20.8%) 17.3%	20.7%	19.4%	17.6%	17.1%	18%水準 【H30】
財 政 運 営 の 目 標 県 債 残 高	93.8%	91.3%	89.0%	85.7%	82.3%	78.6%	H19の80%水準 【H30】
将 来 負 担 比 率	274.6%	282.0%	267.8%	252.5%	238.7%	227.7%	震災の影響を除く 比率がH19年度の 全国平均水準 (250%水準) 【H30】
県 債 管 理 基 金 活 用 金 額	1/3以下	1/3以下	1/3以下	1/3以下	1/3以下	1/3以下	ルール積立額の 約1/3以下 【毎年度】
県 債 管 理 基 金 積 立 不 足 率	(36.4%) 10.4%	43.9%	45.2%	42.4%	37.2%	28.1%	H19の2/3水準 (39.0%) 【H30】
経 常 収 支 比 率	98.0%	97.0%	96.1%	96.3%	95.0%	93.8%	90%水準 【H30】

1 実質公債費比率、県債管理基金積立不足率の()書きは、借換債平準化対策の影響を除いた場合の数値。

2 臨時財政対策債の発行に伴う公債費や、消費税率引き上げに伴う社会保障制度の充実等による経常的経費の増加が、経常収支比率を上昇させる要因となっている。

(5) 財政フレーム（事業費ベース）

区 分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
県	税 等	8,250	8,070	6,240	6,300	6,390	6,450	6,775		
	地方消費税率改定分									
地	方 交 付 税 等	3,650	3,790	4,630	5,110	4,850	4,930	4,800		
	消費税率改定分									
国	庫 支 出 金	1,660	1,850	2,780	2,060	1,930	2,460	2,045		
	社会保障の充実分等									
特	定 財 源	3,920	4,090	5,870	5,980	5,400	4,340	4,200		
起	債	1,170	1,040	1,285	1,020	1,000	1,230	910		
そ	の 他 の 一 般 財 源	340	310	330	300	240	200	250		
歳	入 計 A	18,950	19,150	21,135	20,770	19,810	19,610	18,980		
人	件 費	6,340	6,090	5,780	5,740	5,680	5,600	5,380		
公	債 費	2,420	2,420	2,560	2,790	2,850	2,820	2,860		
	臨時財政対策債分	165	200	230	300	335	360	360		
	その他	2,255	2,220	2,330	2,490	2,515	2,460	2,500		
県	税 交 付 金	2,070	1,970	990	870	830	840	930		
	地方消費税率改定分									
行	政 経 費	総額	6,860	7,380	9,830	9,905	9,250	8,520	8,270	
		特財	3,400	3,720	5,340	5,620	5,210	4,170	3,775	
	社会保障の充実分等	国制度分								
		県単独分								
投	資 的 経 費	総額	2,540	2,380	2,830	2,220	1,970	2,480	2,150	
		起債	1,170	1,040	1,260	1,020	1,000	1,230	910	
		補 助 事 業	総額	1,420	1,310	1,540	1,290	1,260	1,770	1,255
			起債	500	470	720	600	570	820	555
		単 独 事 業	総額	1,120	1,070	1,290	930	710	710	895
			起債	670	570	540	420	440	410	355
新	規 事 業 枠 分	0	(10)	(20)	(30)	(30)	(30)	(30)		
歳	出 計 B	20,230	20,240	21,985	21,525	20,580	20,260	19,590		
収	支 不 足 額 A - B C	1,280	1,105	850	755	770	650	610		
追	加 の 歳 出 歳 入 対 策 に よ る 収 支 改 善 額 E + F D	0	0	0	0	0	0	0		
	歳 出 対 策 E	0	0	0	0	0	0	0		
	歳 入 対 策 F	0	0	0	0	0	0	0		
追	加 の 歳 出 歳 入 対 策 後 の 収 支 不 足 額 C + D G	1,280	1,105	850	755	770	650	610		
財	源 対 策 額 I + J + K H	1,280	1,105	850	755	770	650	610		
	退職手当債の発行 I	370	430	300	250	250	250	200		
	行 革 推 進 債 の 発 行 J	290	350	240	250	250	100	170		
	県債管理基金の活用 K	620	325	310	255	270	300	240		
最	終 収 支 G + H L	0	0	0	0	0	0	0		

1 臨時財政対策債、減収補填債は、交付税等欄に計上

2 災害復旧事業は除く

3 5億円単位で表記しているため、合計が一致しないことがある

4 平成25～26年度の歳入の起債欄及び投資的経費・単独事業の起債欄には、地域の元気臨時交付金を含む

5 H20～H26の新規事業枠分の()書きは行政経費の内数

(参考) 歳出歳入対策による収支改善額の内訳(一般財源ベース)

1 歳出対策

120億円

(1) 個別事業の見直し 50億円(老人医療費助成事業、母子家庭等医療費助成事業等)

(2) 一般事業枠のシーリング削減 70億円(一般事業費等(施設維持費を除く)をH26～H30の5年間について対前年度比で10%削減、各年度のシーリング削減額の1/2を新規事業枠として確保)

2 歳入対策

16億円

(1) 県税収入の確保 8億円(徴収歩合の全国平均以上への引き上げ、収入未済額の更なる縮減)

(2) 債権回収の推進 8億円(債権管理推進本部を設置し、特定債権等の回収・整理を推進)

(単位:億円)

20～25小計	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26～30小計	20～30計	参 考	
								31年度	32年度
40,225	7,010	7,700	8,445	8,915	9,270	41,340	81,565	9,605	9,980
	185	745	1,210	1,405	1,455	5,000	5,000	1,515	1,575
28,110	4,625	4,700	4,760	4,875	4,975	23,935	52,045	4,840	4,730
	50	65	110	110	115	450	450	120	125
13,125	1,645	1,935	2,190	2,235	2,270	10,275	23,400	2,280	2,310
	15	375	600	705	730	2,425	2,425	760	790
29,880	4,455	3,630	3,600	3,515	3,425	18,625	48,505	3,455	3,425
6,485	875	815	815	715	715	3,935	10,420	715	715
1,630	200	250	250	250	250	1,200	2,830	250	250
119,455	18,810	19,030	20,060	20,505	20,905	99,310	218,765	21,145	21,410
34,270	5,355	5,215	5,240	5,285	5,325	26,420	60,690	5,360	5,380
16,300	2,895	2,975	3,150	3,245	3,325	15,590	31,890	3,365	3,390
1,785	425	505	610	710	805	3,055	4,840	895	965
14,515	2,470	2,470	2,540	2,535	2,520	12,535	27,050	2,470	2,425
6,430	945	1,250	1,515	1,635	1,695	7,040	13,470	1,755	1,820
	95	375	605	705	730	2,510	2,500	760	790
53,155	8,390	8,325	8,825	8,950	8,970	43,460	96,615	9,065	9,220
27,835	4,245	3,415	3,385	3,300	3,210	17,555	45,390	3,210	3,215
	105	745	1,210	1,405	1,455	4,920	4,920	1,515	1,575
	50	65	110	110	115	450	450	120	125
14,030	1,795	1,680	1,680	1,580	1,580	8,315	22,345	1,580	1,580
6,460	875	815	815	715	715	3,935	10,395	715	715
8,425	1,060	1,020	1,020	1,020	1,020	5,140	13,565	1,020	1,020
3,735	455	440	440	440	440	2,215	5,950	440	440
5,605	735	660	660	560	560	3,175	8,780	560	560
2,735	420	375	375	275	275	1,720	4,455	275	275
-	(35)	35	35	35	35	140	140	35	35
124,180	19,380	19,480	20,445	20,730	20,930	100,965	225,145	21,160	21,425
4,740	570	450	385	225	25	1,655	6,395	15	15
0	0	20	35	40	40	135	135	35	35
0	0	20	30	35	35	120	120	35	35
0	0	0	5	5	5	15	15	-	-
4,740	570	430	350	185	15	1,520	6,260	20	20
4,740	570	430	350	185	0	1,535	6,275	0	0
1,680	200	200	0	0	0	400	2,080	0	0
1,360	200	200	200	185	0	785	2,145	0	0
1,700	170	30	150	0	0	350	2,050	0	0
0	0	0	0	0	15	15	15	20	20

【財政運営目標等の見通し】

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
プライマリーバランス	226	40	236	809	682	696	607
実質公債費比率(単年度) %	18.9	21.0	22.2	19.8	(19.5)	(19.4)	(20.5)
震災関連県債除き %	15.0	14.6	15.2	14.7	16.6	15.5	17.0
実質公債費比率(3か年平均) %	20.2	19.9	20.7	21.0	(20.5)	(19.5)	(19.8)
震災関連県債除き %	13.2	13.5	14.9	14.8	19.5	17.3	16.3
県債発行額	1,883	1,853	1,790	1,495	1,608	1,520	1,249
県債残高	33,592	34,455	35,753	37,039	38,050	39,086	40,481
臨時財政対策債、減収補填債除き	33,592	33,651	33,547	32,975	32,392	31,766	31,503
県債残高(震災分)	8,460	8,037	7,605	7,136	6,675	6,216	5,757
県債残高(臨財債除き)/標準財政規模(倍)	3.0	3.3	3.3	3.2	3.1	3.0	3.0
将来負担比率 %	361.7	360.1	366.4	350.2	351.7	345.0	347.7
震災関連県債残高除き %	272.3	274.2	282.7	271.7	275.7	271.8	274.6
県債管理基金残高	1,867	1,650	1,646	2,461	(3,040)	(3,477)	(4,090)
					3,530	4,667	5,720
県債管理基金ルール積立額	870	1,054	1,159	1,296	1,353	1,446	1,421
県債管理基金取崩額	465	250	249	91	186	271	238
県債管理基金積立不足率 %	58.5	59.8	65.2	53.2	(48.4)	(44.6)	(36.4)
					40.2	25.7	10.4
経常収支比率 %	103.5	99.1	98.3	94.5	99.3	98.8	98.0
震災関連公債費除き %	96.3	93.0	92.2	88.5	93.3	92.8	92.2

1 県債残高は、地方財政調査方式で算定しており、事業の年度繰り越しに伴うものを含んでいる

2 実質公債費比率、県債管理基金残高、県債管理基金積立不足率の()書きは、借換債平準化対策の影響を除いた場合の数値

(単位:億円)

20～25小計	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26～30小計	30-19	参 考	
								31年度	32年度
-	807	1,149	1,309	1,549	1,738	-	1,964	1,684	1,639
-	(20.8)	20.7	19.4	17.6	17.1	-	1.8	17.6	17.6
-	17.3					-			
-	12.4	14.7	15.0	14.2	15.0	-	0.0	15.1	15.9
-	(20.2)	(20.7)	(20.3)	19.2	18.0	-	2.2	17.4	17.4
-	16.6	18.3	19.1			-			
-	11.6	12.9	14.0	14.6	14.7	-	1.5	14.7	15.3
-	1,199	1,215	1,015	900	716	-	1,167	716	716
-	41,123	41,740	41,865	41,627	40,815	-	7,223	39,299	37,623
-	30,678	29,897	28,802	27,633	26,405	-	7,187	25,163	24,009
-	5,303	4,851	4,419	4,016	3,629	-	4,831	3,250	2,881
-	2.9	2.8	2.6	2.4	2.2	-	0.8	2.1	2.0
-	353.0	331.0	307.7	287.7	269.1	-	92.6	258.1	244.6
-	282.0	267.8	252.5	238.7	227.7	-	44.6	218.2	208.2
-	3,571	3,431	3,631	4,173	4,970	-	3,103	4,905	5,626
-						-			
-	1,345	1,417	1,526	1,576	1,506	-	636	1,486	1,466
-	172	30	150			-	465		
-	43.9	45.2	42.4	37.2	28.1	-	30.4	23.7	19.1
-						-			
-	97.0	96.1	96.3	95.0	93.8	-	9.7	93.2	93.3
-	91.2	90.6	91.2	90.4	89.5	-	6.8	89.0	89.4

(1) 試算の前提条件

経済成長率

「中長期の経済財政に関する試算」(平成28年1月公表)のうち、経済再生ケースの名目経済成長率を用いて算定

(単位：%)

区 分	H28	H29	H30	H31	H32
名目経済成長率	3.1	2.4	3.9	3.5	3.6

直近5カ年の経済成長率をみると、全国と本県との伸び率に乖離が生じていないことから乖離率を乗じないこととする。

[全国と兵庫県の名目GDPの対前年度比推移(直近5カ年(平成22~26年度))]

(単位：%)

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H22~H26平均
全 国 A	101.4	98.7	100.0	101.7	101.5	100.7
兵庫県 B	105.1	97.7	99.3	102.6	102.7	101.5
乖離 B/A	1.036	0.990	0.993	1.009	1.012	1.008

歳入

ア 県税等

平成27年度年間見込及び平成28年度地方財政対策を踏まえた平成28年度当初予算をもとに平成29年度以降の経済成長率を、所得課税・消費課税税目にはさらに弾性値(1.1)を用いて算定

(ア) 所得課税・消費課税税目：前年度年間見込額×経済成長率×1.1(弾性値)

(イ) 上記以外：前年度年間見込額×経済成長率

地方消費税については、下記の改定に伴う増収見込額を算定

- ・平成29年4月1日からの税率改定 1.7% 2.2%

税制改正のうち、平成29年度以降に影響が生じる下記の改定については、見込んでいない。

・平成28年度税制改正

消費税率(国・地方)10%段階において行われる地方法人課税の偏在是正(法人住民税交付税原資化の拡大、地方法人特別税・譲与税制度の廃止、法人事業税交付金の創設)等

・平成29年度税制改正(見込)

県費負担教職員制度の見直し(給与負担等の指定都市への移譲)に係る個人住民税所得割の税源移譲

イ 地方交付税等

平成27年度算定をもとに、下記により算定

(ア) 基準財政収入額

- a 平成27年度：算定額
- b 平成28年度：当初予算見込額
- c 平成29年度～：前年度の年間見込額に、毎年度の県税等の増収額の75%を加算
- d 地方消費税率の改定に伴う増収額：100%を算入

(イ) 基準財政需要額

- a 公債費：毎年度の所要額を算定
- b 公債費以外
 - (a) 平成27年度：平成27年度算定額
 - (b) 平成28年度：当初予算見込額

- (c) 平成29年度～：平成28年度見込額に人件費の給与改定及び社会保障関係費の歳出増加額に見合う伸び率を乗じて試算
 ・平成29年度：1.0%（給与改定 0.4%、社会保障関係費 0.6%）
 ・平成30年度以降：1.2%（給与改定 0.6%、社会保障関係費 0.6%）

c 消費税率引き上げに対する対応

(a) 平成28年度分

平成28年度地方財政対策で示された消費税及び地方消費税引き上げに伴う社会保障の充実分に係る本県措置見込額を需要額に全額計上

(b) 平成29年度以降

平成28年度社会保障関係費充実分の当初予算額に、国・地方の社会保障関係費充実分の伸び率を乗じて試算

（伸び率（財務省試算）H29:170.4%、H30:121.7%）

[参考] 地方消費税率引き上げにおける収入割合(見込) [対象年度ベース]

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0.7%引き上げ分	30%	95%	100%	100%	100%	100%
0.5%引き上げ分				30%	95%	100%

歳出

ア 人件費

- (ア) 定 員：現行の削減計画に基づく定数削減を反映
 (イ) 給 与：平成28年度当初予算をもとに試算
 給与抑制措置については、行財政構造改革期間中における本県の財政状況、国の経済・財政再生計画の動向、職員の勤務状況等を踏まえ、段階的に縮小
 (ウ) 給与改定：平成29年度以降、経済成長率の概ね1/3とした率で算定
 (エ) 定期昇給：平成28年度当初予算時における、平成30年度までの人員構成の見込等を踏まえて算定
 (オ) 退職手当：平成28年度当初予算時における今後の定年及び勤奨退職者の見込数をもとに算定

イ 公債費

平成26年度発行実績及び平成27年度年間発行見込に基づく公債費見込額

平成28年度以降 投資事業費の計画額等に基づく起債発行額から見込まれる額を計上

発行利率：「中長期の経済財政に関する試算」（平成28年1月公表）における経済再生ケースの名目長期金利

（単位：％）

区 分	H28	H29	H30	H31	H32
名目長期金利	0.7	1.4	2.2	3.2	3.9

発行年限：平成28年度発行において、超長期債から10年債以下へ発行額を500億円振り替え、金利を低減（毎年10億円程度）

繰上償還：平成27年度 180億円（H29,30,31満期分）、平成28年度 55億円（H31満期分）

（後年度の公債費縮減）

（単位：億円）

繰上償還額	H28	H29	H30	H31	公債費減計
H27：180億円	70	70	30	10	180
H28：55億円	-	18.5	18.5	18	55
計	70	88.5	48.5	28	235

ウ 行政経費

(ア) 行革プランに記載している事業

見直しに基づく所要額

(イ) 所要額を個別に算定する事業

a 社会保障関係費（国制度充実分）

(a) 平成28年度：当初予算額を計上

平成26年度税率引き上げに伴う増収分が充当される社会保障の充実分等の本県見込額を計上

(b) 平成29年度以降：

平成28年度の社会保障の充実に係る歳出額に、消費税率の引上げに伴う国・地方の社会保障充実の伸び率を乗じて試算

〔参考〕地方消費税増収分の使途（国・地方）

区 分	H27	H28	H29	H30
社会保障関係費の充実	1.35 兆円	1.35 兆円	2.3 兆円	2.8 兆円
対前年度の伸び率	-	100%	170.4%	121.7%

（財務省資料）

b その他の社会保障関係費及び個別算定事業

平成28年度当初予算額を発射台に直近の伸び率等を勘案して試算

(ウ) 施設維持費等その他の行政経費

平成28年度当初予算と同額

エ 投資的経費

(ア) 平成28年度から平成30年度までの通常事業費は、平成27年度の通常事業費を基本額とし、これに平成28年度地方財政計画の投資的経費の伸びを乗じた事業費とする。

(イ) 平成29年度以降は、原則として平成28年度と同額とする。

(ウ) 通常事業費

事業費 = (通常事業費) × (H28 地財計画の投資水準の伸び率)

国庫補助事業費 = 1,010 億円 × 100.8% = 1,020 億円

県単独事業費 = 555 億円 × 101.2% = 560 億円

H29以降

原則としてH28と同額

(I) 別枠加算分

a 災害関連等事業

台風災害等の災害復旧事業に関連して必要となる補助・直轄事業の所要額

b 緊急防災・減災事業費

平成26年度地方財政対策で制度化された緊急防災・減災事業債（起債充当率100%、交付税措置70%）を活用し、緊急3ヶ年計画を策定して取り組む防災・減災対策事業の所要額（平成28年度：110億円/年）

c 山地防災・土砂災害対策事業

平成26年8月豪雨災害を踏まえ、緊急性の高い箇所などにかかる対策を推進するため、自然災害防止事業債（起債充当率100%、交付税措置28.5%）を活用した第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画（平成26～30年度）の取組み拡充の所要額（平成28～29年度：25億円/年、平成30年度：15億円/年）

平成27年度：事業実施条件の整っている箇所を前倒し実施（10億円）

[各年度の投資事業費総額]

(単位：億円)

区分		H28	H29	H30	H28～30計
国庫補助事業	通常事業費	1,020	1,020	1,020	3,060
	災害関連等事業	24			24
	小計	1,044	1,020	1,020	3,084
県単独事業	通常事業費	560	560	560	1,680
	緊急防災・減災事業	110			110
	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	15	65
	小計	695	585	575	1,855
合計		1,739	1,605	1,595	4,939

(2) 財源対策

ア 退職手当債及び行革推進債は、発行可能額の範囲内で発行

ただし、県債残高を抑制する観点から、平成29年度以降の行革推進債及び退職手当債の発行額は、平成28年度並の200億円を上限

イ 県債管理基金については、財政運営の目標に基づき、実質公債費比率（単年度）の目標の範囲内で活用

(3) 財政運営の目標

(単位: 億円、%)

区分	H30年度までの見込み						H30年度までの目標
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
収 支 均 衡	-	-	-	-	-	0	収支均衡 (歳出歳入対策後) 【改革期間後半】
プライマリー バランス (臨時財政対策債・ 減収補填債75%分 除き)	942	940	754	937	1,225	1,373	黒字 【毎年度】
実質公債費比率 (単年度)	(20.1%) 16.6%	(19.1%) 15.4%	19.2%	18.5%	17.2%	16.7%	18%水準 【H30】
県 債 残 高 (臨時財政対策債・ 減収補填債75%分 除き)	91.9%	89.3%	87.9%	85.2%	82.2%	78.2%	H19の80%水準 【H30】
将来負担比率 (震災関連県債残高 除き)	268.1%	262.3%	268.2%	268.2%	259.2%	246.2%	震災の影響を除く 比率がH19年度の 全国平均水準 (250%水準) 【H30】
県 債 管 理 基 金 活 用 金 額	1/3以下	1/3以下	1/3以下	1/3以下	1/3以下	1/3以下	ルール積立額の 約1/3以下 【毎年度】
県 債 管 理 基 金 積 立 不 足 率	(34.9%) 8.9%	40.0%	40.3%	42.1%	40.5%	36.9%	H19の2/3水準 (39.0%) 【H30】
経 常 収 支 比 率	97.3%	96.0%	96.5%	96.8%	96.1%	94.8%	90%水準 【H30】

1 実質公債費比率、県債管理基金積立不足率の()書きは、借換債平準化対策の影響を除いた場合の数値。

2 経常収支比率は、国の経済・財政再生計画において、地方一般財源総額が平成28年度から平成30年度まで実質的に平成27年度までと同水準に据え置かれたことや、臨時財政対策債の償還に係る公債費及び社会保障関係費等の経常的経費の増加に伴い上昇する傾向にある。

(4) 財政フレーム(事業費ベース)

区 分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
県	税 等	8,250	8,070	6,240	6,300	6,390	6,450	6,775	
	地方消費税率改定分								
地 方	交 付 税 等	3,650	3,790	4,630	5,110	4,850	4,930	4,800	
国	庫 支 出 金	1,660	1,850	2,780	2,060	1,930	2,460	2,045	
特	定 財 源	3,920	4,090	5,870	5,980	5,400	4,340	4,200	
起	債	1,170	1,040	1,285	1,020	1,000	1,230	910	
そ の 他 の	一 般 財 源	340	310	330	300	240	200	250	
歳	入 計 A	18,950	19,150	21,135	20,770	19,810	19,610	18,980	
人	件 費	6,340	6,090	5,780	5,740	5,680	5,600	5,380	
公	債 費	2,420	2,420	2,560	2,790	2,850	2,820	2,860	
	臨時財政対策債分	165	200	230	300	335	360	360	
	その他	2,255	2,220	2,330	2,490	2,515	2,460	2,500	
県	税 交 付 金	2,070	1,970	990	870	830	840	930	
	地方消費税率改定分								
行	政 経 費	総額	6,860	7,380	9,830	9,905	9,250	8,520	8,270
		特財	3,400	3,720	5,340	5,620	5,210	4,170	3,775
	社会保障の充実分等	総額							
投	資 的 経 費	総額	2,540	2,380	2,830	2,220	1,970	2,480	2,150
		起債	1,170	1,040	1,260	1,020	1,000	1,230	910
補	助 事 業	総額	1,420	1,310	1,540	1,290	1,260	1,770	1,255
		起債	500	470	720	600	570	820	555
単	独 事 業	総額	1,120	1,070	1,290	930	710	710	895
		起債	670	570	540	420	440	410	355
新	規 事 業 枠 分	0	(10)	(20)	(30)	(30)	(30)	(30)	
歳	出 計 B	20,230	20,240	21,985	21,525	20,580	20,260	19,590	
収	支 不 足 額 A - B C	1,280	1,105	850	755	770	650	610	
財	源 対 策 額 E + F + G D	1,280	1,105	850	755	770	650	610	
	退職手当債の発行 E	370	430	300	250	250	250	200	
	行革推進債の発行 F	290	350	240	250	250	100	170	
	県債管理基金の活用 G	620	325	310	255	270	300	240	
最	終 収 支 C + D H	0	0	0	0	0	0	0	

- 1 臨時財政対策債、減収補填債は、地方交付税等欄に計上
- 2 災害復旧事業は除く
- 3 5億円単位で表記しているため、合計が一致しないことがある
- 4 平成25～26年度の歳入の起債欄及び投資的経費・単独事業の起債欄には、地域の元気臨時交付金を含む
- 5 新規事業枠分の()書きは行政経費の内数

(単位:億円)

20～25小計	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26～30小計	20～30計	参 考	
								31年度	32年度
40,225	7,310	8,090	8,205	8,550	9,325	41,480	81,705	9,705	10,015
	205	795	815	990	1,430	4,235	4,235	1,515	1,535
28,110	4,655	4,330	4,205	4,330	4,155	21,675	49,785	3,960	3,965
13,125	1,715	1,810	1,695	1,695	1,735	8,650	21,775	1,735	1,720
29,880	3,485	3,150	3,880	3,885	3,870	18,270	48,150	3,815	3,775
6,485	935	1,025	890	770	760	4,380	10,865	745	745
1,630	205	215	190	200	200	1,010	2,640	200	200
119,455	18,305	18,620	19,065	19,430	20,045	95,465	214,920	20,160	20,420
34,270	5,425	5,335	5,335	5,340	5,340	26,775	61,045	5,315	5,320
16,300	2,895	2,955	2,825	2,875	2,930	14,480	30,780	2,990	3,040
1,785	450	515	585	645	715	2,910	4,695	785	860
14,515	2,445	2,440	2,240	2,230	2,220	11,575	26,090	2,210	2,190
6,430	1,005	1,415	1,380	1,475	1,725	7,000	13,430	1,745	1,920
	105	395	405	495	715	2,115	2,115	730	820
53,155	7,580	7,395	8,105	8,325	8,455	39,860	93,015	8,510	8,535
27,835	3,220	2,850	3,545	3,530	3,520	16,665	44,500	3,520	3,525
	90	450	445	670	765	2,420	2,420	765	765
14,030	1,890	1,900	1,740	1,605	1,595	8,730	22,760	1,580	1,580
6,460	935	1,025	890	770	760	4,380	10,840	745	745
8,425	1,020	1,110	1,045	1,020	1,020	5,215	13,640	1,020	1,020
3,735	440	480	455	445	445	2,265	6,000	445	445
5,605	870	790	695	585	575	3,515	9,120	560	560
2,735	495	545	435	325	315	2,115	4,850	300	300
(150)	(35)	(35)	(35)	(35)	(35)	(175)	(325)	(35)	(35)
124,180	18,795	19,000	19,385	19,620	20,045	96,845	221,025	20,140	20,395
4,740	490	380	320	190	0	1,380	6,120	20	25
4,740	490	380	320	190	0	1,380	6,120	0	0
1,680	200	200	100	100	0	600	2,280	0	0
1,360	125	150	100	90	0	465	1,825	0	0
1,700	165	30	120	0	0	315	2,015	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	20	25

【財政運営目標等の見通し】

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
プライマリーバランス	226	40	236	809	682	696	942
実質公債費比率(単年度) %	18.9	21.0	22.2	19.8	(19.5)	(19.4)	(20.1)
震災関連県債除き %	15.0	14.6	15.2	14.7	16.6	15.5	16.6
震災関連県債除き %	15.0	14.6	15.2	14.7	12.9	10.9	11.3
実質公債費比率(3か年平均) %	20.2	19.9	20.7	21.0	(20.5)	(19.5)	(19.6)
震災関連県債除き %	13.2	13.5	14.9	14.8	19.5	17.3	16.2
震災関連県債除き %	13.2	13.5	14.9	14.8	14.3	12.8	11.7
県債発行額	1,883	1,853	1,790	1,495	1,608	1,520	1,260
県債残高	33,592	34,455	35,753	37,039	38,050	39,086	39,825
臨時財政対策債、減収補填債75%分除き	33,592	33,651	33,547	32,975	32,392	31,766	30,855
県債残高(震災分)	8,460	8,037	7,605	7,136	6,675	6,216	5,757
県債残高(臨財債等除き) / 標準財政規模(倍)	3.0	3.3	3.3	3.2	3.1	3.0	2.9
将来負担比率 %	361.7	360.1	366.4	350.2	351.7	345.0	341.1
震災関連県債残高除き %	272.3	274.2	282.7	271.7	275.7	271.8	268.1
県債管理基金残高	1,867	1,650	1,646	2,461	(3,040)	(3,477)	(4,090)
県債管理基金残高	1,867	1,650	1,646	2,461	3,530	4,667	5,720
県債管理基金ルール積立額	870	1,054	1,159	1,296	1,353	1,446	1,358
県債管理基金取崩額	465	250	249	91	186	271	239
県債管理基金積立不足率 %	58.5	59.8	65.2	53.2	(48.4)	(44.8)	(34.9)
県債管理基金積立不足率 %	58.5	59.8	65.2	53.2	40.2	25.6	8.9
経常収支比率 %	103.5	99.1	98.3	94.5	99.3	98.8	97.3
震災関連公債費除き %	96.3	93.0	92.2	88.5	93.3	92.8	91.4

1 県債残高は、地方財政調査方式で算定しており、事業の年度繰り越しに伴うものを含んでいる

2 実質公債費比率、県債管理基金残高、県債管理基金積立不足率の()書きは、借換債平準化対策の影響を除いた場合の数値

(単位:億円)

20～25小計	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26～30小計	30-19	参 考	
								31年度	32年度
-	940	754	937	1,225	1,373	-	1,599	1,432	1,382
-	(19.1)	19.2	18.5	17.2	16.7	-	2.2	17.9	17.8
-	15.4					-			
-	10.5	12.9	14.3	13.5	14.3	-	0.7	13.9	14.7
-	(19.5)	(20.2)	(19.4)	18.3	17.5	-	2.7	17.3	17.5
-	15.8	17.1	17.7			-			
-	10.9	11.6	12.6	13.5	14.0	-	0.8	13.9	14.3
-	1,284	1,377	1,090	959	759	-	1,124	744	744
-	40,442	40,893	40,851	40,560	39,932	-	6,340	39,208	38,523
-	29,998	29,533	28,630	27,596	26,276	-	7,316	24,980	23,775
-	5,303	4,851	4,386	3,999	3,629	-	4,831	3,250	2,881
-	2.8	2.7	2.6	2.4	2.3	-	0.7	2.1	2.0
-	333.0	332.2	327.3	312.2	294.3	-	67.4	281.4	268.8
-	262.3	268.2	268.2	259.2	246.2	-	26.1	237.9	228.8
-	3,762	3,524	3,455	3,724	4,269	-	2,402	4,542	5,172
-						-			
-	1,289	1,233	1,201	1,436	1,393	-	523	1,474	1,456
-	168	30	120			-	465		
-	40.0	40.3	42.1	40.5	36.9	-	21.6	31.6	28.0
-						-			
-	96.0	96.5	96.8	96.1	94.8	-	8.7	94.7	94.9
-	90.3	90.9	91.8	91.8	91.0	-	5.3	91.0	91.3

6 各分野における改革内容

(1) 組織	ア．本庁	
--------	------	--

[改革の基本方向]

現行 5 部体制を維持し、引き続き時代の変化に伴う多様な政策課題に対して総合的かつ機動的に施策展開を図る。

小規模又は類似・関連業務を行う局・課を統合再編するとともに、係制を見直し、柔軟な組織運営を図る。

横断的な行政課題に対応するため設置している本部体制について、必要性の低下した本部を見直しつつ、引き続き活用を図る。

1 部・局の体制の見直し

(1) 5 部体制の維持

平成 20 年度に 6 部を 5 部に統合再編し、時代の変化に伴う多様な政策課題に対して総合的かつ機動的に施策展開を図っていることから、引き続き現行の 5 部体制を維持する。

(2) 所掌範囲の明確化

企画県民部の防災部門を防災監直属の組織に再編するなど、防災監や専門分野を担当する部長が所掌する組織を明確に位置づける。

2 局・課室の統合再編

各部における一体的な施策推進、業務執行の効率化の観点から組織の再編を行う。

(1) 局については、各部 3 ~ 4 局を基本として 20 局程度に統合再編する。

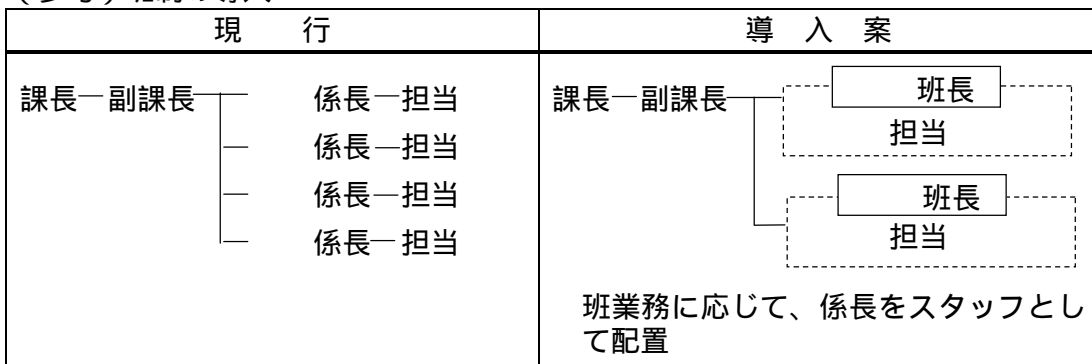
(2) 課については、10 人以下の小規模課や類似又は関連のある業務を行っている課の統合を基本として 100 課程度に再編する。また、簡素な組織体制の徹底を図るため、業務範囲の狭い 1 係のみを所管する室の見直しを図る。

3 班制の導入

現行の係制を廃止して、関連業務単位のグループ化により業務執行体制の強化を図るため、「班制」を導入する。

これにより、柔軟な人事配置や業務間の連携推進によって行政課題への対応力を強化する。

(参考) 班制の導入



4 本部体制の見直し

横断的な行政課題に対応するため設置している本部体制（平成 25 年度：29 本部）については、引き続き有効に活用するとともに、必要性の低下した本部は統合または廃止する。

5 実施時期

平成 26 年度～

6 今後の検討課題

本庁において、専門分野を担当するためスタッフとして配置している部長について、そのあり方を検討する。

[改革の基本方向]

県民局について、簡素で効率的な組織体制を徹底するため、本局組織のスリム化を図る。業務の専門性・機動性の向上、効果的・効率的な県民サービスを提供する観点から、事務所の見直しを行う。

1 県民局組織の見直し

(1) 本局組織のスリム化

県民局は、県民サービスの主体として定着しているとともに、政令市、中核市を含め、市町との連携を引き続き推進する必要があることから、総合事務所機能を維持しつつ、7県民局3県民センター体制とする。

神戸県民局、阪神南県民局、中播磨県民局については、基本的に、県としての仕事を政令市又は中核市が担っていることから、大胆なスリム化を図った上で、これらの市との連携に配慮して県民センターに改組する。

その他の県民局は、現地性や事業量に応じた組織体制の見直しを行い、簡素で効率的な組織とするため、そのスリム化を図る。丹波県民局については、副局長を廃止する。

(参考) 7県民局3県民センターへの移行

県民局	現行体制	再編案	
		名称	体制
神戸	・副局長配置 ・2室1参事 (又は3室)	県民センター	1室、副局長廃止
阪神南・中播磨			
丹波		県民局	1室、副局長廃止
その他の6県民局			

(2) 班制の導入

各県民局の本局組織について、従来の課のグループ化による「班制」を導入し、課題に応じた柔軟な人事配置や業務間の連携推進を図る。(実施時期：平成27年度～)

(3) 県民局事務所の見直し

業務の専門性の向上や機動力の強化を図るため、県民局事務所の一部の事務について、所管区域の広域化による見直しを行う。

[所管区域の広域化]

- ・県民室環境課(阪神南・阪神北、中播磨・西播磨を統合)
- ・健康福祉事務所検査室(宝塚・丹波、加古川・加東を統合)
- ・農林水産振興事務所水産課・漁港課(神戸・加古川、姫路・光都を統合)
- ・土木事務所まちづくり建築課(西宮・宝塚、姫路・光都を統合)
- ・土木事務所建設業課(姫路・光都を統合)

下線は統合後の所管事務所

相談体制の確保のため設置している健康福祉事務所保健支援センターについて、個別訪問相談等により県民ニーズに対応できており、センター設置の必要性が低下していることから廃止する。

2 県民局に属さない事務所の見直し

(1) こどもの館への指定管理者制度の導入

子どもから青年期まで一貫した健全育成施策の展開が期待できることから、（公財）兵庫県青少年本部を平成 26 年 4 月から指定管理者として指定する。

3 実施時期

平成 26 年度～

4 今後の検討課題

県民局、県民センターについて、組織のスリム化後の業務の実施状況や市町の行政体制等の状況を踏まえ、今後ともあり方を広く検討する。

(参考) 県民局本局組織図

[神戸県民センター]

現 行	再 編 案
<pre> 県民局長 副 局 長 総務室 県民室 地域課題参事 </pre>	<pre> 県民センター長 県民交流室 </pre>

[阪神南、中播磨県民センター]

現 行	再 編 案
<pre> 県民局長 副 局 長 総務企画室 県民室 地域課題参事 </pre>	<pre> 県民センター長 県民交流室 参事 </pre>

[丹波県民局]

現 行	再 編 案
<pre> 県民局長 副 局 長 総務企画室 県民室 地域課題参事 </pre>	<pre> 県民局長 県民交流室 参事 </pre>

[その他の6 県民局]

現 行	再 編 案
<pre> 県民局長 副 局 長 総務企画室 県民室 地域課題参事(室) </pre>	<pre> 県民局長 副 局 長 総務企画室 県民交流室 (参事) [西播磨、但馬、淡路] </pre>

地域再生大作戦の推進など地域振興のため、室内に参事を設置する。

(1) 組織	ウ．その他の組織
--------	----------

[改革の基本方向]

教育委員会、警察について、それぞれの特性を踏まえながら、知事部局の見直しに対応して、引き続き簡素で効率的な組織整備を進める。

教育事務所について、第2期ひょうご教育創造プランの各市町への普及、新通学区域の円滑な導入、いじめ等困難事案への迅速な支援を図るため、当面6教育事務所を維持するとともに、教育振興室については、専門性の向上及び機動性の強化を図る観点から、教育事務所へ統合再編する。

附属機関等について、行政の簡素・効率化の観点から、新設の抑制、必要性の低下したものの統廃合など運営の合理化を図る。

1 教育委員会

(1) 本庁組織

多様な教育課題等への対応を踏まえた組織の見直しに取り組む。
政令市への給与負担等に係る事務の移譲の動向を踏まえた組織の見直しを検討する。

(2) 教育事務所

第2期ひょうご教育創造プランの各市町への普及、新通学区域の円滑な導入など全県的重要課題への対応に加え、県からの支援が必要な小規模市町におけるいじめ等困難事案への迅速な対応や専門性の高い教育指導を重点的に実施するため、当面6教育事務所を維持する。併せて、総務事務の電子化等による合理化・効率化を図り、組織のスリム化に努める。

教育振興室について、指導主事の専門性を生かした指導や緊急事案への機動的な対応を強化するため、教育事務所に統合再編する。(実施時期：平成27年度～)

[教育振興室の教育事務所への統合]

- ・宝塚教育振興室を阪神教育事務所へ統合
- ・加東教育振興室を播磨東教育事務所へ統合
- ・光都教育振興室を播磨西教育事務所へ統合

(3) 今後の検討課題

本庁組織、教育事務所について、第2期ひょうご教育創造プランの各市町への普及など、重要課題への対応を図りつつ、教育委員会制度の改正、市町教育委員会との役割分担も踏まえ、引き続きあり方を検討する。

2 警 察

(1) 警察本部

治安情勢の変化等を踏まえ、組織の見直しに取り組む。

- ・科学捜査支援センターの新設（平成 26 年度）
- ・姫路優良・高齢運転者運転免許更新センター（仮称）の設置（平成 27 年度予定）

【平成27年 3 月改定】

- ・姫路優良・高齢運転者運転免許更新センター（仮称）の設置（平成 28 年度予定）

(2) 警察署・交番等

事件・事故の発生状況、住民の利便性や意向、人口動向、交通網の充実等の今後の社会情勢の変化等を踏まえ、警察署、交番等の適正配置に取り組む。

- ・姫路警察署、飾磨警察署、網干警察署の管轄区域の見直し（平成 26 年度）
- ・小野警察署（仮称）の新設（平成 27 年度予定）

3 附属機関等

(1) 統廃合及び運営の合理化、効率化の推進

附属機関及び要綱等に基づく協議会等について、引き続き新設の抑制、設置の必要性の低下したものの統廃合等を推進する。

委員報酬額については、行革上の措置として、引き続き日額は 20%減額、月額は 10%減額とする。

【平成28年 3 月改定】

委員報酬額については、行革上の措置として、日額は 12%減額、月額は 6%減額とする。

(2) 運営の活性化・透明性の向上

公募委員、女性委員の選任の拡大を図り、政策形成過程における県民の参画を一層推進する。

会議の公開や会議資料等の公表を進め、透明性の向上を図る。

[改革の基本方向]

定員削減については、各部門の目標に基づき、引き続き着実に進める。

一般行政部門および一般行政類似部門については、新たな行政課題に的確に対応しつつ、平成 20～25 年度の削減を踏まえ、事務事業・組織の徹底した見直し、民間委託の推進などにより、定員の削減を着実に進める。

教職員については、児童生徒数の推移や教職員定数改善の状況等、警察官については国の配置基準の改正等を踏まえ、配置を行う。

公営企業部門については、経営計画等を踏まえ、配置を行う。

退職する職員が有する豊富な経験や専門的知識を生かすため、引き続き退職する職員を再任用職員として活用し、適切な定数管理を行う。

非常勤嘱託員等については、職員の平成 26～30 年度削減目標に準じた定員の削減を進める。

1 職員

(1) 一般行政部門 [平成 30 年度までの削減数：約 2,700 人]

平成 20 年度から平成 30 年度までの間、事務事業・組織の徹底した見直し、民間委託の推進などにより、平成 19 年度職員数の概ね 3 割の定員の削減を行う。

平成 20～25 年度の削減実績を踏まえ、平成 26～30 年度で残りの概ね 8% の定員削減に取り組む。

一般行政部門	期間目標	H20～H25 実績	H26～H30
	30%	22.4%	約 8%

(2) 教育部門（教育委員会）[平成 30 年度までの削減数：約 390 人]

法令等により配置基準が定められている教職員は、基準に基づく適正配置を行う。

県単独教職員、事務局職員については、一般行政部門の取扱いに準じて概ね 3 割の定員削減に取り組む。

平成 20～25 年度の削減実績を踏まえ、平成 26～30 年度で県単独教職員は残りの概ね 9%、事務局職員は残りの概ね 11% の定員削減に取り組む。

教職員(法定)	法令基準に基づく適正配置		
	期間目標	H20～H25 実績	H26～H30
県単独教職員	30%	21.3%	約 9%
事務局職員	30%	19.7%	約 11%

(3) 警察部門 [平成 30 年度までの削減数：約 110 人]

法令により配置基準が定められている警察官は、基準に基づく適正配置を行う。

県単独警察官については、現行の水準を維持しつつ、国に対して政令定数化による財政措置を要望する。

事務職員については、鑑識や科学捜査等を除く一般行政類似部門の職員の概ね 3 割の定員削減に取り組む。

平成 20～25 年度の削減実績を踏まえ、平成 26～30 年度で残りの概ね 6% の定員削減に取り組む。

警察官(法定)	法令基準に基づく適正配置		
県単独警察官	現行水準維持(政令定数化を国要望)		
事務職員 (一般行政類似部門)	期間目標	H20～H25 実績	H26～H30
	30%	24.7%	約 6%

(4) 公営企業部門 [平成 30 年度までの削減数：約 200 人]

企業庁

ア 「経営ビジョン」「総合経営計画」に基づく、経営基盤の強化に向けた取組を推進することにより、概ね 3 割の定員削減に取り組む。

イ 平成 20～25 年度の削減実績を踏まえ、平成 26～30 年度で残りの概ね 11%の定員削減に取り組む。

企業庁	期間目標	H20～H25 実績	H26～H30
	30%	19.1%	約 11%

病院局

ア 「病院構造改革推進方策」等の見直しを踏まえ、医師、看護師等医療職員については、法令、診療報酬制度等に定められている配置基準を基本として業務量に応じた適正配置を行う。

イ その他の職員については、一般行政部門の取り扱いに準じて概ね 3 割の定員削減に取り組む。

ウ 平成 20～25 年度の削減実績を踏まえ、平成 26～30 年度で残りの概ね 9%の定員の削減に取り組む。

医療職員	法令、診療報酬制度等の配置基準を基本として、業務量に応じた適正配置		
その他の職員	期間目標	H20～H25 実績	H26～H30
		30%	21.8%

(参考) 職員の配置見込

(単位：人)

区 分			H26 見込
一般行政部門			6,298
教育部門	教育委員会	法定教職員	40,401
		県単独教職員	622
		事務局職員	407
警察部門	警察官		11,500
	警察事務職員		750
	うち一般行政類似部門		265
公営企業部門	企業庁		173
	病院局	医療職員	5,148
		その他の職員	399

2 再任用職員

職員の削減が進む中、退職する職員が有する豊富な経験や専門的知識を生かすため、引き続き退職する職員を再任用職員として活用し、適切な定数管理を行う。

(1) 勤務形態

再任用職員(一般行政部門および一般行政類似部門)は短時間勤務を基本とする。

【平成28年3月改定】

(1) 勤務形態

再任用職員(一般行政部門および一般行政類似部門)は短時間勤務を基本とする。

雇用と年金の接続の観点から、常時勤務を活用する。

(2) 配置

職員の職務経験、能力等を踏まえ配置。

役付職員の配置にあたっては、基本はスタッフ職とするが、特別の事情がある場合は、ポスト職の配置も検討。

(3) 定数管理

再任用職員数について、活用状況を対外的に明確化するため、定数条例により管理する。

再任用職員(フルタイム職)については、職員定数として管理。

再任用職員(短時間勤務職)については、実質的な活用状況を定数化して管理。

(参考)再任用職員(短時間)の配置見込 (単位:人)

区 分			H26 見 込
一般行政部門			385
教育部門	教育委員会	教職員	570
		事務局職員	30
警察部門	警察		35
公営企業部門	企業庁		15
	病院局		85

再任用短時間勤務職員数を通常の勤務時間数(38時間45分/週)を用いて、換算した人数(上限値)

3 非常勤嘱託員等 [平成30年度までの削減数:約200人]

一般行政部門および一般行政類似部門において、平成25年度を基準として平成30年度までに、職員の平成26~30年度削減目標に準じて概ね1割の削減を行う。

(参考)非常勤嘱託員等の配置見込 (単位:人)

区 分			H26 見 込
一般行政部門			1,819
教育部門	教育委員会	事務局部門	168
警察部門	警察事務職員	一般行政類似部門	109
公営企業部門	企業庁		20
	病院局	医療部門以外	115

(2) 定員・給与等

イ. 給与

[改革の基本方向]

給与抑制のあり方について、今後の具体的内容は、本県の財政状況、職員の勤務状況等を勘案し、検討を行う。

1 特別職

行財政構造改革の趣旨と特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、次の抑制措置を実施する。

【平成28年3月改定】

行財政構造改革期間中における本県の財政状況、一般職の状況、国の経済・財政再生計画の動向を踏まえ、段階的に抑制措置の縮小を図る。

(1) 給料の減額

区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計
知 事	5%	15%	20%
副 知 事	5%	10%	15%
教育長等	5%	5%	10%
防災監等	5%	2%	7%

【平成28年3月改定】

区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計
知 事	5%	9%	14%
副 知 事	5%	6%	11%
教育長等	5%	3%	8%
防災監等	5%	1.2%	6.2%

(2) 期末手当の減額

区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計
知 事	5%	30%	35%
副 知 事	5%	28%	33%
教育長等	5%	26%	31%
防災監等	5%	25%	30%

【平成28年3月改定】

区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計
知 事	5%	20%	25%
副 知 事	5%	18%	23%
教育長等	5%	16%	21%
防災監等	5%	15%	20%

(3) 退職手当の減額

区 分	答申による見直し	行革による減額	合 計
知 事	25%	5%	30%
副 知 事	25%	5%	30%

(参考) 特別職・議員の年収削減の状況 (平成 19 年度との比較)

[特別職]

区分	削減額			合計	年収	
	答申による削減額	行革による削減額	平成 21・22 年の人事委員会勧告に準じた期末手当の削減額		H19 年度	H25 年度
知事	125 万円	491 万円	63 万円	679 万円	2,614 万円	1,935 万円
副知事	107 万円	304 万円	51 万円	462 万円	2,058 万円	1,596 万円

[議員]

区分	削減額			合計	年収	
	答申による削減額(率)	行革による削減額(率)	平成 21・22 年の人事委員会勧告に準じた期末手当の削減額		H19 年度	H25 年度
議員	81 万円 (5%)	48 万円 (5%)	54 万円	183 万円	1,567 万円	1,384 万円

【平成28年3月改定】

(参考) 平成 28 年度特別職・議員の年収削減の状況 (平成 19 年度との比較)

[特別職]

区分	答申による削減額	行革による削減額	人事委員会勧告に準じた削減額	合計
知事	125 万円	336 万円	18 万円	479 万円
副知事	107 万円	211 万円	15 万円	333 万円

削減内容

H21: 期末手当 0.25 月
 H22: 期末手当 0.15 月
 H26: 期末手当 + 0.15 月、地域手当 + 0.50%
 H27: 期末手当 + 0.05 月、地域手当 + 0.25%

[議員]

区分	答申による削減額(率)	行革による削減額(率)	人事委員会勧告に準じた期末手当の削減額	合計
議員	81 万円 (5%)	48 万円 (5%)	29 万円	158 万円

期末手当の削減内容は特別職と同じ

2 一般職

行財政構造改革の趣旨と人事委員会勧告を踏まえ、給与の見直しを行う。

(1) 国の要請に基づく給与減額措置

平成 25 年 7 月から実施している、国の要請に基づく給与減額措置は、平成 25 年度末をもって終了する。

(2) 本県独自の給与抑制措置

給与抑制措置は平成 20 年度から継続して実施しているが、行財政構造改革期間中における本県の財政状況、国の中期財政計画の動向、職員の勤務状況等を踏まえ、段階的に縮小を図ることとし、その具体的内容は毎年度定める。

(参考) 平成 26 年度本県独自の給与抑制措置

給料の減額

全職員を対象に、役職に応じて 4.5%～9%減額（地域手当の 2%引下げ含む）

- ・行政職は次のとおり減額
- ・他の職種も行政職との均衡により減額

[管理職]

[一般職員]

部長・局長級	9%減額	主任専門員級	5%減額
課長級	8%減額	係長・主査・主任級	4.8%減額
副課長級	6%減額	若手職員	4.5%減額

期末・勤勉手当の減額

ア 役職加算・管理職加算を減額

イ 役職に応じて 3%～16%減額

（役職加算率） 20% 10% 15% 7.5% 10% 6% 5% 4%

（管理職加算率） 20% 10% 15% 7.5% 10% 5%

管理職手当の減額

管理職全員 20%減額

職員 1 人あたりの年収削減の状況（平成 19 年度との比較）

区分	削減額			年収	
	行革による削減額	勧告（平成21～24年）による削減額	合計	H19 年度	H25 年度
部長級	144 万円	51 万円	195 万円	1,189 万円	994 万円
課長級	95 万円	41 万円	136 万円	964 万円	828 万円
全職員平均	32 万円	29 万円	61 万円	657 万円	596 万円

2 一般職

行財政構造改革の趣旨と人事委員会勧告を踏まえ、給与の見直しを行う。

(1) 本県独自の給与抑制措置

給与抑制措置は平成20年度から継続して実施しているが、行財政構造改革期間中における本県の財政状況、国の経済・財政再生計画の動向、職員の勤務状況等を踏まえ、段階的に縮小を図ることとし、その具体的内容は毎年度定める。

(2) 平成28年度本県独自の給与抑制措置

給料の減額

- ア 行政職は平成26年度と比較して、減額措置を管理職は2/5、一般職は2/4縮小
イ 他の職種も行政職との均衡により減額措置を縮小

(参考)平成26年度の減額措置

[管理職]		[一般職員]	
部長・局長級	7%減額	主任専門員級	3%減額
課長級	6%減額	班長・主査・主任級	2.8%減額
副課長級	4%減額	若手職員	2.5%減額

(注)地域手当は含まない

期末・勤勉手当の減額

役職に応じて、平成26年度と比較して次のとおり減額措置を縮小

課長級以上 4%縮小

副課長級 3%縮小

主任専門員級以下 減額措置終了(一般職員の減額措置終了)

(参考)平成26年度の減額措置

[管理職]		[一般職員]	
部長級	14%減額	主任専門員級	4%減額
局長級	13%減額	班長・主査・主任級	1%減額
課長級	10%減額		
副課長級	4%減額		

(注)地域手当は含まない

(役職加算率) 20% 10% 15% 7.5% 10% 6% 5% 4%

(管理職加算率) 20% 10% 15% 7.5% 10% 5%

管理職手当の減額

管理職全員 20%減額

(参考)

地域手当の支給状況

平成27年度当初は、平成26年人事委員会勧告に基づき、対26年度0.5%引上げ

平成27年度は、平成27年人事委員会勧告に基づき、対27年度当初0.25%引上げ

区分	平成19年度	平成20～26年度		平成27年度当初		平成27年度		平成28年度当初	
		対19年度		対26年度		対27年度当初		対27年度	
1級地	10%	8%	2%	8.5%	+0.5%	8.75%	+0.25%	8.75%	±0%
2級地	7%	5%	2%	5.5%	+0.5%	5.75%	+0.25%	5.75%	±0%
3級地	5%	3%	2%	3.5%	+0.5%	3.75%	+0.25%	3.75%	±0%

平成28年度職員1人あたりの年収削減の状況（平成19年度との比較）

区分	行革による削減額	勧告(平成21～27年)による削減額	合計
部長級	110万円	24万円	134万円
課長級	71万円	18万円	89万円
全職員平均	23万円	13万円	36万円

削減内容

H21: 期末・勤勉 0.35月
 H22: 期末・勤勉 0.20月
 H26: 期末・勤勉 +0.15月、地域手当 +0.50%
 H27: 期末・勤勉 +0.10月、地域手当 +0.25%

旅費（宿泊料）の見直し

ア 特別職

実費支給（上限16,500円）

イ 一般職

国・他府県、民間の宿泊料の支給状況、旅費支給の事務処理を考慮し、宿泊地の区分を現行2区分から4区分に見直す

A地域	B地域	C地域	D地域
11,800円	10,900円	9,800円	8,700円

A地域：県の地域手当1級地のうち政令市（神戸市）

国の地域手当1～5級地のうち政令市

B地域：県の地域手当1級地のうち政令市以外（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市）

国の地域手当1～5級地のうち政令市以外

C地域：県の地域手当2級地（姫路市、明石市、川西市）

国の地域手当6、7級地

D地域：県の地域手当3級地（その他）

国の地域手当非支給地

〔改革の基本方向〕

職員一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、職務上の責任を果たすとともに、子育てや自己啓発などに取り組みやすい職場環境の構築を進める。

1 多様な働き方の推進

職員が仕事と生活をバランス良く両立させるため、各種支援制度を利用しやすい職場環境づくりを進める。

(参考) 主な制度

制度	概要
(1) 育児休業	3歳に達するまでの子を養育する場合
(2) 育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場合(1日の勤務時間を短縮)
(3) 子育て支援休暇	中学校就学前の子の看護等を行う場合(年5日)
(4) 男性の育児参加休暇	妻の出産にともない、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合(年5日)
(5) 介護休暇	要介護者である家族を介護する場合(最長6ヶ月)
(6) 自己啓発等休業	公務能力向上のため大学等へ就学する場合(最長2年)
(7) ボランティア休暇	被災地等で支援活動等を行う場合(年5日)

【平成28年3月改定】

制度	概要
(1) 育児休業	3歳に達するまでの子を養育する場合
(2) 育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場合(1日の勤務時間を短縮)
(3) フレックスタイム制	小学校修了前の子を養育する場合及び要介護者である家族を介護する場合
(4) 在宅勤務	小学校修了前の子を養育する場合
(5) 子育て支援休暇	小学校修了前の子の看護等を行う場合(年5日)
(6) 男性の育児参加休暇	妻の出産にともない、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合(年5日)
(7) 介護休暇	要介護者である家族を介護する場合(最長6ヶ月)
(8) 自己啓発等休業	公務能力向上のため大学等へ就学する場合(最長2年)
(9) ボランティア休暇	被災地等で支援活動等を行う場合(年5日)

2 超過勤務の縮減

超過勤務については、効率的な業務執行などにより引き続き、その縮減を図る。

(参考) 主な取組み

- (1) 管理職による適切な業務の進行管理
- (2) 超勤上限目標(原則:月45時間、年360時間)達成に向けた計画的な業務執行
- (3) 週休日等の振替制度の活用
- (4) 超勤代休時間の取得促進
- (5) 産業医による所属長・職員への助言・指導
- (6) 定時退庁日(水曜日・金曜日)・定時退庁週間の取り組み
- (7) 職員相互の親睦行事を組み入れた「コミュニケーションの日」、家族の絆を深める「家族の日」の設定
等

3 女性が活躍できる場の拡大

県政の意思決定過程への女性の参画促進を図るため、「第4次男女共同参画県率先行動計画」に基づき、女性の管理・監督職の拡充に向けた取り組みを推進する。

【平成27年3月改定】

県政の意思決定過程への女性の参画促進を図るため、「第5次男女共同参画県率先行動計画（H27.3策定予定）」に基づき、女性の管理・監督職の拡充に向けた取り組みを推進する。

（参考）第4次男女共同参画県率先行動計画

(1) 女性の管理・監督職の拡充

	目標(H27.4)	実績(H25.4)
管理職（本庁課長相当職以上）の女性割合	6.5%	6.2%
行政職新規管理職（7級）の女性割合	10.0%	16.2%
行政職新規役付職員の女性割合	20.0%	22.1%

(2) 男性職員の子育て参加の推進

	目標(H26年度)	実績(H24年度)
男性職員の育児休業等取得率	30.0%	13.2%
育児休業	1.0%	1.1%
男性の育児参加休暇	29.0%	12.1%

【平成27年3月改定】

（参考）

女性職員の登用目標

	目標(H32.4)	実績(H26.4)
知事部局等の管理職に占める女性比率	15.0%	5.8%

* 第4次男女共同参画県率先行動計画における目標（達成済み）

	目標(H27.4)	実績(H26.4)
管理職（本庁課長相当職以上）の女性割合	6.5%	6.5%
行政職新規管理職（7級）の女性割合	10.0%	15.5%
行政職新規役付職員の女性割合	20.0%	24.1%

(3) 行政施策	ア．事務事業	H25 予算額(うち一般財源): 863,470 百万円(357,950 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): 2,668 百万円(1,212 百万円) 平年ベース(うち一般財源): 3,442 百万円(1,981 百万円)

[改革の基本方向]

国の制度改正や地方財政措置との均衡、県と市町等との役割分担等の観点から見直しを行うとともに、ひょうごの目指すべき将来を見据え、安全安心の確保や社会・地域全体で暮らしを支える仕組みの構築等に取り組むなど、施策の「選択と集中」を徹底する。

県民の多様な参画と協働の取組みを推進するとともに、民間活力の活用等により業務執行方法の一層の簡素化、効率化を図る。

1 一般事業費等の削減

行政経費のうち、施設維持費を除く一般事業費及び新規事業枠経費について、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間、毎年度 10% の削減を行う。

このうち、毎年度 5 % 相当額については、新規事業財源として活用する。

2 一般事務費の削減

(1) 超過勤務手当(一般行政部門)

一般事業費の削減に準じ、適切に見直しを行う。

(2) その他事務費

事務執行の実情を踏まえながら、一般事業費の削減に準じ、適切に見直しを行う。

3 施設維持費の抑制

庁舎、公的施設等の維持管理経費については、以下の取組等により引き続き、その抑制を図る。

- (1) 契約の工夫(電力、ガス契約における入札の実施等)
- (2) 保守点検、清掃、警備等の委託契約の仕様(回数等)の見直し
- (3) 指定管理者制度の導入にあたり公募の実施
- (4) 県有施設の空きスペースの活用による民間ビル賃借料の軽減
- (5) 都市公園における公園内施設の見直しや施設管理水準の適正化の維持
- (6) ハーバーランド庁舎を含めた借上庁舎の賃借料等の節約、県有施設の活用検討 等

4 政策的経費の見直し

(1) 限られた財源の中で最大の効果が得られるよう「選択と集中」を徹底することにより、その施策目的をゼロベースで評価し、継続、修正、廃止について、不断の見直しを実施

(2) 国の制度改正等を踏まえ、県単独施策のあり方について、対象者や負担割合などを見直すとともに、県施策の重点化を推進

(3) 地方財政措置を上回って本県独自に措置している事業について、措置すべき水準を見直し

(4) 基礎自治体である市町との役割分担について、市町の財政状況や市町における事業の定着状況等を勘案し見直しを検討するとともに、電子申請システムや電子入札システムの共同運営など事務の共同処理の推進に取り組む

(5) 新規事業にかかる 3 ヶ年の事業内容・実績について、事業開始時の趣旨を踏まえ検証し、事業のあり方を見直し

(6) 県民のニーズ等を踏まえ、事業の統合・再編、重点化などにより、効率的な執行方法に見直し

(7) ネーミングライツなど、さらなる自主財源の確保を推進

(8) 事業実績や社会情勢の変化等を踏まえ、助成対象等を見直し

(9) 受益と負担の適正化の観点から、使用料や手数料等を見直し

5 経費節減・事務改善等の全庁的な推進

(1) 事務的経費の節約や事務執行方法の簡素化・効率化など事務改善の取組みを全庁的に推進し、経費節減を図る。

(2) 職員提案制度を活用した事務改善や各課の実情に応じた事務改善（各課1係1事務改善）の取組みを推進するとともに、民間活用により効率的な事務執行が図れる業務について、アウトソーシングの検討を進める。

(3) 行政施策	ア．事務事業	私立学校経常費補助（私立高等学校分）	
		H25 予算額（うち一般財源）： 12,292 百万円（ 10,363 百万円）	
		効果額	初年度（うち一般財源）： 123 百万円（ 123 百万円） 平年ベース（うち一般財源）： 402 百万円（ 402 百万円）

私立高等学校の運営費に対する経常費補助に係る地方交付税措置単価には、生徒の授業料軽減分が含まれている。一方、本県では授業料軽減補助を経常費補助とは別途補助しており、支援措置が重複していることから、その解消を段階的に図る。

1 見直し内容

- (1) 経常費補助に係る地方交付税措置単価に含まれる授業料軽減分を段階的に縮減する。
- (2) 上記の見直しによる各年度の縮減額は、地方交付税措置単価の増加額の範囲内とする。

2 実施時期

平成 26 年度

(3) 行政施策	ア．事務事業	私立高等学校等生徒授業料軽減補助	
		H25 予算額(うち一般財源)：684 百万円(642 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源)：49 百万円(49 百万円) 平年ベース(うち一般財源)：145 百万円(145 百万円)

私立高等学校の生徒の学費負担を軽減するため実施している授業料軽減補助について、国の就学支援金の制度改正等を踏まえ見直す。

1 見直し内容

(1) 授業料軽減補助単価の見直し

平成 26 年度からの国の就学支援金の制度改正を踏まえ、就学支援金に上乗せして措置している授業料軽減補助について見直す。

(2) 隣接府県の私立高校への通学生の取り扱い

隣接府県内の私立高校への通学生について、隣接府県から本県内の私立高校への通学生に対する授業料助成制度がある場合は従前どおりの取り扱いとし、助成制度がない場合はその 1 / 2 の補助額とする。

なお、県内私立高校通学生に対する本県の授業料軽減補助額と上記補助額との差額を限度として、隣接府県内の私立高校への通学生に対する奨学金貸付の対象とする。

2 実施時期

平成 26 年度

ただし、見直し後の制度は、平成 26 年度入学者から適用する。

[国の就学支援金の改正を前提とした場合]

(1) 国の就学支援金制度の改正

所得制限の導入

各所得階層における就学支援金の拡充

(2) 国の就学支援金の制度改正を踏まえた県の授業料軽減補助単価の見直し

生活保護世帯

・授業料軽減補助単価：82,000 円

国の就学支援金(297,000 円)と併せ、県内平均授業料(約 379,000 円)まで補助し、授業料の実質無償化を図る

全国平均授業料(378,624 円) 県内平均授業料(約 379,000 円)

全国平均は直近の平成 24 年度確定値、県内平均は平成 25 年度暫定値

年収 250 万円未満世帯

・授業料軽減補助単価：82,000 円

国の就学支援金(297,000 円)と併せ、県内平均授業料(約 379,000 円)まで補助し、授業料の実質無償化を図る

年収 250 万円以上～350 万円未満世帯

・授業料軽減補助単価：40,000 円

国の就学支援金の増加額(9,400 円)と併せ、現行の授業料軽減補助額(50,000 円)に相当する額を補助

年収 350 万円以上～590 万円未満世帯

国の就学支援金の増加額(29,400 円)が現行の授業料軽減補助額(30,000 円)と概ね同額であることから、就学支援金で対応

(参考) 補助受給額(国の就学支援金+授業料軽減補助)

(単位：円)

階層別の 所得基準	県内私立高校				差引 B - A
	現行制度 A		見直し後 B		
生活保護世帯	357,600		379,000		21,400
	就学支援金	授業軽減補助	就学支援金	授業軽減補助	
	237,600	120,000	297,000	82,000	
年収250万円未満程度	307,600		379,000		71,400
	就学支援金	授業軽減補助	就学支援金	授業軽減補助	
	237,600	70,000	297,000	82,000	
年収250万円以上 ～350万円未満程度	228,200		277,600		49,400
	就学支援金	授業軽減補助	就学支援金	授業軽減補助	
	178,200	50,000	237,600	40,000	
年収350万円以上 ～590万円 未満程度	148,800		178,200		29,400
	就学支援金	授業軽減補助	就学支援金	授業軽減補助	
	118,800	30,000	178,200	0	
年収590万円 以上 ～910万円未満程度	118,800		118,800		0
	就学支援金	授業軽減補助	就学支援金	授業軽減補助	
	118,800	0	118,800	0	
年収910万円以上程度	118,800		0		118,800
	就学支援金	授業軽減補助	就学支援金	授業軽減補助	
	118,800	0	0	0	

現行制度は570万円

(3) 行政施策	ア．事務事業	私立高等学校等生徒授業料軽減補助	
		H25 予算額(うち一般財源): 684 百万円(642 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): 49 百万円(49 百万円) 平年ベース(うち一般財源): 145 百万円(145 百万円)

私立高等学校の生徒の学費負担を軽減するため実施している授業料軽減補助について、さらなる就学機会の確保のため拡充する。

1 見直し内容

(1) 授業料軽減補助単価の見直し

国の就学支援金に上乗せして措置している授業料軽減補助を拡充する。

(2) 隣接府県の私立高校への通学生の取り扱い

隣接府県内の私立高校への通学生について、隣接府県から本県内の私立高校への通学生に対する授業料助成制度がある場合は従前どおりの取り扱いとし、助成制度がない場合はその1/2の補助額とする。

なお、県内私立高校通学生に対する本県の授業料軽減補助額と上記補助額との差額を限度として、隣接府県内の私立高校への通学生に対する奨学金貸付の対象とする。

2 実施時期

平成28年度

ただし、拡充後の制度は、平成28年度入学者から適用する。

〔国の就学支援金と授業料軽減の内容〕

(1) 生活保護世帯

・授業料軽減補助単価：82,000円

国の就学支援金(297,000円)と併せ、県内平均授業料(約379,000円)まで補助し、授業料の実質無償化を図る

全国平均授業料(378,624円) 県内平均授業料(約379,000円)

全国平均は直近の平成24年度確定値、県内平均は平成25年度暫定値

(2) 年収250万円未満世帯

・授業料軽減補助単価：82,000円

国の就学支援金(297,000円)と併せ、県内平均授業料(約379,000円)まで補助し、授業料の実質無償化を図る

(3) 年収250万円以上～350万円未満世帯

・授業料軽減補助単価：82,000円

年収250万円未満世帯と同額を補助

(4) 年収350万円以上～590万円未満世帯

・授業料軽減補助単価：21,000円

(3)の区分の平成28年度からの増加額(42,000円)の1/2に相当する額を補助

(参考) 補助受給額(国の就学支援金+授業料軽減補助)

(1人あたり単価)

(単位：円)

階層別の 所得基準	県内私立高校				差引B-A
	現行制度 A		見直し後 B		
生活保護世帯 年収250万円未満	379,000		379,000		0
	就学支援金	授業料軽減補助	就学支援金	授業料軽減補助	
	297,000	82,000	297,000	82,000	
年収250万円以上 ～350万円未満程度	277,600		319,600		42,000
	就学支援金	授業料軽減補助	就学支援金	授業料軽減補助	
	237,600	40,000	237,600	82,000	
年収350万円以上 ～590万円未満程度	178,200		199,200		21,000
	就学支援金	授業料軽減補助	就学支援金	授業料軽減補助	
	178,200	0	178,200	21,000	
年収590万円以上 ～910万円未満程度	118,800		118,800		0
	就学支援金	授業料軽減補助	就学支援金	授業料軽減補助	
	118,800	0	118,800	0	
年収910万円以上程度	対象外		対象外		-

(3) 行政施策	ア．事務事業	自治振興助成事業	
		H25 予算額(うち一般財源)：1,000 百万円(0 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源)： - 百万円(- 百万円) 平年ベース(うち一般財源)： - 百万円(- 百万円)

今後、市町の有する公共施設等の多くが更新時期を迎え、その老朽化対策として多額の維持・更新費用が生じる。また、合併算定替が縮減される中で、合併団体においては引き続き地域活性化対策が必要である。このような市町の多額の財政負担を軽減するために、低利での貸付対象に公共施設等の更新等に係る経費を追加する。

1 見直しの内容

低利貸付事業の対象として、現行の生活排水処理対策事業等に加え、公共施設等の更新に係る経費及び合併市町が実施する地域活性化事業に係る経費を追加する。

〔公共施設等の更新に係る経費への貸付〕

- (1) 目的：老朽化した公共施設等の更新について必要な経費に低利貸付を行い、住民生活や地域交流を支えるための整備を促進(各事業債を充当後の一般財源負担相当分に貸付予定)
- (2) 対象：公共施設等(道路、橋りょう、文化施設等)の更新に取り組む市町
- (3) 貸付利率：財政融資資金利率から2分の1を低減して得た率

〔合併団体における地域活性化の推進にかかる経費への貸付〕

- (1) 目的：今後、合併算定替の段階的な縮減の影響を受ける市町が実施する地域活性化事業を支援
- (2) 対象：合併市町
- (3) 貸付利率：財政融資資金利率から2分の1を低減して得た率

2 実施時期

平成 26 年度

(参考) 現行制度の概要

1 事業概要

市町等が行う自治振興事業に貸付を行い、その総合的かつ計画的な実施を促し、もって明るい地方自治の実現に寄与する。

2 貸付対象事業と貸付利率

	貸付対象事業	貸付利率
ア	市町が行う投資的事業等、地方財政法第5条の規定に基づく経費	原則、財政融資資金利率と同率
イ	アのうち過疎地域等振興に特に資すると認められた事業	財政融資資金の貸付利率から1%を低減して得た率。ただし、1.0%を限度とする。(財政融資資金の利率が1.0%を下回る場合は、財政融資資金利率)
ウ	アのうち生活排水処理対策事業(H16末の生活排水処理率が80%を下回る市町に限る)	財政融資資金の貸付利率から2分の1を低減して得た率。

(3) 行政施策	ア．事務事業	県民交流バスの実施	
		H25 予算額(うち一般財源): 157 百万円 (157 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): 24 百万円 (24 百万円)
			平年ベース(うち一般財源): 24 百万円 (24 百万円)

メニューごとの利用実績を踏まえ、補助台数の見直しを行う。

1 見直し内容

平成 23 年度、平成 24 年度の実績を踏まえ、総台数を 1,000 台削減し、5,000 台とする。

区 分		H23	H24	H25	見直し案	増減(H25比)
走る県民教室	計 画	3,800	2,500	2,500	2,000	500
	実 績	2,185	2,178	-	-	-
都市農村交流バス	計 画	750	950	750	500	250
	実 績	451	457	-	-	-
ツーリズムバス	計 画	1,700	2,200	2,400	2,200	200
	うち当初	1,200	2,200	2,400	2,200	200
	実 績	1,889	2,187	-	-	-
ひょうご ツーリズムバス	計 画	1,600	1,900	1,900	1,750	150
	うち当初	1,100	1,900	1,900	1,750	150
	実 績	1,789	1,963	-	-	-
しごと ツーリズムバス	計 画	100	300	500	450	50
	実 績	100	224	-	-	-
エコツーリズムバス	計 画	250	350	350	300	50
	実 績	247	319	-	-	-
合 計	計 画	6,500	6,000	6,000	5,000	1,000
	うち当初	6,000	6,000	6,000	5,000	1,000
	実 績	4,772	5,141	-	-	-

2 実施時期

平成 26 年度

(参考) 現行制度の概要

区 分	目 的	補助単価
走る県民教室	県政理解と地域間交流の促進	1 日 25 千円、1 泊 2 日 50 千円
都市農村交流バス	農林漁業体験、生産者グループ等による消費者等との交流促進、地域 PR 促進等	1 日 25 千円、1 泊 2 日 50 千円
ツーリズムバス		
ひょうごツーリズムバス	県外からの県内ツーリズム資源の見学等の促進	[20 人以上] 1 日 15 千円、1 泊 2 日 30 千円 [10~19 人] 1 日 7.5 千円、1 泊 2 日 15 千円
しごとツーリズムバス	小中学生への「ものづくり」学習機会の提供と職業意識の醸成	1 日 25 千円
エコツーリズムバス	環境学習の推進	1 日 25 千円、1 泊 2 日 50 千円
合 計		

(3) 行政施策	ア．事務事業	兵庫・アジア太平洋大学間交流ネットワーク（HUMAP）構想の推進	
		H25 予算額（うち一般財源）：62 百万円（62 百万円）	
		効果額	初年度（うち一般財源）：1 百万円（1 百万円） 平年ベース（うち一般財源）：1 百万円（1 百万円）

国の留学生施策の拡充や留学生交流の実績が拡大傾向にある中、県内大学のニーズもあることから、今後、兵庫とアジア・太平洋地域との更なる交流拡大を推進していくため、(独)日本学生支援機構(JASSO)の制度改正を踏まえ、実情に応じたきめ細やかな奨学金単価等に見直す。

1 見直し内容

(1) 留学生交流(派遣)

JASSO の派遣に対する奨学金単価見直しを踏まえ、JASSO 制度と同様に留学先の地域毎に、奨学金単価を設定する。

地区区分	現行	見直し後	地域名・都市名
指定都市	8 万円/月	10 万円/月	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ロンドン、パリ 等
甲地方		8 万円/月	北米、欧州、中近東
乙地方		7 万円/月	指定都市、甲地方、丙地方以外の地域
丙地方		6 万円/月	アジア(インドシ半島、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ポルネオ、香港を除く)、中南米、アフリカ

(2) 留学生交流(短期受入)

本県制度において受入期間が1ヶ月程度である件数が多いこと、JASSO が平成 23 年度から短期留学生についても支援対象(8 万円/月)としたことを踏まえ、対象期間及び奨学金単価を見直す。

区分	現行	見直し後	
対象期間	2 週間程度	8 日以上 15 日以内	15 日超～1ヶ月程度
奨学金単価	4 万円/回	4 万円/回	8 万円/回

2 実施時期

平成 26 年度

(3) 行政施策	ア．事務事業	ふれあいの祭典	
		H25 予算額(うち一般財源): 52 百万円 (52 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): 2 百万円 (2 百万円)
			平年ベース(うち一般財源): 2 百万円 (2 百万円)

全県フェスティバルと分野別イベントの同時開催の形の定着を踏まえ、全県フェスティバルのあり方を見直す。

1 見直し内容

ひょうご健康福祉まつり、ひょうごエコフェスティバルについて、全県フェスティバル(ふれあいフェスティバル)と一体的に実施し、各実行委員会を一本化することにより、イベントの効率的な運営、一体感の向上を図る。

2 実施時期

平成 26 年度

(参考) 現行制度の概要

区 分		現 行	平成 26 年度以降
全県フェスティバル		全県フェスティバル	全県フェスティバル (一体的運営)
分 野	健 康 福 祉	ひょうご健康福祉まつり	
	環 境	ひょうごエコフェスティバル	

(3) 行政施策	ア. 事務事業	生活創造センター等の運営	
		H25 予算額(うち一般財源): 355 百万円 (355 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円) 平年ベース(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円)

神戸生活創造センターの見直し効果額は、神戸ハーバランド庁舎で計上

地域住民の自主的、主体的な活動を促進するため、地域特性等を踏まえた生活創造センターや生活創造情報プラザを設置する文化会館等の機能・運営を見直す。

1 見直し内容

(1) 神戸生活創造センターの機能集約

近隣施設との重複や一部機能（創作工房、ビデオ編集室等）の利用率が低迷していることから、施設の機能を5階に集約し、広域的な連携・交流を支援する機能に重点化する。

区分	現 行	見直し後
4階	創作工房・ビデオ編集室 パフォーマンススペース	〔廃止〕 〔5Fに集約〕
5階	スタジオ 図書コーナー 事務室 (学習支援室(生きがい創造協会)) (エコプラザ(環境創造協会))	多目的スペース(ミーティング、グループ活動、ワークショップ等) スタジオ 図書コーナー(縮小) 事務室(縮小) 〔廃止〕 〔本部施設へ移転〕

(2) 生活創造情報プラザ(文教府・文化会館、嬉野台生涯教育センター、中播磨生活創造情報プラザ)の運営の見直し

地域づくりの経験を有する人材を活用した運営を行い、より地域の実情に応じた事業展開を図るため、地域団体・NPO等を指定管理者として運営を充実させる。

文化会館等(文教府・文化会館、嬉野台生涯教育センター)が生涯学習・地域づくり活動の拠点となるよう、耐震改修に併せて機能面での整備を図る。

2 実施時期

平成26年度：神戸生活創造センターの機能集約

平成26～29年度：文化会館等の運営の見直し

(3) 行政施策	ア. 事務事業	神戸ハーバーランド庁舎	
		H25 予算額(うち一般財源): 431 百万円 (414 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): 44 百万円 (40 百万円) 平年ベース(うち一般財源): 62 百万円 (59 百万円)

入居施設の取り巻く状況の変化、課題等を踏まえ、一部機関の移転、規模縮小等により、1フロアを削減する。

1 見直し内容

(1) ひょうごエコプラザ

相談内容が広範囲かつ専門化する状況を踏まえ、ひょうご環境創造協会内において一体的に対応するため、機能を協会本部(須磨区行平町)に移転する。

(2) 生涯学習情報コーナー

学習情報の提供に特化することとし、学習支援室の廃止等により、規模を縮小のうえ、6階に移転

(3) 神戸生活創造センター【再掲】

神戸・阪神地区で同種の機能を有する市町施設の整備が進んだこと、一部機能(創作工房、ビデオ編集室等)の利用率が低迷していることから、施設の機能を5階に集約し、広域的な連携・交流を支援する機能に重点化する。

(参考) 神戸ハーバーランド庁舎の概要

区分	現行の施設配置	見直し内容
7階	男女共同参画センター ハローワーク相談窓口 (女性就業相談室内)	現行どおり
	交流サロン	
6階	ひょうごボランティアプラザ	生涯学習情報コーナーを5階より移転
	兵庫県民総合相談センター	
5階	ひょうごエコプラザ	協会本部施設へ移転
	生涯学習情報コーナー	学習支援室の廃止等により、規模を縮小のうえ、6階に移転
	神戸生活創造センター	創作工房の廃止等により、5階に集約
4階		廃止
2階	県民ギャラリー	現行どおり

2 実施時期

平成26年度

(3) 行政施策	ア．事務事業	高齢者大学運営事業	
		H25 予算額 (うち一般財源): 85 百万円 (85 百万円)	
		効果額	初 年 度(うち一般財源): 0 百万円 (0 百万円)
			平年ベース(うち一般財源): 10 百万円 (10 百万円)

広域的に活躍する地域づくり人材の育成など県が実施する高齢者大学の役割の徹底を図るため、高齢者の多様な学習ニーズにも対応しながら講座内容の見直しを図る。

阪神シニアカレッジについては、学科ごとに学習室が分散し非効率な運営にあることから、運営体制を効率化し、学生の活動に対する支援や交流の推進を図るため、学習室の集約を検討する。

1 見直し内容

(1) 専門的・実践的な講座内容への見直し

趣味や教養の提供を中心とする市町に対し、県は地域づくり人材の育成等を担ってきたが、その役割を一層明確にするため、各高齢者大学においてフィールド学習やワークショップ等の手法の拡充、地域マネジメント力の習得(グループ・団体運営、ITによる広報等)、事業展開のスキルアップ(地域づくりの企画力向上、コミュニティビジネスの展開等)に向けた講座の実施など、地域づくり活動につながる専門的・実践的な講座内容の一層の充実を図る。

(2) 阪神シニアカレッジの見直し

運営体制の効率化を図りつつ、在学生や卒業生の学科を越えた交流や地域づくり活動を推進するため、4箇所に分散している学習室の集約を検討する。

(参考) 阪神シニアカレッジの現状

講 座		定 員 (全学年合計)	学 習 室
4 年制 講座	園 芸	200 人(50 人/学年×4)	宝塚ソリオ 2
	健 康	200 人(50 人/学年×4)	西宮香風高校
	国際理解	200 人(50 人/学年×4)	尼崎中小企業センター
阪神ひと・まち 創造講座(2 年制)		60 人(30 人/学年×2)	伊丹ショッピング デパート

2 実施時期

平成 26 年度～：専門的・実践的な講座内容への見直し

(3) 行政施策	ア．事務事業	高齢者大学運営事業	
		H25 予算額 (うち一般財源): 85 百万円 (85 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): 0 百万円 (0 百万円) 平年ベース(うち一般財源): 10 百万円 (10 百万円)

広域的に活躍する地域づくり人材の育成など県が実施する高齢者大学の役割の徹底を図るため、高齢者の多様な学習ニーズにも対応しながら講座内容の見直しを図る。

阪神シニアカレッジについては、学科ごとに学習室が分散し非効率な運営にあることから、学生の活動に対する支援や交流の推進を図るとともに、運営体制を効率化するため、学習室を集約する。

1 見直し内容

(1) 専門的・実践的な講座内容への見直し

趣味や教養の提供を中心とする市町に対し、県は地域づくり人材の育成等を担ってきたが、その役割を一層明確にするため、各高齢者大学においてフィールド学習やワークショップ等の手法の拡充、地域マネジメント力の習得(グループ・団体運営、ITによる広報等)、事業展開のスキルアップ(地域づくりの企画力向上、コミュニティビジネスの展開等)に向けた講座の実施など、地域づくり活動につながる専門的・実践的な講座内容の一層の充実を図る。

(2) 阪神シニアカレッジの機能向上

在学生や卒業生の学科を越えた交流や地域づくり活動をさらに推進するとともに、運営体制の効率化を図るため、4箇所分散している学習室を宝塚健康福祉事務所の新庁舎整備にあわせて集約する。

(参考) 阪神シニアカレッジの集約案

場所	宝塚健康福祉事務所庁舎 3～4階	
規模	2,000 m ²	
機能	学科教室	大教室(合同講座)、中教室(学科別講座)、小教室(阪神ひと・まち創造講座)、図書室
	交流スペース	交流ホール(学生交流・地域交流)、グループ活動室(グループ学習・活動)、学生自治会室
	事務室等	事務室、地域活動支援センター、講師控室、共用部等

2 実施時期

- ・平成26年度～：専門的・実践的な講座内容への見直し
- ・平成28～30年度：宝塚健康福祉事務所・阪神シニアカレッジの整備
- ・平成30年度～：集約した学習室の運営開始

(3) 行政施策	ア．事務事業	ボランティア基金助成事業(兵庫県社会福祉協議会交付金)	
		H25 予算額(うち一般財源): 140 百万円 (0 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): 15 百万円 (0 百万円) 平年ベース(うち一般財源): 15 百万円 (0 百万円)

これまでの支援により、中間支援活動を行うNPO法人の育成が進むとともに、NPO法人数も増加していることから、助成メニューの見直しを行う。

1 見直し内容

(1) 助成メニューの見直し

中間支援活動助成

同一団体同一内容での長期継続支援とならないよう、間接経費の上限枠や、同一テーマの助成期限を設けるなど、条件を見直す。

NPO・行政協働事業助成

NPOと行政が協働で課題解決に取り組むモデル・ノウハウが蓄積されたことから、廃止する。

フロンティア事業助成・地域づくり活動ネットワーク支援助成

NPOの機動力や専門性を生かした取組は、他のNPOや地縁団体等と連携して取り組むことでより成果が期待できることから、フロンティア事業助成と地域づくり活動ネットワーク支援助成を統合する。

(参考) 見直し案の概要

助成メニュー	内 容	25 年度		26 年度		差 引
		件 数 (上限額)	助成額 [千円]	件 数 (上限額)	助成額 [千円]	
県民ボランティア活動助成	継続的にボランティア活動を行うボランティアグループ・団体の取組に助成	3,000 件 (3 万円以内)	90,000	同 左	90,000	0
中間支援活動助成	中間支援活動を行う NPO 法人がその機能を発揮し、地域の NPO 等の活動を支援する取組に助成	10 件 (上限 100 万円)	10,000	同 左	10,000	0
NPO・行政協働事業助成	NPO と行政との協働による、課題解決に向けた取組に助成	15 件 (上限 100 万円)	15,000	廃 止	0	15,000
フロンティア事業助成	NPO による機動力、専門性などを生かした先導的、先駆的な取組に助成	16 件 (上限 100 万円)	16,000	統 合 42 件 (上限 50 万円)	21,000	0
地域づくり活動ネットワーク支援助成	地域における NPO、行政、地縁団体等の交流やネットワークづくりの取組に助成	10 件 (上限 50 万円)	5,000			0
特定課題対応助成	災害・事故等での活動や特定の課題に対応する活動を支援	8 件程度	4,000	同 左	4,000	0
計			140,000		125,000	15,000

2 実施時期

平成 26 年度

(3) 行政施策	ア．事務事業	ひょうご災害ボランティア活動サポート事業（兵庫県社会福祉協議会交付金）	
		H25 予算額（うち一般財源）：54 百万円（ 0 百万円）	
		効果額	初年度（うち一般財源）： 14 百万円（0 百万円）
平年ベース（うち一般財源）： 14 百万円（0 百万円）			

各般にわたるボランティア活動支援が市町社会福祉協議会事業として定着している一方、被災状況や災害ボランティアニーズの把握に時間を要した近年の災害時の対応を踏まえ、集中豪雨等の災害に迅速・的確に対応するため、平時からひょうごボランティアプラザと市町社会福祉協議会がネットワークを構築し、緊密な連携のもと、災害への備えを強化する必要があることから、災害ボランティア活動支援に特化する。

1 見直し内容

補助対象額を災害ボランティア活動支援に特化するため 200 万円とし、その 1 / 2 相当額を定額（100 万円）助成する。

2 実施時期

平成 26 年度

（参考）市町社会福祉協議会への補助基本額・負担割合等

区 分	現 行	見直し後
事業名称	ひょうごボランティア活動サポート事業	ひょうご災害ボランティア活動サポート事業
補助対象額	405 万円	200 万円
負担割合	県 1 / 3 市町（市町社協含む） 2 / 3	県 100 万円（定額） 1 / 2 相当額
助成対象事業	ボランティア活動の担い手の育成 交流・ネットワークの推進 情報の収集・提供・発信 マッチング支援 相談 災害ボランティア活動支援 ～ のうちから3事業以上実施	災害ボランティア活動支援 〔 災害時だけでなく、災害に備えるための平時の災害ボランティア活動支援についても対象 〕

(3) 行政施策	ア．事務事業	地域づくり活動サポーター設置事業、 子ども・若者サポーター設置事業	
		H25 予算額(うち一般財源): 48 百万円 (48 百万円)	
		効果額	初 年 度(うち一般財源): 29 百万円 (29 百万円)
平年ベース(うち一般財源): 29 百万円 (29 百万円)			

団体間のネットワークを活かし、地域の青少年団体と協働するなど、業務の効率化を図り、地域づくり活動サポーターと子ども・若者サポーターを統合する。

1 見直し内容

平成 16 年度に設置した地域づくり活動サポーターは、県民運動を支援する団体間のネットワーク化が進んだこと、また、平成 6 年度に設置した子ども・若者サポーターは、こどもの冒険ひろば(累計 517 箇所)や若者ゆうゆう広場(45 箇所)が広く展開されていることなどの一定の成果が挙げられたことから 2 事業を統合する。

今後は、これまでの成果である団体間のネットワーク等を活かし、県民の身近なアドバイザーとして、地域づくりや青少年活動など幅広く活動できる地域活動コーディネーター(仮称)を設置する。

2 実施時期

平成 26 年度

(参考) 現行制度の概要

区 分	地域づくり活動サポーター	子ども・若者サポーター
設 置 人 数	10 名(1 名/県民局域)	10 名(1 名/県民局域)
設 置 方 法	こころ豊かな美しい地域推進会議等に業務委託	青少年本部へ補助
業 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、発信(県民運動情報誌の発行) ・地域づくりに関する相談 ・地域資源の利活用の調整 ・団体、NPO等とのマッチング ・各種分野別推進員等との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の青少年団体等と連携した児童虐待防止に向けた広報・啓発活動等への支援 ・子どもの冒険ひろばや若者ゆうゆう広場の運営支援 ・子ども・若者育成支援推進法の施行を踏まえた地域課題・ニーズの把握 ・青少年交流加の運営や青少年ボランティアの発掘・登録等青少年活動の活性化 ・地域の多様な活動主体と連携した事業の実施

(3) 行政施策	ア．事務事業	NPO活動応援貸付制度	
		H25 予算額(うち一般財源): 30 百万円 (0 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): 30 百万円 (0 百万円) 平年ベース(うち一般財源): 30 百万円 (0 百万円)

貸付実績が低調なこと、金融機関において同種の貸付制度が充実していることから、NPO 活動応援貸付制度を廃止する。

1 見直し内容

平成 25 年度に要件緩和を実施したにも関わらず貸付実績が低調なことから、政府系金融機関等において同種の貸付制度が充実していることも踏まえ、平成 26 年度新規貸付分から県の貸付制度を廃止する。

なお、既貸付実行分については、償還期間内において貸付を継続する。

2 実施時期

平成 26 年度

(参考) 貸付制度の概要

区 分	～平成 24 年度	平成 25 年度
貸付対象	設備資金及び運転資金	
貸付額	50 万円以上 600 万円以下	
利 率	1.55%	1.20%
貸付期間	7 年以内	
連帯保証人	3 名以上	1 名以上

(参考) 貸付実績の推移

年度	貸付額	件数
H13	8,500 千円	3 件
H14	6,000 千円	2 件
H15	20,300 千円	7 件
H16	11,500 千円	5 件
H17	3,000 千円	1 件
H18	9,000 千円	3 件
H19	9,000 千円	3 件
H20	6,000 千円	2 件
H21	5,000 千円	2 件
H22	0 千円	0 件
H23	2,300 千円	1 件
H24	1,240 千円	1 件
H25	12,000 千円	2 件
計	93,840 千円	32 件

平成 25 年度は 10 月末時点

(3) 行政施策	ア．事務事業	ふるさとづくり推進費	
		H25 予算額(うち一般財源): 1,500 百万円 (1,186 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円) 平年ベース(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円)

地域が抱える多様な課題に対応し、地域ビジョンや地域活性化の実現に向けて、県民局が地域の実情に応じて行う取組みを支援する事業を創設したが、事業期間である3年間（平成23年度～25年度）が経過することから、事業を廃止する。

地域の夢推進費による取組みの評価・検証を踏まえるとともに、新たな地域課題やニーズ等を踏まえ、「ふるさとづくり推進費」を創設する。

1 見直し内容

地域の夢推進費は、平成23年度に改定した地域ビジョンの実現に向けて、地域がその実情に応じて実施する活性化のための取組みを支援するために展開してきたが、3年間で実施してきたものであることから、廃止する。

今後、本格的な人口減少社会に向かう中で、ふるさと意識を醸成し、地域を愛する人々とともに元気なふるさと兵庫づくりを進めていく必要があり、県民、事業者、地域団体等の主体的な取組みを引き出すことが一層求められることから、「ふるさとづくり推進費」を創設する。

なお、平成25年度に実施している「地域の元気創出事業（県民局チャレンジ枠事業）」については廃止し、「ふるさとづくり推進費」に一本化する。

2 ふるさとづくり推進費

(1) 対象事業

県民局・県民センターが裁量を持ち、地域のきめ細かな課題に対応していくという枠組みは維持しつつ、県民や市町等との連携をさらに強化した「ふるさとづくり」を推進するため、次のような新たな取組みを導入する。

- ・幅広い県民等からの提案を踏まえた県と県民等との協働事業
- ・地域再生に取り組む地域を応援するための地域の施設整備への市町と共同した支援 等

(2) 配分

・通常枠

ソフト事業は一律、ハード事業は、人口、面積、市町数や財政力、政令市や中核市の有無等を考慮して傾斜配分

・特別枠

各年度の地域の特別事情による需要に対応するため、通常枠とは別枠で配分

3 実施時期

平成26年度

(3) 行政施策	ア．事務事業	ふるさと創生推進費	
		H25 予算額(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円) 平年ベース(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円)

県民局・県民センターが策定した地域創生戦略に基づく事業等を積極的に推進するため、「ふるさと創生推進費」を創設する。

なお、「ふるさとづくり推進費」は廃止する。

1 見直し内容

本県では、かねてから県民局・県民センターが地域の実情に応じて自主的に行う取組みを促進するため、ふるさとづくり推進費等を措置してきた。

全国的に地方創生が求められるなか、本県では産官学金労言の専門家で構成する「兵庫県地域創生戦略会議」を設置し、専門的な見地から意見を聴取し、9月県議会で議決を得て「兵庫県地域創生戦略」を策定した。

県民局・県民センターにおいても同様に策定した地域創生戦略に基づく事業等を積極的に推進するため、「ふるさと創生推進費」を創設する。

2 ふるさと創生推進費

(1) 対象事業

地域創生戦略の事業を基本に、県と県民等との協働事業、市町と共同で支援する地域再生に係る施設整備等を含め、県民局・県民センターが主体的に選択した地域創生に資する事業

(2) 配分

人口、面積、市町数や財政力、政令市や中核市の有無等を考慮して傾斜配分

ただし、各年度の地域の特別事情による需要に対応するため、総額の枠内で上記とは別に配分する場合がある。

3 実施時期

平成 28 年度

(3) 行政施策	ア・事務事業	地域再生大作戦の展開	
		H25 予算額(うち一般財源): 250 百万円 (200 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円) 平年ペース(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円)

過疎化、高齢化等の進展により地域の活力が失われつつある多自然地域を中心に、地域の自主的・主体的な取組みによる賑わい創造や活性化、農業振興、定住等を促進するため、地域に根ざした「地域再生大作戦」の展開を図り、地域の再生、活性化を総合的に支援する。

1 見直し内容

(1) 事業内容の見直し

集落活動を維持・継続するための支援や支え合う仕組みづくりに引き続き取り組むとともに、モデル事業により活性化が図られた地域の自立を促す支援の強化や、地域の魅力発信など地域の取組みを支える基盤づくりを進める。

地域の自立的取組みの継続に向けた支援の拡充

集落活動の維持・継続、集落が支え合う仕組みづくり、将来構想づくり等の支援を進めるとともに、モデル事業としての成果を踏まえた全県的な展開や、自立に向けた取組みの継続実施を促進するため、さらなる活動の活性化等に向けた合意形成のほか、地域の自由な発想により企画されたハード・ソフト両面での活動及び事業実施を支援する。

地域の取組みを支える基盤づくりの拡充

地域の取組みを支える基盤づくりとして、アンテナショップ拡充等による地域の持つ魅力の発信、大学生など多様な主体による参画の促進、地域活動の核となる人材育成などの取組みを強化する。

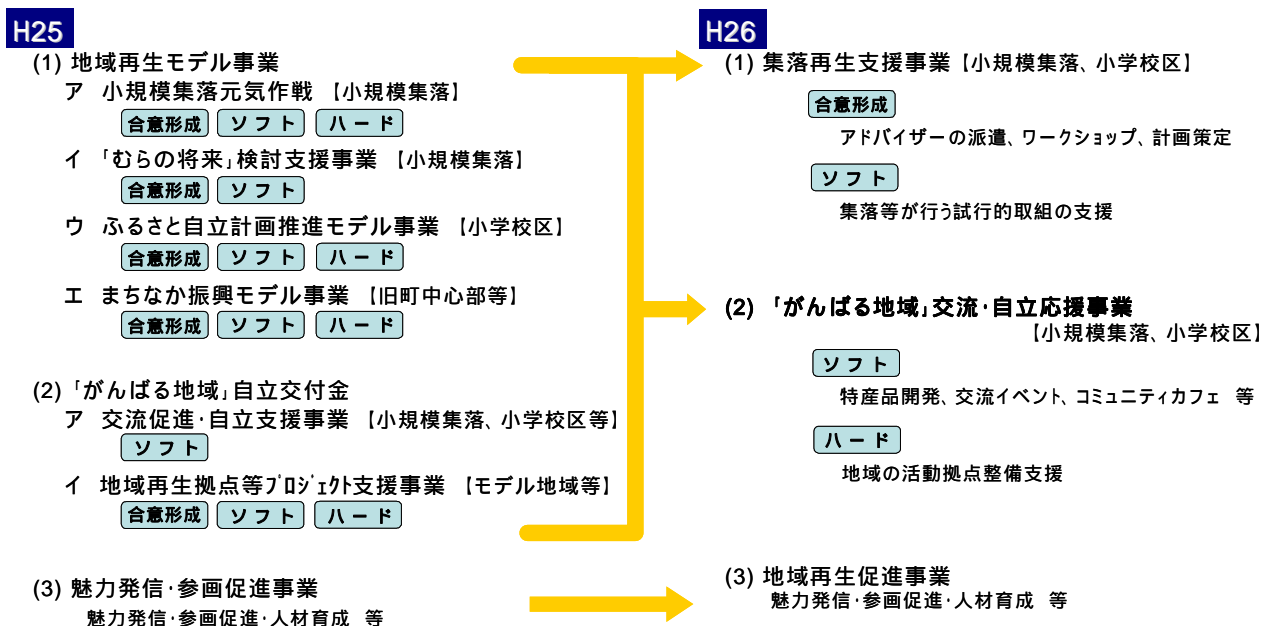
(2) 本庁と県民局等の役割分担の見直し

市町との連携を強化し、より地域に根ざした持続的な取り組みとしていくため、県民局等の役割を強化する。

2 実施時期

平成 26 年度

(参考) 施策体系の見直し



(3) 行政施策	ア．事務事業	子どもの冒険ひろば事業	
		H25 予算額(うち一般財源): 24 百万円 (24 百万円)	
		効果額	初 年 度(うち一般財源): 2 百万円 (2 百万円)
平年ベース(うち一般財源): 2 百万円 (2 百万円)			

事業創設後10年が経過し、全県で累計500箇所を超える広場が展開されていることを踏まえ、県のモデル事業は終了し、県の支援のあり方を見直す。

1 見直し内容

活動に必要な資機材等については、「ひょうご子ども・若者応援団」を通じた企業や団体等からの提供品を活用するなどにより自主的な運営を促すとともに、市町との連携による事業実施が広く図られるよう、補助額・補助団体数・申請方法を見直す。

区 分	現 行	見直し後
実施主体	青少年団体、NPO等	
補 助 額	補助基本額 800千円 県補助額(定額) 800千円以内	補助基本額 800千円 県補助額(定額) 400千円(1/2相当) (200千円(1/4相当)～400千円(1/2相当)の市町随伴を期待)
団 体 数	30団体	50団体 (概ね1団体/市町区を想定)
申 請 先	地方青少年本部	市町を経由して 地方青少年本部へ申請

2 実施時期

平成26年度

(3) 行政施策	ア．事務事業	若者ゆうゆう広場事業	
		H25 予算額(うち一般財源): 9百万円(9百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): 9百万円(9百万円) 平年ベース(うち一般財源): 9百万円(9百万円)

若者ゆうゆう広場の展開状況等を踏まえ、県補助金を廃止する。

1 見直し内容

事業創設後10年が経過し、全県で45箇所の広場が自主事業として展開されている中、利用者の増加、広場間の連携強化及び新規団体の参画等の成果が見られたことから、県の補助金を廃止する。

2 実施時期

平成26年度

(参考) 現行制度の概要

支援団体：NPO，青少年団体などの若者ゆうゆう広場中間支援組織

助成団体数：20団体

助成額：300千円/団体(定額)

助成対象：先進団体が実施する地域における広場活動の充実・発展に資する事業

(3) 行政施策	ア．事務事業	ひょうご県民交流の船事業	
		H25 予算額(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円)
			平年ベース(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円)

引き続き、厳しい財政状況を踏まえ事業休止を継続する。

1 見直し内容

(1) ひょうご県民交流の船
事業休止を継続

2 実施時期

平成 26 年度

(3) 行政施策	ア．事務事業	老人医療費助成事業	
		H25 予算額(うち一般財源)：756 百万円 (756 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源)：13 百万円 (13 百万円) 平年ペース(うち一般財源)：230 百万円 (230 百万円)

国の医療保険制度改革に対応し、自己負担割合等の見直しを行う。

1 見直し内容

(1) 自己負担割合

国における高齢者の自己負担割合の見直しにより、70～74歳の自己負担割合が現行の1割から2割とされることから、現行制度を継続すると、70～74歳の低所得者より65～69歳の低所得者の方が自己負担割合が低くなる逆転現象が生じるので、これを解消するため、65～69歳の低所得者の負担割合を1割引き上げ2割とする。

(2) 負担限度額

従来より低所得者と低所得者の方には負担割合の差を1割設けていたが、この見直しにより同じ2割の負担となることから、負担の均衡を図るため、低所得者については負担限度額を引き上げる。

[自己負担割合]

区分	現行	見直し後	本来割合	
70～74歳	1割 …国特例措置	2割	2割	
65～69歳	低所得者	} 県単独助成	2割	3割
	低所得者		2割	3割

2 実施時期

対象者等への制度の周知や市町での円滑な事務手続きを考慮して、平成26年7月実施とする。

なお、現行の対象者(65～69歳)については、経過措置として70歳になるまで現行の自己負担割合・負担限度額による助成制度を継続する。

[制度概要]

区分	現行	見直し後
対象者	65歳以上69歳以下の者	同左
所得制限	低所得者(後期高齢者医療の低所得基準に準拠) 市町村民税非課税世帯で世帯全員に所得なし (年金収入80万円以下かつ所得なし) 低所得者(自立支援医療の低所得基準に準拠) 市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた 所得80万円以下	同左
自己負担割合	定率1割負担(低所得世帯は2割負担)	定率2割負担
負担限度額	低 後期高齢者医療の低所得基準に準拠 ・外来 8,000円 ・入院等15,000円	同左
	低 後期高齢者医療の低所得基準に準拠 ・外来 8,000円 ・入院等24,600円	
事業主体	市町	同左
助成割合	市町の財政力指数に応じて1/2または2/3	同左

(3) 行政施策	ア．事務事業	母子家庭等医療費助成事業	
		H25 予算額(うち一般財源)：1,008 百万円(1,008 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源)：171 百万円(171 百万円) 平年ペース(うち一般財源)：310 百万円(310 百万円)

母子家庭等医療費助成事業の対象となる所得制限等を見直す。

1 見直し内容

(1) 対象者

乳幼児・こども医療費助成事業の充実を踏まえ、母子(又は父子)世帯と他の世帯との著しい不均衡を是正するために、対象を経済的不安の大きい低所得者層に重点化する。

新たな所得制限は、児童扶養手当の基準を準用し、児童扶養手当全部支給の基準以下を対象とする。

(2) 負担限度額

低所得基準を超える世帯について、乳幼児等医療費助成事業との均衡を図るため、負担限度額を同事業に合わせる。

2 実施時期

平成26年7月

[制度概要]

区分	現行	見直し後
対象者	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母又は父及びその児童 ・遺児	同左
所得制限	一般 児童扶養手当(一部支給)の所得制限の基準を準用(所得268万円未満) 扶養親族2人の場合 (注)児童扶養手当を加えた扶養親族2人の場合の実収入額429万円	児童扶養手当(全部支給)の所得制限の基準を準用(所得95万円未満) 扶養親族2人の場合 (注)児童扶養手当を加えた扶養親族2人の場合の実収入額226万円
	低所得基準 市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下	同左
一部負担金	外来 1 医療機関等あたり1日600円(低所得者:400円)を限度に月2回までの負担	1 医療機関等あたり1日800円(低所得者:400円)を限度に月2回までの負担
	入院 定率1割負担 負担限度額：月額2,400円(低所得者:1,600円)	定率1割負担 負担限度額：月額3,200円(低所得者:1,600円)
実施主体	市町	同左
補助率	市町の財政力指数に応じて1/3～2/3	同左

(3) 行政施策	ア．事務事業	老人クラブ活動強化事業	
		H25 予算額(うち一般財源): 152 百万円 (152 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): 14 百万円 (14 百万円) 平年ベース(うち一般財源): 14 百万円 (14 百万円)

現行の子育て支援活動・高齢者見守り活動に対する補助事業について、補助単価及び補助対象者を見直す。

また、高齢者自らが行う体操（健康体操等）の実施・普及促進活動を行っている単位老人クラブに対して、新たに支援する。

1 見直し内容

(1) 子育て支援活動・高齢者見守り活動

補助単価の見直し

現行の子育て支援活動・高齢者見守り活動に対する補助単価について、月額4,400円を、国庫補助と同額の月額3,500円に見直す。

補助対象クラブの見直し

県施策の一層の促進を図るためには、単位老人クラブへの指導・支援を行う市町老人クラブ連合会の取組活動が必要なことから、補助対象を同連合会に加盟する単位老人クラブへと見直す。

(2) 高齢者自らが行う体操（健康体操等）の実施・普及促進活動

高齢者の健康づくりを支援するため、高齢者自らが行う体操（健康体操等）の実施・普及促進活動を行っている単位老人クラブに対して、月額500円を補助する。

なお、新たな事業を県下全域で展開していくためには、市町老人クラブ連合会及び単位老人クラブへの指導・支援を行う県老人クラブ連合会及び神戸市老人クラブ連合会の取組活動が必要なことから、補助対象を同連合会傘下の単位老人クラブとする。

また、県老人クラブ連合会に未加入の市町老人クラブ連合会加盟の単位老人クラブについては、1年間に限り、補助の対象とする。

2 実施時期

平成26年度

(参考) 制度概要

区分	現行	見直し後		参考：国庫補助
対象事業	・子育て支援活動 ・高齢者見守り活動	同左	健康体操等の実施 ・普及促進活動	学習活動、リーダー研修等
補助単価	@4,400円/月	@3,500円/月	@500円/月	@3,500円/月
対象クラブ	全単位老人クラブ	市町老人クラブ連合会加盟の単位老人クラブ	県・神戸市老人クラブ連合会傘下の単位老人クラブ	全単位老人クラブ

(3) 行政施策	ア．事務事業	民間社会福祉施設運営交付金	
		H25 予算額(うち一般財源): 386百万円(386百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): -百万円(-百万円) 平年ベース(うち一般財源): -百万円(-百万円)

民間社会福祉施設が実施する利用者サービス向上の取組状況を踏まえ、交付金算定方法を見直す。

1 見直し内容

現行の算定方法では、各施設の職員加配状況が十分に反映される交付額となっていないため、より加配の実態に即した算定方法とすることにより、利用者サービスの向上を図る。

2 交付金算定方法

交付金 = (職員配置基準人数 × 配置基準単価) + (職員加配人数 × 加配単価)

加配人数は、配置基準人数の半数を上限とする。

加配人員がない場合は、配置基準人員への交付も行わない。

ケアハウスは別途、運営費に対する県単独助成(補助割合2/3程度)があるため、交付金算定額に1/3を乗じた金額とする。

3 補助単価

(1) 配置基準単価 = 40千円(現行制度新規施設の1人当たり補助単価)

(2) 加配単価 = 60千円(加配に対しては配置基準単価の1.5倍で評価)

4 入所施設加算

上記に加え入所施設(ケアハウスを除く)については、通所施設に比べ、夜勤手当等の経費が増高することから、一定額を加算する。

[加算額]

定員	加算額
61人以上	10万円
60人以下	5万円

5 激変緩和措置

当分の間、交付額を前年度対比、50万円以上上回る場合は50万円まで、30万円以上下回る場合は30万円までの増減額とする激変緩和措置を講じる。

6 実施時期

平成26年度

(参考) 現行制度の概要

(1) 交付金算定方法

「職員配置基準人員 × 10%」と「加配人数」の低い方 × 800千円

(2) 激変緩和措置

各施設への交付額は平成22年度交付額の80% ~ 100%の範囲内とする。

(3) 対象施設(見直しは行わない)

県が設置認可権を有する民間社会福祉施設(介護保険施設、重症心身障害児施設を除く)

(3) 行政施策	ア．事務事業	待機児童の解消	
		H25予算額(うち一般財源): 6,281 百万円 (672 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円) 平年ベース(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円)

増大する保育需要に対応するため、小規模保育の活用等により、早期に待機児童を解消するとともに、就学後を含む保育の量をさらに確保する。

1 見直し内容

(1) 保育所等の整備

増大する保育ニーズに対応するため、安心こども基金等を活用し保育所等を整備する。

- ・ 保育所緊急整備事業(分園を含む)
- ・ 小規模保育事業
- ・ 認定こども園整備事業 等

(2) 小規模児童クラブの推進

幼稚園、保育所等を活用した放課後児童クラブの開設を支援し、待機児童対策とニーズのある全小学校区での開設を促進する。

(3) 潜在保育士等に対する就職支援

潜在保育士に対する現場復帰に必要な実習等を行うほか、保育士養成学校の在学生等への説明会の開催や、職場環境の改善に向け、保育所経営者等を対象とした労務管理研修を実施する。

2 実施時期

平成26年度

(参考) 事業の現状

1 認可保育所定員増と待機児童数

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
定員増数	1,515	2,299	1,559	3,011	2,500(見込)
待機児童数	905	997	1,071	927	802

待機児童数は、各年度4月1日現在

2 認定こども園の認定数

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
15 (全国3位)	19 (全国4位)	31 (全国4位)	60 (全国2位)	72 (全国2位)	93 (全国1位)

各年度4月1日現在

(3) 行政施策	ア．事務事業	保育の質の向上	
		H25 予 算 額(うち一般財源)：1,172百万円(0百万円)	
		効果額	初 年 度(うち一般財源)：-百万円(-百万円) 平年ベース(うち一般財源)：-百万円(-百万円)

子育て環境の充実に向け、待機児童の解消はもとより、幼児教育・保育の質向上のほか、放課後対策の充実を推進する。

1 見直し内容

(1) 表彰制度等の創設

保育の質向上への取組

保育現場の意識を高めるため、保育の質向上に積極的に取り組む保育所・認定こども園に対する表彰制度や、第三者評価や保護者への満足度調査を通じた優良施設を認証する手法について検討委員会を設置し、検討のうえ実施する。

(2) 兵庫型放課後児童対策の推進

「児童クラブ」と「子ども教室」の連携、一体的運用の推進

すべての児童を対象に、生活の場と遊びの場を兼ね備えた安全で健やかな放課後の居場所づくりを推進するため、「児童クラブ」と「子ども教室」の連携による一体的実施を推進する。

放課後児童クラブ研修ガイドラインの策定

新制度実施後の放課後児童クラブ指導員の資質向上のため、研修ガイドライン(研修体系、モデルプログラム等)を策定する。

(3) こどもの館の新展開

自然体験活動の促進に向けた実践研究

未就学児童対象の「森のようちえん(仮称)」を開設し、自然体験活動を行う中で、親子の居場所づくりやネグレクト等の防止に向けた実践活動プログラムの開発と市町への提案を行う。

乳幼児期における教育の充実に資する調査研究

乳幼児期における教育・児童虐待等の現代的課題の研究や、認定こども園、幼稚園、児童館などと連携した実践的研究のほか、市町の乳幼児相談担当者や児童厚生施設職員等向けの研修会を開催する。

2 実施時期

平成26年度以降順次

(3) 行政施策	ア．事務事業	子育てを支える仕事と生活のバランス	
		H25予算額(うち一般財源): 61百万円(25百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): -百万円(-百万円) 平年ベース(うち一般財源): -百万円(-百万円)

県内では、約6万人の女性が就業を希望しており、一方で、男性労働者の育児休業取得の阻害要因に職場の雰囲気などが含まれることから、男女がともに、子育てに積極的に関わりながら、仕事にもいきいきと取り組めるよう環境整備を進める。

1 見直し内容

(1) 女性の活躍促進

女性就業相談室の機能充実

出産や育児等で離職した女性の再就業を支援する女性就業相談室において、利用者ニーズの高いキャリアコンサルタントによる個別相談の実施回数を増やすなど、機能の充実に努める。

(2) 男性の家事・育児への参画促進

男性の育児休業取得促進

男性労働者が子育てに専念している事例の情報発信など、男性労働者が希望すれば育児休業を取得できる職場環境づくりを推進する。

父親の子育て参画促進

地域で開催している「お父さん応援講座」を職域にも拡大し、父親の子育てへの参画を促進する。

2 実施時期

平成26年度以降順次

(3) 行政施策	ア．事務事業	出会いサポートセンター事業	
		H25 予算額(うち一般財源): 138 百万円 (39 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): - 百万円(- 百万円) 平年ベース(うち一般財源): - 百万円(- 百万円)

これまでに成婚数が 744 組となるなど、着実な成果を挙げているが、実績や県民ニーズ等を踏まえながら、更なる効率的・効果的な運営を進める。

1 見直し内容

(1) 各センターの開所日数及び曜日の見直し

県民局ごとにある 10 センターについて、会員の利用状況に応じた開所日数や開所曜日となるよう見直す。

(2) ひょうご縁結びプロジェクト(個別お見合い紹介事業)の会員登録料の見直し

受益と負担の適正化の観点から、会員登録料を 3,000 円/年から 5,000 円/年に見直す。

(3) 出会いイベント事業とこうのとりの会事業の統合

平成 11 年度から実施している農山漁村部の男性と都市部の女性の出会いの機会を提供する「こうのとりの会」事業については、より広くイベント参加を募るため「出会いイベント事業」に統合する。

(4) こうのとりの会大使等のボランティアの活用拡大

現在、出会いサポートセンター事業の普及啓発や会員勧誘等を行っているこうのとりの会大使について、その活動内容を拡充する。また、各センターにおいて、事業の普及啓発及び会員登録希望者への制度説明等を行うボランティアの配置を進める。

2 実施時期

平成26年度以降順次

(参考) 事業の現状(平成 25 年 12 月 28 日時点)

1 各センターごとの会員数(ひょうご縁結びプロジェクト)

(単位:人)

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
1,717	498	465	665	330	742	258	172	201	156	5,204

2 事業内容及び成婚数等

事業名	内容	会員数	会員負担	成婚数
ひょうご縁結びプロジェクト(H23~)	はばタン会員を対象に、個別のお見合いを実施	5,204人	会員登録料 3,000円/年	230組
出会いイベント	企業内会員及び個人登録会員に対して、出会いイベントを企画・提供(H18~)	297団体 8,432人 協賛210団体	イベント参加 の実費負担	156組
	【こうのとりの会】(H11~) 農産漁村部の男性と都市部等の女性との出会いイベント	3,593人		149組
こうのとりの会大使による交流会等(H21~)	こうのとりの会大使(600人)による地域ごとの「縁結び交流会」等	-		31組
出会い支援団体ネットワーク事業(H19~)	市町・社協・地域団体・NPO等出会い支援団体(38団体)との共催イベント	-		178組
計				744組

(3) 行政施策	ア．事務事業	高齢者が安心して暮らせる生活支援システムの構築	
		H25 予 算 額(うち一般財源): 1,040 百万円 (70 百万円)	
		効果額	初 年 度(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円) 平年ベース(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円)

2025年(団塊の世代が後期高齢者となる年)の後期高齢者人口は、現在の約1.5倍となることから、引き続き高齢者が安心して地域で暮らせるよう、特別養護老人ホーム等の整備に加え、高齢者の在宅生活を支援するシステムを構築する。

1 見直し内容

(1) 特別養護老人ホームの整備推進

第5期介護保険事業支援計画に基づくと、現在の特養入所対象者(要介護1~5)を見直し、重度者(要介護3~5)に重点化した特養整備を推進することにより、約11,000床分を2025年までに整備する必要があることから、各市町と調整し、計画的に整備を推進する。

区 分	第5期		第6期 (15-17)	第7期 (18-20)	第8期 (21-23)	第9期 (24-26)
	(12)	(13-14)				
特養定員	21,957	23,893	←			→ 約33,000
整備床数	764	1,936	←			→
整備累計	-	2,700	←			→ 約11,000

(2) 重度者に対する在宅サービスの推進

用地確保が難しい等の理由により特養整備が進まない都心部の市町においては、24時間対応の在宅サービスである「定期巡回・随時対応サービス」及び有料老人ホーム等に必要な介護サービスの付いた「特定施設入居者生活介護」の充実を図ることにより対応する。

定期巡回・随時対応サービス

24時間対応の在宅サービスである「定期巡回・随時対応サービス」については、現時点では、夜間対応職員の確保と利用者数の確保等が課題となっており、介護事業者の参入が進んでいないが、特養待機者や在宅重度者等の状況等を踏まえながら、介護事業者の計画的な確保を図る。

特定施設入居者生活介護

介護サービスの提供等の基準を満たした有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅に「特定施設入居者生活介護」の指定を進めることにより、特養に入所できない高齢者に特養並の介護サービスを提供する。

【参考：特定施設入居者生活介護】

介護保険で、特養と同等の入浴・排泄・食事等の介護サービスを施設職員から受けることができる有料老人ホーム等

(3) 軽度者に対応する24時間の見守りサービスの提供

安心地区・地域サポート型特養の充実・強化

要介護1・2の高齢者の中でも、特養への入所が必要と認められる高齢者がいるが、安心地区や地域サポート型特養が連携し、要介護1・2の高齢者等に24時間体制の見守りサービスを提供することにより、より長く在宅で生活できるよう支援する。

対 象	目 的	提供内容
要介護1・2	介護保険サービスで対応しきれない部分をカバー	定期的な訪問・電話 24時間緊急対応 配食等在宅福祉有償サービス
要支援1・2 虚弱高齢者	早期の予防的対応	

2 実施時期 平成26年度以降順次

(3) 行政施策	ア．事務事業	県立こども発達支援センター運営事業	
		H25 予算額(うち一般財源): 27 百万円 (22 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円) 平年ベース(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円)

発達障害児の早期発見、早期療育体制の強化のために設置した「県立こども発達支援センター」について、開設後1年の運営実績では、診断・診療等にかかる潜在ニーズに比してセンターでの受診者数が少ない状況にあることから、取組内容の充実を図り、受診を促進する。

1 見直し内容

(1) 市町等との連携の強化

健診等を通じて発達障害児の情報を詳細に把握している市町等との相互協力・連携（発達障害に関する情報の収集及び提供）を一層強化し、早期発見・早期療育の実現に努める。

(2) 交流の場の提供

発達障害児の家族と、親の会など同じ課題を共有するグループとが、交流する場を提供することで、未受診者の受診の動機付けを行う。

(3) PR活動の充実

新聞紙面や各種広報誌でのPRにより、センターの事業内容等を広く一般に周知する。

2 実施時期

平成26年度以降順次

(参考) 県立こども発達支援センター概要

開設日：平成24年7月1日

場 所：明石市魚住町

施設概要：診察室、相談室、療育室、感覚統合室、情報交流室等

機 能：診断・診療、療育、出張発達健康相談、派遣発達支援、研修 等

診療実績：

(単位：人)

年 月	24.7 ~ 25.3	25.4	5	6	7	8	9	10	11	25計
初 診	161	8	6	15	24	31	22	37	26	169
再診(のべ)	776	95	87	90	117	142	168	189	204	1,092
合 計	937	103	93	105	141	173	190	226	230	1,261

(3) 行政施策	ア．事務事業	安全・安心な消費生活の推進	
		H25 予算額(うち一般財源): 259 百万円 (66 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円) 平年ベース(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円)

全市町に消費生活センターが設置(平成 22 年 12 月)され、県民に身近な市町での取組みが進んでいることから、県・市町の役割分担に基づく事業の見直しを行い、(1)地域における高齢者等の見守り強化、(2)消費者教育推進法(平成 24 年 12 月施行)に基づく消費者教育の基盤整備、(3)支援が必要な市町の相談対応力向上のための支援に重点化する。

1 見直し内容

(1) 啓発事業の見直し

被害防止のための住民向けセミナー・講座等の啓発は、県と市町の取組に重複があるため、県は広域的・専門性を要する啓発を中心に実施する。

(2) 市町の相談対応力に応じた支援の見直し

現場での実践力強化のため、県消費生活相談員が各市町に赴き業務支援を行う巡回・OJT 事業については、センター設置後間もない市町(設置後概ね 5 年程度経過まで)を重点的に実施する。

2 重点化する事業

(1) 高齢者・障害者等の消費者トラブルの防止に向けた見守り強化

くらしの安全・安心推進員による見守り活動に加えて、平成 25 年度に県地域消費生活センターが核となり構築した県地域消費者被害防止ネットワークによる情報共有や支援者への研修等の実施により、市町福祉部局等が進める見守り事業と一体的に消費者被害防止を図る。

(2) 総合的・体系的な消費者教育の推進のための中核的機能・基盤の整備

平成 26 年度にライフステージや対象者の特性に応じた総合的・体系的な教育推進の具体的な方策等を定める「県消費者教育推進計画」を策定し、順次、市町の計画策定の支援も実施する。

教材・手法の開発や人材養成を行うとともに、県地域消費生活センター(7ヶ所)が消費者教育の拠点として、関係機関や担い手と連携して、地域の消費者団体や学校、企業、市町等への技術・情報提供や助言を行う。

(3) 県・市町が一体となった消費生活相談体制の構築

日常的な相談は市町、広域的対応が必要な相談及び技術的支援等は県が対応する。

市町相談員のスキルアップ研修や市町専用のサポートデスクを設置するなど、市町の相談対応力に応じた支援を実施する。

弁護士会・適格消費者団体等との一層の連携により困難事案の迅速・的確な解決を図るとともに、関係機関からの業者・手口等の情報集約・分析・発信力を高め、事業者指導やあっせんを強化する。

3 見直し時期

平成 26 年度

(3) 行政施策	ア．事務事業	医師・看護師等確保対策の推進	
		H25 予算額(うち一般財源): 1,508 百万円 (718 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円) 平年ベース(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円)

(1)へき地医療機関での医師確保が依然として困難な状況であること、(2)基準病床数の見直しや在宅医療の推進に伴い看護職員の一層の確保が必要であること、(3)社会保障制度改革による医療法等の改正への対応が必要であることから、これまでの取り組みに加え、下記の施策を実施し医師不足・偏在の解消及び看護師等の供給数の確保を図る。

1 見直し内容

(1) 医師確保対策

これまでへき地等勤務医師の養成をはじめとして、各般の医師確保対策に取り組んできたが、県全体で見ると人口に対する医師数は全国平均並みであるものの、地域偏在・診療科偏在が顕著である。

このため、平成 26 年 4 月に、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援や医師不足病院への支援等を行う「地域医療支援センター」を設置し、医師確保対策を総合的に推進し、医師不足・偏在の解消を図る。

(参考) 地域医療支援センターの概要

1 実施体制

医務課にセンターを設置し、センター長(医師)を配置

2 主な機能

- (1) 医師不足状況等の調査・研究
- (2) へき地等勤務医師の養成・派遣
- (3) 医師のキャリア形成支援・相談
- (4) 地域医療活性化センター()を活用した医療人材の資質向上

<p>地域医療活性化センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内容 医師・コメディカルを対象に、シミュレーター機器や IT ネットワークを活用した研修を行う教育施設 ・運営主体 神戸大学 ・開設時期 平成 26 年 4 月
--

(2) 看護師等確保対策

看護師等確保対策として、養成力強化、相談、各種研修、離職防止・再就業支援対策等を行っているが、高齢化の進展に伴う在宅医療の推進や社会保障制度改革に対応するため、看護師等確保対策のさらなる推進を図る。

看護職員の求人・求職マッチングシステム「ワークチャンス」の運用

ナースセンター・ハローワーク連携事業の実施

医療法等の改正により検討されている看護師等免許保持者の届出制度を活用した支援

2 実施時期

平成 26 年度以降順次(一部平成 25 年度)

(3) 行政施策	ア．事務事業	健康ひょうご 21 大作戦推進事業	
		H25 予算額(うち一般財源): 35 百万円 (35 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円) 平年ベース(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円)

県民に取り組んで欲しい課題を重点テーマとして掲げ、県民運動推進員（平成 25 年 4 月 1 日現在：2,081 人）が所属団体の活動分野に沿った活動を行うことにより、県民総ぐるみの健康づくり運動を推進する。

1 見直し内容

(1) 重点テーマの設定

働き盛り世代及びその家族の健康づくりを重点テーマとして、企業との協働による健康づくり促進事業を実施する。

〔 健康づくりチャレンジ企業の募集・登録、健診受診促進のための企業担当者研修、
従業員・家族向けの健康づくり教室支援、健康スポーツ医の派遣 等 〕

(2) 推進員の活動内容の見直し

推進員による多面的な健康づくりの普及を展開してきたが、今後は、推進員各自が所属団体の専門性を活かした県民への啓発活動を実施する。

所属団体毎のノウハウを生かすための啓発テーマの明確化
団体や推進員による企業・市町事業の支援（講師派遣等）

2 実施時期

平成 26 年度

（参考）推進員の所属団体ごとの地域住民に対する「啓発テーマ」例

分野	啓発テーマ	主な団体
健康チェック	・セルフチェックと健診の受診促進 ・適正体重の維持	医師会 看護協会 薬剤師会
運動	・健康体操の普及 ・歩数の増加 ・適度なスポーツや日常生活活動を生かした運動 機会の増加	健康運動指導士会 老人クラブ
食生活	・欠食の改善 ・日本型食生活の普及 ・野菜摂取量の増加	いずみ会 栄養士会
歯及び口腔の 健康づくり	・定期的な歯科検診の受診 ・歯間清掃の定着	歯科医師会 歯科衛生士会
こころの健康 づくり	・十分な睡眠の確保 ・ストレスチェックの定着 ・悩みや不安の早めの相談	婦人会 愛育連合会

(3) 行政施策	ア．事務事業	地域経済活性化支援費補助	
		H25 予算額(うち一般財源): 2,813 百万円 (2,813 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): 13 百万円 (13 百万円) 平年ベース(うち一般財源): 60 百万円 (60 百万円)

県下 16 の合併商工会に対し設けていた合併経過措置(市町合併後 10 年間の特例措置)が、平成 25~27 年度にかけて順次満了を迎えるが、合併商工会は非合併商工会に比べ、小規模事業者が減少する等、地域経済の活性化に向け、引き続き支援が必要な状況であることから、合併経過措置の代替として、広域活性化対策指導員の設置に要する経費を支援する。

1 見直し内容

(1) 基本的な考え方

合併前の商工会地域の事業者を重点的に支援し、地域経済の活性化に貢献するため、広域化した合併商工会に対し、「広域活性化対策指導員」を新たに設置するための経費を支援する。

[経営指導員との役割分担]

区分	経営指導員	広域活性化対策指導員
設置場所	本所	支所
役割	合併後の所管区域内の事業者全体を網羅的に巡回・指導 特産品の開発、販路開拓等の合併地域全体の経済活性化等	合併前の商工会地域内の事業者を重点的に巡回・指導 商店街整備への助言や、イベント開催等地域おこし活動等

(2) 設置人数 60 人を上限(合併前商工会数を基準)

合併前の商工会地域(60 地域)での支援を重点的に行うため、60 人を上限とする。

2 実施時期

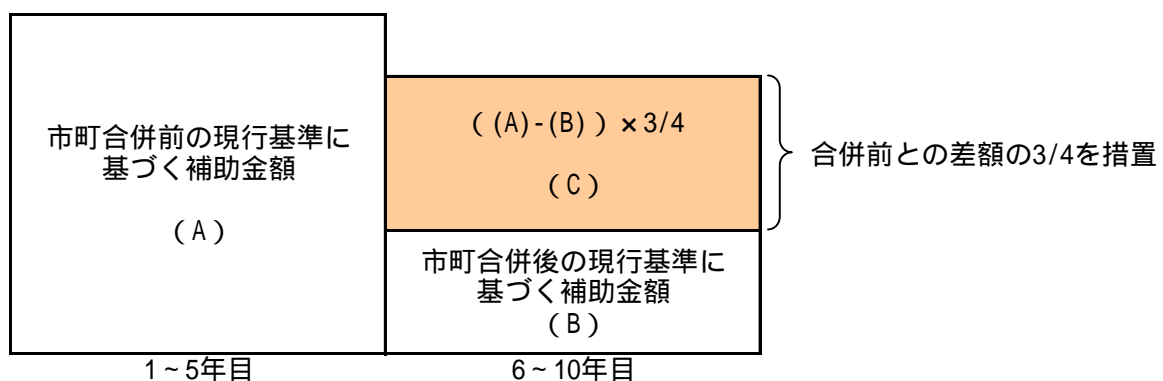
平成 26 年度

(参考) 市町合併に伴う商工会等合併に係る経過措置(現行スキーム)

市町合併後 5 年までは市町合併前の現行基準を継続(但し、退職不補充等) (A)

市町合併後 6 年~10 年までは経過措置として合併前基準との差を 3/4 を措置 (C)

(補助額合計 = (B) + (C))



(3) 行政施策	ア．事務事業	ひょうご・しごと情報広場事業	
		H25 予算額(うち一般財源): 72 百万円(72 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): 8 百万円(8 百万円) 平年ベース(うち一般財源): 8 百万円(8 百万円)

ニート支援の地域拠点として国が進める地域若者サポートステーション(以下「サポステ」という)の設置拡充を踏まえ、若者しごと倶楽部サテライト阪神を廃止する。

1 見直し内容

サポステと地域が重複する若者しごと倶楽部サテライト阪神(尼崎市)を廃止する。

なお、播磨地域の一部において、現在設置されているサポステでカバーできない地域があるため、サテライト播磨(加古川市)については継続する。

2 実施時期

平成 26 年度

(参考) 地域若者サポートステーションの状況

(H25.4.1時点)

地域若者サポートステーション	設置年度	運営団体 (国から受託/H25)	所管区域
神戸	H18	NPO法人 こうべユースネット	神戸全域
姫路	H19	NPO法人 コムサロン21	中播磨全域 西播磨全域
三田	H20	NPO法人 こうべユースネット	阪神北の一部(三田市、猪名川町) 北播磨の一部(三木市、加東市) 丹波全域
豊岡	H21	企業組合 労協センター事業団	但馬全域
西宮	H25	NPO法人 こうべユースネット	阪神南全域
宝塚	H25	NPO法人 宝塚NPOセンター	阪神北の一部 (宝塚市、伊丹市)
明石	H25	NPO法人 こうべユースネット	東播磨の一部 (明石市、播磨町、稲美町) 淡路全域

(3) 行政施策	ア．事務事業	商店街活性化施策	
		H25 予算額(うち一般財源): 150 百万円(113 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): - 百万円(- 百万円) 平年ベース(うち一般財源): - 百万円(- 百万円)

目的を達成した事業を集約するとともに、まちの賑わいづくり・地域コミュニティの場など商店街の持つ多面的機能の発揮を支援する事業、空き店舗など未利用空間の有効活用を支援する事業等、ニーズの高い事業を重点的に展開する。

1 見直し内容

(1) 新たな視点による事業の重点的展開

多様な需要に対応できる商店街づくり

高齢者などの買い物弱者への支援、地元特産品を活用したブランド商品開発等、地域特性や住民ニーズに応じた地域コミュニティ機能及び地域間交流機能の強化を支援するとともに、大学等の外部活力と連携した商店街の魅力向上や賑わいを創出する取組みを支援する。魅力あふれる個店の創出等による商店街の活性化

空き店舗など未利用空間に対し、魅力あふれる個店の創出や子育て・高齢者支援などの地域交流・生活支援を図るスペースの提供を行う取組みに加え、商店街主導による魅力ある個店誘致の取組みを支援する。

(2) 事業の集約化

商店街活性化事業(先導的活性化事業)

先導的なソフト事業への補助については、先進事例として他の商店街でも取組みが進むなど当初の目的を達成したことから、今後は地域コミュニティ拠点再生事業に集約する。

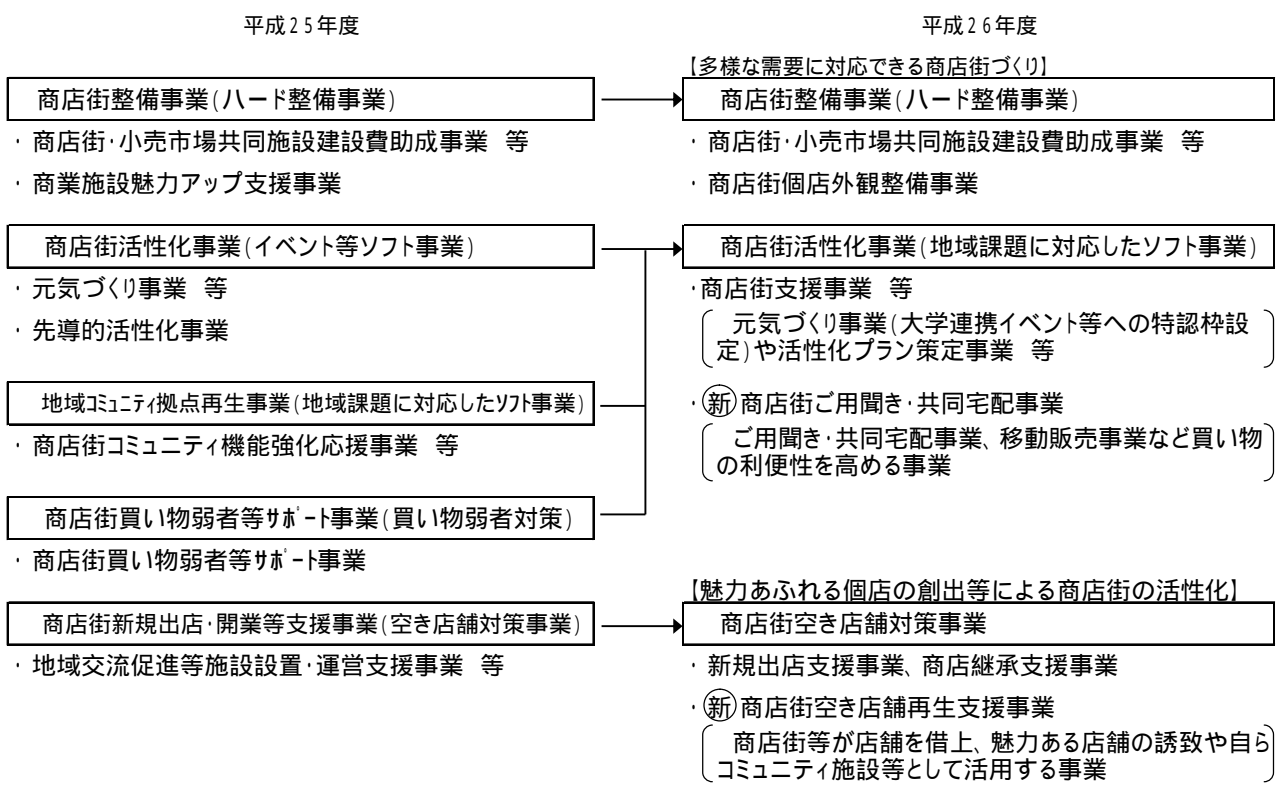
商店街買い物弱者等サポート事業

モデル事業としてシステム構築、商品配送サービス等を実施したものであり、今後の本格実施に当たって、地域コミュニティ拠点再生事業に集約する。

2 実施時期

平成 26 年度

(参考) 商店街活性化に係る主な施策



(3) 行政施策	ア．事務事業	ひょうご仕事と生活センター事業	
		H25 予算額(うち一般財源): 398 百万円(0 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): - 百万円(- 百万円)
平年ベース(うち一般財源): - 百万円(- 百万円)			

ひょうご仕事と生活センターで取り組んできたワーク・ライフ・バランス(WLB)推進のための普及啓発、相談、研修や実践支援に加え、WLBの取組みの第一歩である取組企業宣言を行う企業の量的拡大を図るとともに、企業におけるWLBの取組みの質的向上を支援する。

1 見直し内容

従業員の仕事と家庭の両立を支援し、働き続けやすい職場環境の整備を行う企業を県下全域で拡大させるとともに、企業における継続的な取組みとその高度化を支援するため、これまでのWLB取組宣言企業拡大の取組みに加え、宣言企業のフォローアップを実施できる体制を整備する。また、育児・介護等による離職者に係る助成事業の見直し等を実施する。

(1) 情報発信事業

WLB取組宣言企業の地域及び業種の偏在を解消し、宣言企業をさらに拡大するため、WLB推進員を設置し、WLBの必要性や取組支援の具体的内容(取組方法、成功事例、センター活用事例等)について県下全域で普及啓発を実施する。

(2) 相談事業

WLB推進企業の継続的な取組みを支援するため、これまで実施してきた相談事業に加え、WLB推進員が把握した企業の課題に応じた機動的な相談対応を行うとともに、企業の自主的な取組みを支援する仕組みである自己点検・認定制度の活用により相談事業を充実させる。

(3) 研修事業

企業のWLBの取組みの高度化を支援するため、地域や業種の特色に応じた幅広い内容の研修を企画・実施する。

(参考) 研修メニュー(例)

業務効率化研修(業務の見える化・棚卸し、業務改善の検討等)

業務体制見直し研修(業務執行体制の分析、役割分担の見直し等)

職場環境見直し研修(コミュニケーション活性化、タイムマネジメントの検討等)

制度を活用する風土づくり研修(管理職の意識改革、従業員モチベーションアップ等)

(4) 助成事業

育児・介護等による離職者の再就業を支援するための助成金対象要件の見直しを行う。

(参考) 助成事業の見直し

平成25年度	平成26年度
中小企業育児支援・介護休業代替要員確保支援助成金	} 継続実施
仕事と生活の調和推進環境整備支援助成金	
育児・介護等離職者再雇用助成金	助成金の対象要件の見直しを行う

再就職をめざす個人が受ける研修等に対する助成事業は、現在、女性の再就業に関する支援を行っている県立男女共同参画センターで実施

2 実施時期

平成26年度

(3) 行政施策	ア．事務事業	兵庫ものづくり支援センターの運営	
		H25 予算額(うち一般財源): 26 百万円 (26 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円) 平年ベース(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円)

産学官連携による共同研究及び異業種交流を一層推進していくための産学官連携推進体制の強化を図る。

1 見直し内容

ものづくり支援センター神戸の研究コーディネーターに替えて、これまでの研究コーディネータ業務に加え、新たに県外大学等との連携・調整、異業種交流参画促進等の役割を担う「総括研究コーディネーター」を配置する。

2 実施時期

平成 26 年度

(参考) 総括研究コーディネーターと研究コーディネーターの役割

区分	総括研究コーディネーター	研究コーディネーター
設置場所	神戸(1名)	阪神、播磨(各1名)
役割	各センター(神戸、阪神、播磨)の研究コーディネータ業務の総括 県外大学等との連携・調整 県外大学等の技術シーズを活用する県内ものづくり企業の掘り起こし 異業種企業の情報収集 神戸地域の研究コーディネーター業務も行う	管内のものづくり企業と県内大学、産業支援機関との産学官連携、共同研究のコーディネータ 県内大学等の技術シーズを活用する県内ものづくり企業の掘り起こし 管内ものづくり企業への異業種企業の情報提供、マッチング

(3) 行政施策	ア．事務事業	中小企業制度資金貸付金	
		H25 予算額(うち一般財源): 388,000 百万円(0 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): - 百万円(- 百万円) 平年ベース(うち一般財源): - 百万円(- 百万円)

融資実績が低調なことに加え、中小企業者の前向きな取組みを資金面から一層支援していく必要があるため、融資枠、貸付メニュー及び融資要件、保証料を含む金利水準などについて見直しを行う。

1 見直し内容

(1) 融資枠

近年の融資実績や時々の経済情勢を踏まえ、適正な融資枠を設定する。

(2) 貸付メニュー及び要件

中小企業者の事業展開を支援するため、設備投資に係る貸付金のうち、利用対象者が重複しているものについて、資金使途の整理統合を実施する。

「長期資金(設備)」を「設備投資促進貸付」に一本化
要件緩和

ア 「設備投資促進貸付」について、「中古設備の購入も可」とする要件緩和を実施

イ 「設備投資促進貸付」の資金使途に「設備投資に伴う運転資金」を追加

区 分		見直し前		見直し後	
資金名		長期資金	設備投資促進貸付	長期資金	設備投資促進貸付
資金使途		設備資金 運転資金	設備資金	運転資金	設備資金 設備投資に伴う 運転資金
限度額	企業	5千万円	3億円	5千万円	3億円
	組合	1億円	3億円	1億円	3億円
利率		1.85%	1.60%	1.85%	1.60%
融資期間		10年(据置2年)	10年(据置2年)	10年(据置2年)	10年(据置2年)
中古設備の購入			×	-	

(3) 保証料を含む金利水準

中小企業者のより積極的な活用を促進するため、事業展開融資のうち責任共有制度対象分の保証料率を引き下げる。

また、貸付利率については、他府県と比べ低利な水準を維持する。

2 実施時期

平成 26 年度

(参考) 融資実績

(単位: 億円)

区分	H23		H24		H25	H26
	融資枠	実績	融資枠	実績	融資枠	融資枠
事業展開融資	875	54	1,375	42	1,375	1,395
うち設備投資促進貸付	500	17	500	8	500	600
経営安定融資	2,815	917	2,315	560	2,315	1,420
一般事業融資	1,310	1,114	1,310	970	1,310	1,185
合計	5,000	2,085	5,000	1,572	5,000	4,000

(3) 行政施策	ア．事務事業	農林水産、環境関係制度融資	
		H25 予算額(うち一般財源): 19,503 百万円(227 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): 777 百万円(38 百万円) 平年ベース(うち一般財源): 777 百万円(17 百万円)

融資実績が低調なことに加え、県民がエネルギー消費の少ないライフスタイルに転換する取組を資金面から一層支援していく必要があるため、融資枠、融資メニュー及び保証料を含む金利水準について見直しを行う。

1 見直し内容

(1) 融資枠、融資メニュー

過去3カ年の平均融資実績または直近の融資実績のいずれもの融資実行率が50%に達していない資金

近年の融資実績や時々々の経済情勢を踏まえ、適正な融資枠を設定

(就農支援資金、農業近代化資金、木材産業高度化推進資金、沿岸漁業改善資金、環境保全・グリーンエネルギー設備設置資金)

直近の融資実績が、当初計画を上回っている資金

融資実績を踏まえ、実績額に応じた見直しを検討

(経営体育成資金(スーパーL))

融資実績がない資金

類似資金への統合を検討

(食の安全・安心確保資金、市民農園資金)

(2) 地球環境保全資金(個人)の統合

住宅用太陽光発電設備設置特別融資、家庭用燃料電池導入特別融資、家庭用蓄電池導入特別融資を統合し、対象設備を追加した上で、新たに「住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資」を創設する。

(3) 保証料を含む金利水準

環境保全・グリーンエネルギー設備設置資金について、中小企業制度資金貸付金の事業展開融資と同様に保証料率を引き下げる。

また、貸付利率については、農林漁業者等にとって適正かつ有利な水準を維持する。

2 実施時期

平成26年度

(参考) 融資実績

区分	資金数	H24 融資枠	H24 貸付実績	過去3カ年平均貸付実績
農林関係資金	21	169億円	68億円	67億円
環境関係資金	4	64億円	7億円	7億円
合計	25	233億円	75億円	74億円

(3) 行政施策	ア．事務事業	最新規制適合車等購入資金融資事業等	
		H25 予算額(うち一般財源)：2,069 百万円(17 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源)：638 百万円(1 百万円)
平年ベース(うち一般財源)：638 百万円(1 百万円)			

県内の中小企業者等による、排出基準非適合車から最新規制適合車等への代替制度について、廃止及び統合を行うとともに、県における運行規制のあり方と並行して事業のあり方の検討を行う。

1 見直し内容

(1) 事業廃止

最新規制適合車等代替促進特別貸与事業、最新規制適合車等購入にかかる国融資への利子補給事業について、近年実績が低調であることから、事業を廃止する。

(2) 事業統合

最新規制適合車等代替促進特別融資事業を最新規制適合車等購入資金融資事業へ統合する。

(3) 事業のあり方検討

平成 28 年度に、国の NOx・PM 法についての基本方針見直し結果も踏まえたうえで、県の運行規制のあり方を検討し、同時に統合後の事業のあり方も検討する。

2 実施時期

(1) 事業統合及び事業廃止

平成 26 年度

(2) 事業のあり方検討

平成 28 年度

(参考) 現行制度の概要

1 最新規制適合車等代替促進特別貸与事業

対象者	県内に事業所がある中小企業者等
貸与対象	兵庫県の運行規制条例の対象となる 8 トン以上のトラック及び定員 30 名以上のバスの解体廃車を要件とした、最新規制適合車の導入
損料	年 3.0%(担保状況に応じて年 1.5%)
割賦期間	8 年以内
貸与機関	(公財)ひょうご産業活性化センター

2 最新規制適合車等購入にかかる国融資への利子補給事業

対象者	最新規制適合車等に係る国の融資制度(日本政策金融公庫等)を利用する県内の中小企業者等
貸与対象	NOx・PM 法対策地域外において、対策地域内での基準非適合車の解体を要件とした、最新規制適合車の導入
利子補給率	国融資制度における域内外の金利差

3 最新規制適合車等代替促進特別融資、最新規制適合車等購入資金融資

区分	最新規制適合車等代替促進特別融資	最新規制適合車等購入資金融資
対象者	県内の中小企業者	県内の中小企業者
融資対象	兵庫県の運行規制条例の対象となる 8 トン以上のトラック及び定員 30 名以上のバスから、最新規制適合車への代替資金	NOx・PM 法排出基準を満足しない車から最新規制適合車への代替及び、低公害車を購入する資金
貸付期間	10 年間	10 年間
貸付利率	1.0%	1.0%

(3) 行政施策	ア．事務事業	シカ有害捕獲促進支援事業 シカ有害捕獲専任班支援事業 狩猟期シカ捕獲拡大事業	
		H25 予算額(うち一般財源)：201 百万円(101 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源)：68 百万円(68 百万円) 平年ベース(うち一般財源)：23 百万円(23 百万円)

シカ捕獲事業について、シカ3万5千頭の捕獲目標を達成するため、さらなる効率・効果的な取組みが必要であることから、補助制度の見直しを行う。

1 見直し内容

(1) シカ有害捕獲促進支援事業(シカ個体群管理事業から変更)
現行制度を維持。

(2) シカ有害捕獲専任班支援事業(シカ捕獲専任班支援事業から変更)
捕獲効率の高い地域において捕獲に対するインセンティブを高め、さらに費用対効果を向上させるため、日当制を廃止し頭数制とする。

(3) 狩猟期シカ捕獲拡大事業(シカ緊急捕獲拡大事業から変更)
事業の簡素化を図るため、捕獲頭数による単価差を廃止し、これまでの交付実単価に基づく一律単価とする。

2 実施時期

平成26年度

(参考) 現行制度の概要

区分	シカ個体群管理事業	シカ捕獲専任班支援事業	シカ緊急捕獲拡大事業
内容	シカの密度低減と分布拡大の抑制を図るため、広域的な一斉捕獲を実施	平日を中心に行うシカ捕獲専任班を、シカ捕獲目標数の多い市町に編制し、捕獲を促進	狩猟期間の捕獲に対する捕獲報償金支給制度により、一般狩猟者の捕獲を促進
実施時期	狩猟期間外 4/1～11/14, 3/16～3/31	狩猟期間外 4/1～11/14, 3/16～3/31	狩猟期間 11/15～3/15
実施主体	市町	市町	市町
捕獲単価	[頭数制] 銃器：16,000円/頭 わな：8,000円/頭 [日当制(銃器)] 基本給：4,800円/日 歩合給：2,500円/頭	[日当制] 基本給：9,375円/日 歩合給：5,000円/頭	歩合給： 3～10頭 2,500円/頭 11～20頭 4,500円/頭 21頭～ 6,500円/頭

(3) 行政施策	ア．事務事業	バス対策費補助(国庫協調路線維持費補助、県単独路線維持費補助)	
		H25 予算額(うち一般財源): 301 百万円(301 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): 4 百万円(4 百万円)
平年ベース(うち一般財源): 4 百万円(4 百万円)			

本来、単一市町域内で完結する系統の維持確保は市町の役割であるが、市町合併に伴い、中心地域から離れた地域の生活交通の維持確保を図ることが課題となっていることから、「合併後では単一市町域内で完結しているが、旧市町域では複数市町に跨る系統」に対して補助を行ってきた。

しかし、財政力指数が高い市町においては、本来の市町の役割を担うことが適当であるため、県と市町の補助の負担割合を見直す。

1 見直し内容

財政力指数が県内市町平均以上の市町について、現市町域で合併前の旧市町に跨る系統への補助に係る県と市町の負担割合を 1 : 1 から 1 : 2 へ見直す。

2 実施時期

平成 26 年度(平成 25 年 10 月～平成 26 年 9 月の事業期間)

(参考) 負担割合

区 分		現 行		見直し後		
		国庫協調 補助	県単独 補助	国庫協調 補助	県単独 補助	
負 担 割 合	現市町域で複数市町に跨る系統		国 1/2 県 2/6 市町 1/6	県 2/3 市町 1/3	同左	同左
	現市町域で合併前の 旧市町(H12 年度末)に 跨る系統	県内市町平均 以上の財政力 指数の市町	国 1/2 県 1/4 市町 1/4	県 1/2 市町 1/2	国 1/2 県 1/6 市町 2/6	県 1/3 市町 2/3
		県内市町平均 未満の財政力 指数の市町	同左	同左	同左	同左

(3) 行政施策	ア．事務事業	県立都市公園維持管理事業	
		H25 予算額(うち一般財源): 933 百万円 (873 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): 1 百万円 (1 百万円) 平年ベース(うち一般財源): 1 百万円 (1 百万円)

各県立都市公園の特性や施設の利用状況も踏まえ、適正な管理水準を引き続き維持するとともに、自主財源の確保に努める。

また、民間活力を活用した都市公園の整備・管理を検討する。

1 見直し内容

(1) 都市公園の維持管理

芝生草刈、植栽管理の重点・効率化など各県立都市公園の特性や施設の利用状況などを踏まえ、適正な管理水準を引き続き維持する。

(2) 自主財源の確保の推進

現在、ネーミングライツを導入している施設については、契約更新に努めるとともに、ネーミングライツを導入していない施設についても、企業への働きかけを行い導入施設の拡大を図る。

また、広告掲載事業についても導入施設の拡大を図り、自主財源確保に努める。

区 分	拡大検討施設
ネーミングライツ導入施設の拡大	淡路佐野運動公園第1野球場 等
広告掲載事業の拡充	導入していない運動施設や、年間利用者数が多い観覧施設(舞子公園海上プロムナード) 等

(3) 民間活力を活用した都市公園の整備・管理

淡路島公園における民間主導による公園施設の整備・運営の取り組みについて検討を進めるほか、公園の機能向上や活性化のため新たな民間活力の活用を図る。

2 実施時期

平成 26 年度

(3) 行政施策	ア．事務事業	但馬空港の管理・運営	
		H25 予算額(うち一般財源): 478 百万円 (474 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円)
平均ベース(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円)			

空港の管理・運営については、これまで人員削減や委託料の見直し等により大幅な経費削減に取り組んできたが、更なる経費削減には抜本的な運営体制の見直しが必要であることから、民活空港運営法(平成 25 年 6 月)の適用を踏まえ、より効率的な空港の運営体制を整備する。

また、北近畿豊岡自動車道の豊岡市までの開通(平成 28 年度)を控え、伊丹便の見直しや東京直行便の実現性など、但馬空港の利活用のあり方について、第三者委員会を設置し、検討する。

1 見直し内容

(1) 効率的な空港運営体制の整備

但馬空港管理事務所と但馬空港ターミナル(株)の組織体制を見直し、空港本体とターミナルビルの一体的運営により、効率的な運営体制を整備する。

(2) 但馬空港の利活用

伊丹便の継続可能性、東京直行便の実現性、空港の多面的利用など、但馬空港の利活用のあり方について、学識者や地元の意見を聴くとともに、県民の理解を得るため、第三者委員会「但馬空港の利活用検討委員会(仮称)」を設置し、検討する。

2 実施時期

平成 26 年度中

(参考) 但馬空港の現状

1 空港の利活用

- (1) 定期便 : 近年 10 年間の定期便の利用者数は年間約 27,000 人で概ね安定。
東京乗継ぎ利用者は増加傾向。(10 年間で約 60%増)
- (2) 定期便以外 : 海上保安庁による海難救助の中継地や広域防災拠点としての活用のほか、小型機利用やパラシュート降下等のスカイスポーツの拠点として利用。

2 空港の管理・運営

- (1) 運営体制 : 空港本体の維持・管理、ターミナルビル管理を、3 組織 33 人体制で運営。
(但馬空港管理事務所 9 人、但馬空港ターミナル(株)12 人、(財)航空機安全運航支援センター12 人)
- (2) 運営経費 : 空港の管理・運営経費、維持修繕費、定期便の運航補助として約 4.7 億円を支出。(平成 24 年度実績、平成 20 年度比 18%減)

(3) 行政施策	ア．事務事業	地域ぐるみの学校安全体制の整備	
		H25 予算額(うち一般財源)：4 百万円(2 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源)：4 百万円(2 百万円) 平年ベース(うち一般財源)：4 百万円(2 百万円)

当該事業は開始から 9 年が経過し、近年の実施市町は特定の市町で固定化されている状況にある。
また、すでに多数の市町において、独自にスクールガードの養成や指導者の配置が行われ、通学路のパトロールや防犯教室など多様な学校防犯事業の充実が図られていることを踏まえ、事業を廃止する。

1 見直し内容
事業を廃止する。

2 実施時期
平成 26 年度

(参考) 現行制度の概要

地域社会全体で学校安全への取組体制を整備するため、防犯の専門家であるスクールガード・リーダー(地域学校安全指導員)を配置した市町に対し補助金を交付する。

(1) 配置基準 希望市町の小学校 10 校に 1 名程度

(2) H25 配置実績 16 名(10 市町・120 校)

(3) 活動内容

各学校における巡回指導及び評価(通学路や校内の点検及び危険箇所の指摘等)

スクールガードや教職員への指導(監視心得、緊急時の対応、巡回場所指示等)

スクールガード養成講習会・防犯教室の講師

防犯設備の設置等に係る助言

スクールガード：各小学校にボランティアとして登録した地域住民(PTA や自治会等)

危険箇所等に立ち、児童が安全に登校できるよう見守るなど、不審者等から児童を守る防犯活動を行う。

(4) 国：県：市町 = 1：1：1

(3) 行政施策	ア．事務事業	経済対策基金事業	
		H25 予算額(うち一般財源)：34,396 百万円 (0 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源)：- 百万円 (- 百万円)
平年ベース(うち一般財源)：- 百万円 (- 百万円)			

基金の終了期限をもって、実施している事業については原則廃止する。

1 見直し内容

経済対策基金事業については、基金の終了期限をもって原則廃止する。

なお、個別の事情により存続すべき事業については、精査の上、今後の対応を検討する。

2 実施時期

各基金の終了期限到来時

(参考) 見直し対象とする基金

基金名	H25年度末残高 (百万円)	期間
環境保全基金	1,079	H23～H28年度
消費者行政活性化事業基金	76	H21～H29年度
安心こども基金	10,443	H21～H25年度
緊急雇用就業機会創出基金	3,273	H20～H25年度 (一部H26年度まで)
障害者自立支援特別対策事業基金	0	H18～H25年度
地域医療再生・医療施設耐震化支援基金	8,193	H22～H27年度
森林林業緊急整備基金	129	H24～H26年度
社会福祉施設等防災整備基金	565	H21～H25年度
介護職員処遇改善・介護基盤整備等支援基金	2,439	H21～H25年度
自殺対策強化基金	8	H21～H25年度
高等学校授業料減免等事業基金	1,955	H21～H26年度
合 計	28,160	

(3) 行政施策	イ. 投資事業	H25 予算額(うち一般財源): 166,520 百万円 (31,629 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円)
			平年ベース(うち一般財源): - 百万円 (- 百万円)

[改革の基本方向]

平成 26 年度以降の投資事業費については、地方財政計画の水準を基本に、目標規模を設定する。

元気で安全・安心な兵庫を目指し、自然災害に「備える」、日々の暮らしを「支える」、次世代に持続的な発展を「つなぐ」の視点のもと、緊急かつ重要な事業への更なる重点化を推進し、計画的・効率的に社会基盤整備を進める。

社会基盤整備プログラムに、各種分野別計画を体系的に位置づけ、真に必要性・緊急性の高い事業への選択と集中を徹底する。

建設企業等の健全な育成と公共工事等の品質確保に努める。

1 事業費の見直しの考え方

- (1) 平成 26 年度から平成 30 年度までの通常事業費は、地方財政計画を踏まえた水準とする。
- (2) 具体的には、平成 25 年度の通常事業費総額の水準に地方財政計画の投資的経費の水準との乖離率を乗じた事業費を基本額とし、これに平成 26 年度地方財政計画の投資的経費の伸びを乗じた事業費とする。
- (3) 国庫補助事業(国直轄事業負担金を含む)及び県単独事業の事業費は、それぞれの基本額に平成 26 年度地方財政計画の投資的経費の伸びを乗じて算出する。
(平成 26 年度地方財政計画の伸び率)

国庫補助事業(国直轄事業負担金を含む)	1.9%
地方単独事業(緊急防災・減災事業を除く)	4.8%
- (4) 平成 27 年度以降は、原則として平成 26 年度と同額とする。
- (5) 平成 26 年度地方財政対策で制度化された緊急防災・減災事業債(起債充当率 100%、交付税措置 70%)を活用し、緊急 3 ヶ年計画を策定して取り組む防災・減災対策事業及び地域の元気臨時交付金を活用した公共施設の改修事業等を別枠で措置する。

2 各年度の投資事業費

- (1) 基本の考え方
各年度の事業費は、通常事業費を基本とし、これに災害復旧事業や国の補正予算に伴う事業などの臨時的・追加的な投資事業を必要に応じて別途措置する。

(2) 基本額

国庫補助事業(国直轄事業負担金を含む)		
1,590 億円(1) × 63%(2) = 1,002 億円		1,000 億円
県単独事業		
1,590 億円(1) × 37%(2) = 588 億円		590 億円

1 投資事業総額の基本額: 1,590 億円

1,543 億円(平成 25 年度通常事業費) × 1.03(注) = 1,589 億円 1,590 億円

(注) 地方財政計画の投資的経費の水準と本県通常事業費総額の水準との乖離率

$$1.03 = \frac{48.4(\text{地方財政計画の投資的経費 [対平成 2・3 年度中間水準]})}{47.0(\text{本県通常事業費 [対平成 2・3 年度中間水準]})}$$

2 本県通常事業費における国庫補助事業及び県単独事業の直近 3 年間(平成 22~24 年度)の平均シェア(補助事業: 単独事業 = 63% : 37%)

(3) 平成 26 年度以降の投資事業費

国庫補助事業

ア 通常事業費

(国庫補助事業の基本額) × (平成 26 年度地方財政計画の伸び)
= 1,000 億円 × 101.9% = 1,019 億円 1,020 億円

イ 別枠加算分

(7) 災害関連等事業 39 億円

台風災害等の災害復旧事業に関連して必要となる補助・直轄事業の所要額

(単位：億円)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	H26～30計
通常事業費	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	5,100
災害関連等事業	39					39
合計	1,059	1,020	1,020	1,020	1,020	5,139

県単独事業

ア 通常事業費

(県単独事業の基本額) × (平成 26 年度地方財政計画の伸び)
= 590 億円 × 95.2% = 561 億円 560 億円

イ 別枠加算分

(7) 緊急防災・減災事業費 100 億円/年 (平成 26～28 年度)

平成 26 年度地方財政対策で制度化された緊急防災・減災事業債 (起債充当率 100%、交付税措置 70%) を活用し、緊急 3 ヶ年計画を策定して取り組む防災・減災対策事業

(1) 地域の元気臨時交付金事業 74 億円

地域の元気臨時交付金を活用し、公共施設の改修事業などを実施

(単位：億円)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	H26～30計
通常事業費	560	560	560	560	560	2,800
緊急防災・減災事業	100	100	100			300
地域の元気臨時交付金事業	74					74
合計	734	660	660	560	560	3,174

事業費総額 (+)

(単位：億円)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	H26～30計
通常事業費	1,580	1,580	1,580	1,580	1,580	7,900
災害関連等事業	39					39
緊急防災・減災事業	100	100	100			300
地域の元気臨時交付金事業	74					74
合計	1,793	1,680	1,680	1,580	1,580	8,313

1 事業費の見直しの考え方

- (1) 平成28年度から平成30年度までの通常事業費は、地方財政計画を踏まえた水準とする。
 (2) 国庫補助事業（国直轄事業負担金を含む）及び県単独事業の事業費は、それぞれの平成27年度通常事業費に平成28年度地方財政計画の投資的経費の伸びを乗じて算出する。

（平成28年度地方財政計画の伸び率）

国庫補助事業（国直轄事業負担金を含む） $+0.8\%$

地方単独事業（緊急防災・減災事業を除く） $+1.2\%$

- (3) 平成29年度以降は、原則として平成28年度と同額とする。
 (4) 平成26年度地方財政対策で制度化された緊急防災・減災事業債（起債充当率100%、交付税措置70%）を活用し、緊急3ヶ年計画を策定して取り組む防災・減災対策事業及び平成26年8月豪雨災害を踏まえ、自然災害防止事業債（起債充当率100%、交付税措置28.5%）を活用して、第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画（平成26～30年度）の取組みを拡充する山地防災・土砂災害対策事業を別枠で措置する。

2 各年度の投資事業費

(1) 基本の考え方

各年度の事業費は、通常事業費を基本とし、これに災害復旧事業や国の補正予算に伴う事業などの臨時的・追加的な投資事業を必要に応じて別途措置する。

(2) 平成28年度以降の投資事業費

国庫補助事業

ア 通常事業費

$$\begin{aligned} & (\text{平成27年度通常事業費}) \times (\text{平成28年度地方財政計画の伸び}) \\ & = 1,010 \text{ 億円} \times 100.8\% = 1,018 \text{ 億円} \quad 1,020 \text{ 億円} \end{aligned}$$

イ 別枠加算分

(7) 災害関連等事業 24 億円

台風災害等の災害復旧事業に関連して必要となる補助・直轄事業の所要額

（単位：億円）

区分	H28	H29	H30	H28～30計
通常事業費	1,020	1,020	1,020	3,060
災害関連等事業	24			24
合計	1,044	1,020	1,020	3,084

県単独事業

ア 通常事業費

$$\begin{aligned} & (\text{平成27年度通常事業費}) \times (\text{平成28年度地方財政計画の伸び}) \\ & = 555 \text{ 億円} \times 101.2\% = 561 \quad 560 \text{ 億円} \end{aligned}$$

イ 別枠加算分

(7) 緊急防災・減災事業費 110 億円/年（平成28年度）

平成26年度地方財政対策で制度化された緊急防災・減災事業債（起債充当率100%、交付税措置70%）を活用し、緊急3ヶ年計画を策定して取り組む防災・減災対策事業

- (1) 山地防災・土砂災害対策事業 25億円/年(平成28～29年度)
15億円/年(平成30年度)

平成26年8月豪雨災害を踏まえ、緊急性の高い箇所などにかかる対策を推進するため、自然災害防止事業債(起債充当率100%、交付税措置28.5%)を活用した第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画(平成26～30年度)の取組みを拡充実施

平成27年度：事業実施条件の整っている箇所を前倒して実施(10億円)

(単位：億円)

区分	H28	H29	H30	H28～30計
通常事業費	560	560	560	1,680
緊急防災・減災事業	110			110
山地防災・土砂災害対策事業	25	25	15	65
合計	695	585	575	1,855

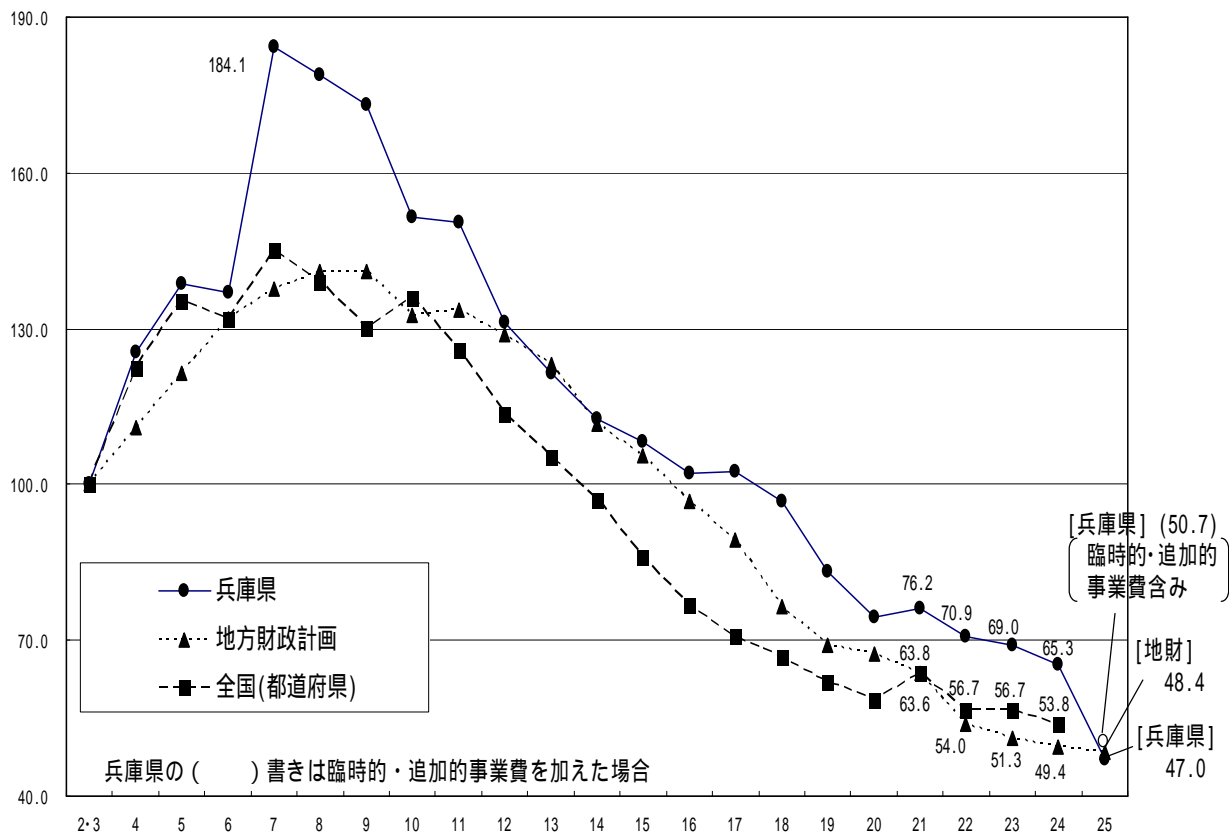
地方財政計画上、緊急防災・減災事業の事業期間は平成28年度まで

事業費総額(+)

(単位：億円)

区分	H28	H29	H30	H28～30計
通常事業費	1,580	1,580	1,580	4,740
災害関連等事業	24			24
緊急防災・減災事業	110			110
山地防災・土砂災害対策事業	25	25	15	65
合計	1,739	1,605	1,595	4,939

(参考) 地方財政計画と全国(都道府県)平均投資水準の状況



3 整備の基本的な考え方

(1) 社会基盤整備の方向性

今後の社会基盤整備の視点「備える・支える・つなぐ」

元気で安全・安心な兵庫を目指し、社会基盤を取り巻く「課題」や「環境の変化」に的確に対応するため、下記の視点で社会基盤整備を推進する。

視点1 「備える」～自然災害に備える防災・減災対策の強化～

施設防御中心の「まもる」に加え、東日本大震災等の教訓を踏まえ、想定を上回る災害にも『備える』ため、減災の取組みを拡大

視点2 「支える」～日常生活や地域を支える社会基盤の充実～

県民の日々の暮らしや交流を『支える』ため、地域の実情に応じ、利便性や快適性を向上

視点3 「つなぐ」～次世代につなぐ社会基盤の形成～

将来の県土の骨格を形成し、次世代に良質な社会基盤を『つなぐ』ため、ネットワークの強化や施設機能を確保

「ひょうご社会基盤整備基本計画」の改定

これら3つの視点を踏まえ、今後の社会基盤整備の基本的な方向性を示した「ひょうご社会基盤整備基本計画(平成18年3月策定。以下、基本計画と略す)」を改定し、中長期的な県土の基盤づくりの指針とする。

[基本的事項]

- ア 展望年次 2040年頃(平成52年)
- イ 目標年次 2023年度(平成35年度)10年後
- ウ 対象事業 県土整備部・農政環境部所管の社会基盤整備事業
- エ 対象施設 道路、河川、砂防・治山、下水道、港湾・漁港、海岸、ため池、公園等

(2) 分野の重点化

改定した基本計画のもと、社会基盤整備の実施にあたっては、限られた財源の有効活用を図るため、緊急かつ重要な事業へのさらなる重点化を推進する。

[重点分野]

- ・県民生活を支え県土の発展に欠かせない社会基盤を効率的・効果的に整備するため、「津波対策」「地震対策」「老朽化対策」「ミッシングリンクの解消」については、これまで以上に重点化する。
- ・「風水害対策」「生活道路」については、これまでも重点化してきており、引き続き重点的に推進する。

(3) 分野別計画の策定

計画的・効率的に事業を推進するため、分野別計画を策定する。

[各種分野別計画]

- ・津波防災インフラ整備5箇年計画(平成26(25)～30年度)
- ・南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム2014(平成26～30年度)
- ・地域の防災道路強靱化プラン(平成26～35年度)
- ・地域総合治水推進計画(平成24年度～概ね10年間)
- ・ため池整備事業の推進(農林水産ビジョン2020)(平成23～32年度)
- ・第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画(平成26～30年度)
- ・新渋滞交差点解消プログラム(平成26～30年度)
- ・踏切すっきり安心プラン(平成26～30年度)
- ・農業生産基盤整備の推進(農林水産ビジョン2020)(平成23～32年度)
- ・ひょうご林内路網1,000km整備プラン(農林水産ビジョン2020)(平成22～27年度)
- ・ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画(平成26～35年度)
- ・ミッシングリンクの解消(路線ごとの事業計画)

(4) 社会基盤整備プログラムに位置づけ選択と集中を徹底

改定した基本計画を踏まえ、社会基盤整備プログラムに、分野別計画を体系的に位置づけ、真に必要性・緊急性の高い事業への選択と集中を徹底する。

[社会基盤整備プログラムの概要]

- ア 計画期間 10年間(平成26～35年度) 前期:平成26～30年度 後期:平成31～35年度
- イ 策定単位 県民局等单位
- ウ 対象事業 県土整備部・農政環境部所管の総事業費1億円以上の社会基盤整備事業

4 整備の進め方

(1) 重点分野の整備の進め方

津波対策〔津波防災インフラ整備5箇年計画(平成26(25)～30年度)〕

- ・津波対策は10年間で概ね完了
- ・特に、緊急かつ重要な事業を5年間(平成30年度まで)で完了

〔レベル1津波対策(発生頻度が高い津波への対応) 津波越流を防御
レベル2津波対策(最大クラスの津波への対応) 津波の浸水被害を軽減〕

地震対策〔南海トラフ地震・津波アクションプログラム(平成26～30年度)〕

- ・南海トラフ巨大地震等(レベル2地震動)に対して、耐震性能が不足する重要度の高い施設の対策を10年間で概ね完了

〔レベル1地震動(供用期間中に発生する確率が高い地震動) 壊れない性能
レベル2地震動(最大クラスの地震動) 機能の回復を速やかに実行できる性能〕

老朽化対策〔ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画(平成26～35年度)〕

- ・損傷のある要対策施設のうち、重要度の高い施設は10年以内に対策を完了
- ・要対策施設の中でも、特に損傷が著しい施設は緊急防災・減災事業債を活用し、概ね3年以内に対策を完了

ミッシングリンクの解消

ア 事業を推進する路線

新名神高速道路(大阪府境～神戸JCT):平成28年度供用

中国横断自動車道姫路鳥取線(播磨新宮IC～山崎JCT(仮称)):平成32年度供用

北近畿豊岡自動車道[八鹿日高道路:平成28年度供用、日高豊岡南道路]

山陰近畿自動車道(鳥取豊岡宮津自動車道)[浜坂道路]:平成29年度供用

イ 早期事業化に向けて取り組む路線

名神湾岸連絡線(西宮市)、大阪湾岸道路西伸部(神戸市)、

播磨臨海地域道路(神戸市～太子町)、北近畿豊岡自動車道[豊岡道路] 等

(2) 「備える・支える・つなぐ」取り組みの推進

「備える」～自然災害に備える防災・減災対策の強化～

- ・津波対策・地震対策の推進
- ・総合的な治水対策等の推進
- ・山の管理の徹底・土砂災害対策の推進

「支える」～日常生活や地域を支える社会基盤の充実～

- ・地域のくらしや交流を支える道路整備の推進
- ・都市を支える基盤整備の推進
- ・力強い農林水産業を支える基盤づくり
- ・持続可能な公共交通体系の構築

「つなぐ」～次世代につなぐ社会基盤の形成～

- ・ミッシングリンクの解消(基幹道路ネットワークの充実強化)
- ・港湾の機能強化・利用促進
- ・空港の利用促進・利便性向上
- ・計画的・効率的な老朽化対策の実施
- ・良好な環境の保全・創造

(3) 県民理解や共感の促進

社会基盤整備基本計画や分野別計画等による中長期ビジョンの提示

社会基盤整備基本計画・プログラム、各種の分野別計画で取りまとめた今後の社会基盤整備に関する中長期の到達目標等を情報発信していく。

県民に「伝わる」戦略的な広報

事業の必要性や整備効果などを、各種媒体を活用し、県民にタイムリーに分かりやすく情報を発信していく。

事業評価の一層の厳格な運用

費用対効果(B/C)のみではなく、県独自の安全・安心や地域活性化等の定性的な効果を評価項目に加え、地域の実情を踏まえた事業効果を分かりやすく示し、透明性を確保しながら、より一層の事業の重点化を図る。

(4) コスト縮減等の推進

新技術・新工法等の積極的な採用など、計画から工事実施までのあらゆる機会でもコスト縮減を推進する。

(5) 民間活力の積極的な活用

効率的なインフラ整備・運営・更新を進めるため、民間と連携し、民間ノウハウの積極的な活用を検討する。

(6) 県民とのパートナーシップによる県土づくりの推進

総合治水推進協議会への住民参加や、ひょうごアドプト活動等を引き続き推進する。

5 建設企業等の健全な育成と公共工事等の品質確保

(1) 若年入職者の確保・技術力向上の支援

- ・官民で構成する協議の場の設置により若年者の入職促進等のための連携方策を検討するなど、新たな取り組みを検討する。
- ・若年入職者の確保に取り組む企業を評価する仕組みを検討する。
- ・「適切な賃金水準の確保」「社会保険未加入対策」にかかる取り組みを推進する。
- ・今後、重点分野となる維持管理技術力の向上対策を検討する。

(2) 入札・契約制度の改善

入札・契約制度の公正な運用を図るとともに、維持管理業務を地域で共同受注するJV制度の試行的導入や入札参加要件となる技術・社会貢献評価数値の引き上げを検討する等、社会・経済情勢及び関係法令の動向等に対応した逐次の改善に取り組む。

(3) 総合評価落札方式の充実

技術審査会メンバーを弾力的に運用するなど一層の公正性の確保を図るとともに、建設企業や技術者が有する施工能力や技術力を総合的に評価する評価手法を検討し、適用する対象を拡大する。

(4) 建設企業等の新分野進出への支援

建設産業を取り巻く経営環境、新分野への進出実績、ニーズ等を勘案し、支援のあり方を検討する。

〔改革の基本方向〕

セーフティネットとしての将来の需要推計及び県と市町の役割分担のあり方を考慮し、管理戸数の適正化を図る。

「備える・支える・つなぐ」の視点のもと、耐震化、良好な居住機能の確保及び計画的な老朽化対策等を推進する。

県営住宅ストックの適切な管理を推進するとともに、家賃収納対策等により収入確保に努める。

1 県営住宅の管理戸数

「ひょうご 21 世紀県営住宅整備・管理計画」(平成 23 年度改訂)に基づき、平成 32 年度末の管理戸数 5 万戸程度に向け、県営住宅の適切な整備・管理を推進する。

平成 33 年度以降については、平成 25 年度に実施される住宅・土地統計調査をもとに、平成 28 年度改訂予定の「ひょうご 21 世紀県営住宅整備・管理計画」において、震災前の水準(戸数)を念頭に、県と市町の役割分担のあり方や県民生活への影響も考慮し、適正な管理戸数を検討する。

(参考) 県営住宅の管理戸数

年 度	H19 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
管理戸数	55,050	53,842	53,801	53,370

震災前(H6 年度)の管理戸数：44,594

(参考) 公営住宅の管理戸数

区 分		H20	総住宅戸数に 占める割合
兵 庫	公営住宅	134,100	6.2%
	県営住宅	54,727	2.5%
全 国	公営住宅	2,088,900	4.2%
	県営住宅	933,011	1.9%

2 県営住宅ストックの整備

(1) 中層住宅

耐震上課題のある住宅は、建替又は集約廃止を行う。

耐震上課題のない住宅は、バリアフリー化を推進するためのエレベータ設置等に加え、外壁、設備配管等の高耐久化工事を行う。

また、計画修繕(内外装・設備等の定期的な修繕)の実施により長寿命化を図る。

〔改革期間中の建替事業量〕

(単位：百万円)

年 度		H20～24	H25～29	H30
建替戸数	単年度	300 戸	400 戸	500 戸
	期間計	1,500 戸	2,000 戸	500 戸
		4,000 戸		
事業費	単年度	4,350	5,600	7,000
	期間計	21,750	28,000	7,000
		56,750		

(2) 高層住宅

高層住宅は、基本的に長期活用を図ることとし、耐震上課題のある住宅は、耐震改修工事に併せて内外装・設備等の高耐久化工事を行う。

耐震上課題のない住宅は、計画修繕の実施により長寿命化を図る。

3 集約・土地売却の推進

売却に向けたPR強化や企業回り等に取り組み、土地売却を推進する。

また、集約については、市町等の協力のもと積極的な集約を進めるとともに、一定の要件のもと明渡し請求ができるよう、公営住宅法改正を国に提案するなど、早期住み替えを促す仕組みを検討する。

[改革期間中の土地売却] (単位：百万円)

区 分	H25	H26～H30	H20～H30 計
箇所数	6箇所	毎年度3箇所程度	36箇所程度
売却収入	498	2,915	5,968

4 使用料収入の確保

収納率目標について、第2次行革プランの98.3%から平成18年度以降最高の収納率である98.5%（平成24年度実績）へ引き上げ、家賃収納対策の取り組みを強化する。

[具体的な対策]

- ・ 県営住宅使用料の口座振替の促進
- ・ 入居者に対する納付督促、指導の徹底
- ・ 生活保護を受けている入居者の県営住宅使用料について市町による代理納付の促進
- ・ 退去者が滞納している家賃の収納業務を民間債権回収会社や弁護士に委託
- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムを活用した居所確認による滞納者追跡の実施

5 民間活力による効率的な管理の推進

神戸市西区・明舞地区、阪神北地区、中播磨地区、及び平成24年度から新たに追加した東播磨地区について、引き続き公募による指定管理を実施する。

神戸・阪神地区は、借上県営住宅からの円滑な住み替えを進め、その進捗状況を踏まえたうえで、公募の実施を検討する。

また、民間の参入が見込めない地域については、当面、兵庫県住宅供給公社へ管理委託することとし、今後、民間活力活用による指定管理のあり方についても検討する。

(参考) 公募による指定管理の状況

区 分	H18年度～	H21年度～	H24年度～
対象地区	明舞地区	神戸市西区・明舞地区、阪神北地区、中播磨地区	東播磨地区
団地数	17団地 ¹	153団地 ²	58団地 ³
戸数	3,205戸 ¹	19,455戸 ²	9,992 ³

(¹H18.4.1現在、²H21.4.1現在、³H24.4.1現在)

6 UR借上県営住宅の返還

高齢や障害などにより住み替えに配慮を要する世帯については、継続入居判定基準に基づき、継続入居を認め、その他の世帯については、契約期限までにUR（都市再生機構）に返還することを基本に、期間満了時まで円滑な住み替えができるよう、住み替え支援策を実施する。

（参考）UR借上県営住宅戸数の推移

（単位：戸）

区分	H8	H9	H10	H11	H15	H19	H20	H21	H22	H23	H24
戸別借上	593	1,360	2,190	2,289	2,024	1,776	1,686	1,589	1,493	1,375	1,244
棟借上	-	88	238	741	741	741	741	741	741	741	741
合計	593	1,448	2,428	3,030	2,765	2,517	2,427	2,330	2,234	2,116	1,985

（参考）UR借上県営住宅の期間満了時期（平成25年3月末現在）（単位：戸）

区分	H28	H29	H30	H31	H32	合計
戸別借上	217	433	504	81	9	1,244
棟借上	0	88	150	503	0	741
合計	217	521	654	584	9	1,985

7 駐車場管理の適正化

既対象団地の早期の有料化を推進するとともに、新たに対象となる団地（建替時に整備を検討する団地を含む）についても自治会協議を行い、有料化を推進する。

[新たな有料化協議対象 29 団地の整備]

H25	H26	H27～
6 団地	5 団地	18 団地

建替時に整備を検討する団地を含む

（参考）駐車場整備状況（平成25年10月末時点）

（単位：団地）

区 分	団地数	備 考
整備済（有料化済み）	181	公社により整備済み
有料化協議対象	100	調査時に使用実態あり
現行プラン有料化協議対象	71	従前は各自治会が運営
整備済（有料化済み）	61	H20～整備開始（25年度供用開始予定1団地含む）
現在協議中	1	
建替時に整備	2	設計・工事中（工事完了後に駐車場として活用）
整備しない	7	駐車場としての利用不可
有料化協議追加対象	29	今後、整備を検討（建替時に整備を検討する団地を含む）
整備しない	219	駐車場としての利用不可
合 計	500	

8 家賃減免制度の見直しの検討

現行制度は、世帯総収入が同一であっても収入形態の違いにより減免区分に差が生じる課題があることから、家賃減免制度の見直しについて住宅審議会にて検討し、今後の答申を踏まえて決定する。

(3) 行政施策	ウ．公的施設等
----------	---------

[改革の基本方向]

市町が主体的に県立施設を運営し、有効活用を図っていることなど、県立施設としての必要性が低下している施設は市町に移譲する。

県立施設として運営する施設については、サービス水準の向上とコスト縮減を図るため、施設の特性に応じて、公募による指定管理者拡大や運営体制等の見直しを行う。

県有施設の効率的かつ計画的な管理活用を図るため、施設の有効活用等の取組みを一元的に推進する。

県有施設へのネーミングライツや広告掲載等を推進し、歳入確保に努める。

1 施設の移譲

県が市町に無償貸付し、既に市町において自主運営が行われ有効活用が図られている施設について、市町移譲を円滑に進める。

- ・大鳴門橋記念館（所在地：南あわじ市）

2 指定管理者制度の推進

(1) 指定管理者制度の導入促進

新たに指定管理者制度を導入する直営施設

- ・こどもの館（所在地：姫路市）[指定管理者：（公財）兵庫県青少年本部]
子どもから青年期まで一貫した健全育成施策の展開が期待できることから、（公財）兵庫県青少年本部を平成 26 年 4 月から指定管理者として指定する。
- ・山の学校（所在地：宍粟市）[指定管理者：（公財）兵庫県青少年本部]
林業研修館において実施してきた山の学校について、公の施設に明確に位置づけるとともに、（公財）兵庫県青少年本部を平成 26 年 4 月から指定管理者として指定する。

公募による指定管理者の選定

公の施設としての公共性、利用の公平性、運営の安定性を確保する一方で、施設の特性に応じ、民間事業者のノウハウを活用することにより、効率的で質の高い管理運営が期待できる施設は、原則として公募により指定管理者を選定する。

区 分	施 設 名
導入予定 （ 6 施設）	嬉野台生涯教育センター、但馬文教府、西播磨文化会館、淡路文化会館、西猪名公園、淡路佐野運動公園

(参考)

区 分	施 設 名
導入済 （ 23 施設）	県民会館、神戸生活創造センター、東播磨生活創造センター、ひょうご環境体験館、文化体育館、総合体育館、武道館、海洋体育館、三木山森林公園、奥猪名健康の郷、但馬トーム、円山川公苑、神戸西テニスコート、先端科学技術支援センター、有馬富士公園、一庫公園、甲山森林公園、丹波並木道中央公園、舞子公園〔移情閣除く〕、播磨中央公園、赤穂海浜公園等

特定の団体等の指定による指定管理者の選定

次の施設については、公募によらず、指定管理者に特定の団体等を指定する。

- ・高度な専門的知識の蓄積・活用等が必要とされる施設
- ・施設の設置目的に沿って関係団体等との利用調整や密接な連携を必要とする施設
- ・隣接施設との一体的な管理運営や近傍市町立施設との密接な連携等により効果的な管理運営が図られる施設
- ・地域住民等が管理運営に主体的に参画している施設

(2) 指定管理期間の弾力運用

指定管理期間について、3年を原則としつつ、指定管理者の管理運営ノウハウの蓄積・向上、経営の安定化を図るため、施設特性に応じて5年とするなど弾力的な運用を図る。

(3) 管理運営の評価

施設の適正な管理運営とサービスの一層の向上を図るため、管理運営状況についての評価を毎年度実施する。

- ・指定管理者による自己評価、施設所管課による総合評価（外部有識者による評価）
- ・評価結果の公表、指定管理者制度の効果分析

(4) 透明性・公平性の確保

指定管理者の公募における選定方法や評価基準・配点などについて、より一層の透明性・公平性を確保するとともに、できるだけ多くの情報を事前に公表する。

3 県有施設の有効活用

県有施設の効率的かつ計画的な管理活用を図るため、施設の長寿命化や効率的な維持管理、施設の有効活用等の取組みを一元的に推進する。

(1) 施設の長寿命化

施設の経過年数や老朽化等の状況を踏まえ、計画的に大規模修繕等を実施するなど、施設の長寿命化を推進する。

(2) 施設維持費の縮減

施設の管理業務委託の調査や施設間の維持管理費の比較等により、維持管理業務の検証・改善に取り組み、費用の縮減を図る。

(3) 施設の有効活用

施設の空き状況や利用状況、維持コスト、老朽化等を調査・検証し、施設の統合や有効活用等を推進する。

4 ネーミングライツの推進

- ・施設の安定的な維持運営のための財源確保や文化・スポーツ振興活動に対する民間からの支援・協力が期待できることから、県立体育施設や文化施設、都市公園などへのネーミングライツを推進する。
- ・新規導入を促進するため、民間事業者がネーミングライツの付与を希望する施設を提案する「提案募集型ネーミングライツ制度」など、柔軟な制度の拡充・運用を図る。
- ・持続的・安定的なネーミングライツを確保するため、施設の特性に合わせたスポンサー特典の付与を進める。

5 広告掲載等の実施

県立体育施設や都市公園内における野球場等の施設やベンチ等への広告掲載、大会・イベントにおける企業協賛、都市公園や道の駅等の県有施設の一部スペースの民間への貸付などにより歳入確保に努める。

[改革の基本方向]

大学や民間企業との連携を図りながら、県民等のニーズに直結する実用性の高い研究や成果普及等の業務に重点化を図る。

限られた研究資源のより効果的な活用を図るため、外部人材の活用、産学官連携による共同研究などにより、弾力的な運営体制を整備する。

外部資金の積極的獲得等による機動的な研究活動に取り組むとともに、評価システムの推進など、効率的・効果的な経営手法の徹底を図る。

1 業務の重点化

事業者や消費者等のニーズに対応し、研究成果が地域産業の振興や県民の安全・安心に直結する研究課題等に重点化を図る。また、研究成果の普及と技術移転を図るため、大学や他の研究機関と連携しながら、コーディネート、情報提供、指導相談等を強化する。

(1) 農林水産技術総合センター

国内外の産地間競争に勝ち残ることができる農林水産物のブランド力を向上する技術開発、食と自然環境の両面から県民生活の安全安心を支える技術開発に重点化するとともに、技術開発のスピード化を図る。

(2) 工業技術センター

企業ニーズの把握を徹底し、成果志向を強めた研究により企業支援の重点化を図るとともに、異業種交流や産学官連携を通じ、「オンリーワン企業」の育成(既存技術の世界躍進)に向けた技術支援を推進する。

(3) 健康生活科学研究所

健康危機に対応するための試験研究、消費者からの苦情相談に基づき商品の安全性の検証や特性比較等を行う商品テストへの重点化を行い、県民のくらしの安全・安心に関わる諸課題に一元的に対応する。

(4) 福祉のまちづくり研究所

介護やリハビリテーションの現場ニーズに対応する研究、障害者の就労環境改善に向けた研究など先導的、実践的研究開発を重点的に推進するとともに、企業等と連携した研究成果物の製品化や福祉機器の展示等を推進する。

((公財) ひょうご環境創造協会 兵庫県環境研究センター)

県内の環境の状況等を的確に把握・解析するとともに、有害物質漏えい等の緊急時に対応するための化学物質の迅速分析法等の調査研究を推進する。

2 研究体制等の見直し

県民ニーズや行政課題に的確に対応できる効率的・効果的な研究体制を整備する。

(1) 弾力的な研究体制の整備

任期付研究員の活用、外部研究者の受入等を推進し、研究課題に機動的に対応するための弾力的な研究体制を整備する。

また、産学官の連携による共同研究、大学等が中心として行うプロジェクト型研究への参画を引き続き進める。

(2) 職員数の見直し

一般行政部門の定員削減の枠組みの中で、業務の重点化や運営体制の見直しにより、定員の削減を着実に進める。

(3) 研究アドバイザーの設置

主要研究課題について「評価専門委員会」による外部評価を実施することに加え、研究員による研究活動に対する高度かつ専門的な助言を行うため、各試験研究機関に研究アドバイザーを引き続き設置する。

3 外部資金の積極的獲得

国等の競争的資金、産学官連携プロジェクト、企業等との共同研究などの外部資金の積極的獲得に取り組み、試験研究費の充実確保に努める。

獲得した外部資金のうち目標を上回る額については、試験研究の充実に充てることを原則とする。

4 効率的・効果的な運営手法の徹底

業務の数値目標の設定、研究課題の追跡評価、各試験研究機関の機関評価、行政コスト計算書の作成などを実施する。

(1) 数値目標の設定

各試験研究機関の役割をより明確化するため、業務や外部資金獲得の数値目標を設定する。

(2) 評価システムの推進

追跡評価の実施

研究終了から数年経過した研究課題について、成果の実用化、施策化や普及状況等を把握し、今後の研究課題の選定等への反映を図るため、追跡評価を実施する。

機関評価の実施

試験研究機関の総合的な評価を行うため、各試験研究機関に設置する外部委員による機関評価を実施し、試験研究機関ごとに中期の事業計画を策定する。

(3) 行政コスト計算書の作成

各試験研究機関における活動の透明性を高めるとともに、コスト意識を醸成し、より効率的な運営に資するため、試験研究機関ごとに行政コスト計算書を作成する。

(4) 運営形態のあり方の検討

任期付研究員や外部人材の活用、行政コスト計算書の作成・公表、研究評価システムの運用等、効率的・効果的な運営手法の徹底を図るとともに、各試験研究機関の使命・役割や地方独立行政法人制度の導入団体の動向等を踏まえつつ、効率的・効果的な運営形態のあり方について、引き続き検討する。

5 試験研究機関間による広域連携の推進

関西広域連合をはじめ、県内及び近畿府県の枠組みを超えた公立の試験研究機関、独立行政法人、大学との協力体制を強化し、情報交換、施設・機器の相互利用、共同研究の実施など、互いの強みを生かした広域的な連携をさらに推進する。

〔改革の基本方向〕

農林水産物のブランド力を向上する技術開発、食と自然環境の両面から県民生活の安全安心を支える技術開発に重点化する。

実需者や生産者のニーズに応じた技術開発と研究成果の着実な普及を進めるため、効率的な研究開発体制を整備する。

食関連等の民間企業や農林漁業者、研究機関と連携し、新たな価値の創造を技術開発の面から支える。

1 業務の一層の重点化・連携の推進

(1) 業務の一層の重点化

国際化に対応し、国内外の産地間競争に勝ち残ることができる力強い農林水産業の実現に必要な技術開発や、食と自然環境の両面から県民生活の安全安心を支える技術開発など重点分野に集中して取り組むとともに、技術開発のスピード化を図る。

〔技術開発の方向〕

重点化分野	重点化の方向性	重点化の例
農林水産物のブランド力を向上する技術開発	国内外の産地間競争に勝ち残ることができる農林水産物のブランド化に関する技術開発を推進	農業：葉物野菜、トマト、いちごなど施設野菜の次世代栽培技術 畜産：但馬牛の育種・肥育技術 水産：アサリ、キジハタ等新たな魚種の増養殖技術
食と自然環境の両面から県民の安全安心を支える技術開発	県産農林水産物の安全性確保及び自然環境の保全・再生に関する技術開発を推進	農業：化学農薬削減に資する新しい防除技術 林業：台風や豪雨等による山地の崩壊防止を図る森林整備技術 水産：ノリ養殖場の栄養塩の改善技術

(2) 連携の推進

食関連をはじめとする様々な分野の企業や研究機関が集積する本県の強みを生かして民間企業や農林漁業者、大学等研究機関との情報交換や共同研究の実施など連携を強化する。

このことにより、ICTを活用した篤農家技術の汎用化による品質や収量の向上、「活け」流通等鮮魚出荷手法や凍結魚の解凍手法等の高鮮度流通技術の開発など、新たな価値を創造する技術を開発するとともに、開発技術が現場で活用されるよう支援する。

2 効率的・効果的な運営体制・運営手法の徹底

(1) 効率的・効果的かつ迅速な研究開発体制の整備

項目	内容
研究員の配置	今後重要となるブランド力の向上が必要な分野等に研究員を重点的に配置することにより、試験研究の深化、高度化、スピード化を図る。
産学との共同研究	技術開発の効率化や活性化を図るため、大学、食関連等の民間企業、農林漁業者などとの共同研究体制を整備する。
情報発信	試験研究の取組や成果をインターネットホームページ等で広報し、県民の試験研究に対する一層の理解促進を図る。
研究機能の重点化	研究資源をより重点的・集中的に活用するため、研究機能の重点化を図る。

(2) 研究機能の重点化に対応した体制整備

職員数の見直し

一般行政部門の定員削減の枠組みの中で、OB職員の活用や補助的業務の委託等により職員数の見直しに引き続き取り組む。

(参考) 職員数の状況 (単位:人)

区 分	H19.4.1	H25.4.1	対H19増減
研 究 員	112	99	13
行政職・その他	178	140	38
計	290	239	51

人材育成・活性化

- ・重点化した研究分野ごとに、研究グループ制(兼務含む)等の手法を用いながら、後継研究員の着実な育成を図る。
- ・主席研究員を中心としたチーム制や再任用制度を活用して、研究員の培ってきた知識・経験を研究員間で共有する。

(3) 運営手法の見直し

ニーズの把握・成果の普及

- ・生産者や関係団体の試験研究への参画によりニーズを的確に捉え、幅広いニーズに対応した技術開発を進める。
- ・生産者へ迅速に研究成果を普及するため、研究部門と普及部門の連携強化により、情報提供を徹底する。

研究課題の選定・評価の着実な実施

- ・行政、普及部門との連携を明確にした上で、実用化の可能性を重視した課題選定を行う。
- ・研究終了後にその成果が生産現場にもたらした効果等を評価し、今後の研究や技術移転に反映する。

保有資産の有効活用

- ・オープンラボとしての施設活用を図る。
- ・保有する特許や登録品種について、共同研究した民間企業等に独占的に利用させるなど、知的財産等保有資産の有効活用を図る。

3 中期の数値目標

(1) 業務に係る数値目標

区 分	H18年度(実績)	H24年度(実績)	H27年度(目標)
開発技術数(H13以降の累計)	224件	383件	430件
普及技術数(H13以降の累計)	196件	336件	310件

(2) 外部資金獲得に係る数値目標

研究費総額の2割相当額の獲得を目標とする。

- ・国等の競争的資金や受託収入の獲得に向けて、大学・民間企業等との連携を進める。
- ・大学との連携を図りながら民間資金を活用するなど、効果的、効率的な技術開発、迅速かつ円滑な技術移転ができる新たな産学官連携のしくみを検討する。

4 試験研究機関間による広域連携の推進

効果的な研究のため(独)農業・食品産業技術総合研究機構や大学等、他の試験研究機関との共同研究を実施するなど、広域的な連携をさらに推進する。

(3) 行政施策 工 試験研究機関 県立工業技術センター

[改革の基本方向]

平成 24 年度に新たに供用開始した技術交流館の先端研究開発機器や産学官連携・交流機能を有する開放型の研究開発施設を活用し、更なる産学官連携、技術高度化支援を推進する。企業ニーズの把握を徹底し、成果志向を強めた企業支援を強化する。異業種交流や産学官連携を通じ、「オンリーワン企業」の育成（既存技術の世界躍進）に向けた技術支援を推進する。

1 工業技術センターのリニューアル

(1) 研究本館（仮称）等の整備

企業等との共同研究を推進するため、既存棟を研究本館（仮称）として改修するとともに機器整備、緑地・駐車場整備等の整備を行う。

[研究本館（仮称）の整備スケジュール]

- ・平成 25～27 年度：改修設計、改修工事
- ・平成 27 年度：機器整備、緑地・駐車場整備等の整備、研究本館供用開始

(2) ソフト事業の実施

項目	内 容
研究機能	・兵庫県工業技術振興協議会のニーズを反映した共同研究や研究成果発表 ・神戸大学、県立大学、京都工芸繊維大学、同志社大学、東北大学金属材料研究所などとの共同研究
技術高度化支援機能	・工業技術センターの試験研究機器を活用し、研究や試作開発などの実体験講習を実施し、企業の製品開発等を支援 ・ものづくりの基盤技術に関わる分野の基礎研修の実施
技術相談支援機能	・中小企業等が抱える技術課題に対する相談・指導を実施する総合相談窓口の設置 ・企業現場を巡回し、企業の技術支援ニーズを把握 ・企業の技術開発の指導・助言を行うための試作等を受託
ランチ機能	・但馬や淡路等の地域における技術相談窓口として移動工業技術センターを開催

2 企業ニーズや戦略性を踏まえた業務の重点化

(1) 企業ニーズの把握の徹底と成果志向型の企業支援の強化

総合相談窓口や企業訪問等を通じた年間約 8,000 件の相談の中から、工業技術センター内の業界・企業ニーズ集約会議や外部評価委員会による研究課題評価を活用したニーズの絞り込みを行い、地域発のイノベーションの創出や産地ブランド確立など成果志向を強めた研究により企業支援の重点化を図る。

(2) ものづくり基盤技術の高度化等研究業務の重点化により、異業種交流や産学官連携を通じ、「オンリーワン企業」の育成（既存技術の世界躍進）を図る

重点化の方向

重点化分野	重点化の方向性	主な内容
ものづくり基盤技術の高度化	高強度化、軽量化、低コスト化等高付加価値製品の開発に向けた基盤技術の高度化	・ゴム・高分子材料の性能向上のための研究開発 ・製造時間短縮のための鋳造技術の研究開発
成長分野における研究開発	環境・エネルギー分野など成長分野における新規性かつ優位性のある研究開発の推進	・燃料電池用材料の研究開発 ・太陽光発電の効率向上のための研究開発
地場産業の高度化	繊維や皮革等地場産業のブランド力強化をめざした研究開発の推進	・炭素繊維複合系の研究開発 ・皮革染色技術の研究開発

異業種交流や産学官連携の推進

兵庫県工業技術振興協議会（14の業種別研究会で構成。会員数約500社）との共催による研究発表会や交流会を実施するとともに、兵庫県立大学工学部等との連携協定に基づく人事交流、共同研究を継続する。

また、技術交流館に新たに設置した、県立大学「ナ・マイカ構造科学研究センター」のサテライト研究室、神戸大学等との産学連携の拠点となる大学連携室を活用し、産学官による共同研究を実施することにより、「オンリーワン企業」の育成を図る。

加えて、県外大学等との連携・調整、異業種交流参画促進等の役割を担う「総括研究コーディネーター」をものづくり支援センター神戸内に配置し、産学官連携推進体制の強化を図る。

3 効率的・効果的な運営体制・運営手法の徹底

(1) 弾力的な研究・技術支援体制

新たなニーズや高度化する課題に対応していくため、プロジェクト研究には任期付研究員や特別研究員を充て外部人材を活用する。なお、中長期的な課題には正規研究員が対応することにより役割分担を図る。また、技術相談にきめ細かく対応できるよう、外部のアドバイザーの活用を図る。

(2) 職員数の見直し

一般行政部門の定員削減の枠組みの中で、業務の重点化や任期付研究員の活用等により職員数の見直しに引き続き取り組む。

(参考) 職員数の状況 (単位:人)

区分	H19.4.1	H25.4.1	対H19増減
研究員	64(1)	52(1)	12
行政職・その他	13	11	2
計	77(1)	63(1)	14

() は内数で任期付研究員

4 中期の数値目標

(1) 業務に係る数値目標

区分	H22～H24年度(実績)	H26～H28年度(目標)
技術相談件数(年平均)	8,458件	8,500件
技術移転件数(年平均)	283件	300件
利用企業数(年平均)	1,719社	1,800社
5回以上利用企業数(年平均)	504社	550社

県内事業所(製造業)の約2割弱の企業が利用

(2) 外部資金獲得に係る数値目標

共同研究や受託研究を中心として、国の競争的資金も加えた外部資金の目標を過去5年間平均の78百万円とする。

5 関西に所在する試験研究機関(独立行政法人、大学、府県)との広域連携の一層の推進

(1) 関西広域連合における公的試験研究機関の広域連携の一層推進

- ・ポータルサイトの機能強化(機器等の技術支援情報等を域内企業へ発信)
- ・企業向け共同研究会等の開催(3回程度)
- ・構成団体内の割増料金の廃止(平成24年度実施)、ワーキンググループによる共同利用方策の検討、展示会等でのPRにより共同利用を促進

(2) 国、近隣府県、県内市町等との連携

(独)産業技術総合研究所関西センターが運営する「近畿地域産業技術連携推進会議」により、研究成果発表会、展示会、研究者向け研修会を開催するなど、国や近隣府県、県内市町・民間等との更なる情報共有や共同研究に向けた取組を推進する。

(3) 行政施策	エ．試験研究機関	県立健康生活科学研究所
----------	----------	-------------

[改革の基本方向]
 県民のくらしの安全・安心に関わる感染症や消費者問題などの諸課題に対し、「健康科学研究センター」と「生活科学総合センター」がそれぞれの専門性を発揮しつつ、調査・研究や苦情原因究明、情報の分析・提供などについて相互に連携することにより、相談から試験分析・調査研究、事業者指導、情報発信等までの総合力を高める。

1 県民の安全・安心確保のための試験研究の推進

(1) 業務の一層の重点化

健康科学研究センター

重点化分野	重点化の方向性	主な内容
健康危機事案の調査・研究	・高リスク事案等に対する対応能力の向上を図るため、新興再興感染症、食品や医薬品等による健康被害等の健康危機発生時の迅速検査法等の研究の推進	・健康危機管理対応能力の向上を図るためのインフルエンザウイルス等の迅速検査法の改良開発 ・食品の含有成分調査のための迅速検査法の開発

生活科学総合センター

重点化分野	重点化の方向性	主な内容
苦情相談に基づく商品テスト	・県民のくらしの安全・安心を確保するための商品テストの実施	・消費者からの苦情相談に基づく安全性の検証や商品の特性比較等を行う商品テスト ・テスト結果の情報提供等による成果普及
消費生活相談の市町支援	・市町の消費生活相談窓口を充実・強化するための支援の推進	・市町職員、相談員等を対象とした専門研修による人材育成 ・専門的知識を要する事案の検討、相談情報の交換

(2) 両センターの連携の推進

連携推進による業務運営の効率化

- ・生活科学総合センターの相談機能も活用し、県民の関心の高いテーマに関する調査・研究を推進する。
- ・健康科学研究センターの高度な試験分析力を活用し、生活科学総合センターの実施する商品テストの高度化、効率化を推進する。
- ・生活科学総合センターの情報発信力を活用した健康科学研究センターの研究成果の普及促進を図る。

2 効率的・効果的な運営体制・運営手法の徹底

(1) 外部人材の活用による研究体制の活性化

研究アドバイザーを積極的に活用し、研究所が有しない最新の知見の入手や技術指導の実施等により、研究の高度化、効率化を推進する。

(2) 職員数の見直し

一般行政部門の定員削減の枠組みの中で、業務の重点化や運営体制の見直しにより、職員数の見直しに引き続き取り組む。

(参考) 職員数の状況

(単位：人)

区 分		H19.4.1	H25.4.1	対H19増減
健康科学研究センター	研究員	23	15	8
	行政職・その他	14	10	4
	小 計	37	25	12
生活科学総合センター	研究員	0	0	0
	行政職・その他	21	16	5
	小 計	21	16	5
合 計	研究員	23	15	8
	行政職・その他	35	26	9
	計	58	41	17

3 中期の数値目標

(1) 業務に係る数値目標

健康科学研究センター

区 分	H20～H30年度(目標)	H24年度(実績)
残留農薬等の新規検査可能項目数(年間)	30件	30件
感染症等の迅速検査手法新規導入数(年間)	5件	5件

生活科学総合センター

区 分	H20～H30年度(目標)	H24年度(実績)
技術相談件数(年間)	500件	428件
苦情原因究明テスト件数(年間)	30件	52件

(2) 外部資金獲得に係る数値目標

健康科学研究センター

研究費総額(約7百万円)の1割相当額以上の獲得を目標とする。

- ・大学や他の試験研究機関との共同研究を推進する。

4 関西に所在する試験研究機関(独立行政法人、大学、府県)との広域連携の一層の推進

感染症の発生等、健康危機は県の枠を超えて広域化する傾向にあることから、広域的な連携を推進

- ・地方衛生研究所全国協議会近畿支部(2府4県及び近畿の政令市、中核市加盟)活動を推進し、検査業務等の効率化にも資するよう、近畿地方衛生研究所間における研究成果の共有や情報の交流など連携を促進する。
- ・神戸大学との共同研究(兵庫県におけるインフルエンザウイルスの流行実態に関する研究)に引き続き取り組むなど、大学との連携を推進する。

(3) 行政施策	エ．試験研究機関	県立福祉のまちづくり研究所
----------	----------	---------------

[改革の基本方向]

多様化する福祉や医療のニーズに即した研究開発を促進するため、引き続き企業等とのタイアップや研究部門と研修部門の連携、外部人材・外部資金の獲得につとめるとともに、ロボットリハビリテーションの研究、障害者等の職場環境の整備に向けた研究など、現場ニーズに対応した研究を進める。

1 業務の一層の重点化

重点化分野	重点化の方向性	主な内容
高齢者・障害者の自立支援のための研究開発	介護やリハビリテーションの機能が集積する研究施設の立地環境を活かした先導的、実践的な研究開発の推進	リハビリテーション中央病院と連携し、最先端のロボット技術を活用したロボットリハビリテーションの研究
		障害者雇用に取り組む事業所等の状況の調査・分析及び、就労環境の改善に向けた研究
	福祉用具等の改良開発に向けた企業等とのタイアップの推進	企業等と連携した研究成果物の製品化や福祉機器の展示

2 効率的・効果的な運営体制・運営手法の徹底

(1) 研究部門と研修部門との連携強化

研究テーマに弾力的に対応する研究グループ制を活用し、介護・リハビリテーションの現場ニーズにあった研究開発を推進する。

福祉用具や住宅改修の相談等において、研究部門と研修・展示部門が連携して対応する。研究所の研究成果を介護技術等の研修の内容に反映させ、現場の課題解決に活用する。

(2) 外部人材の活用による研究体制の活性化

有識者アドバイスによる研究指導者制度や任期付研究員制度を活用するとともに、大学や企業等との交流を推進する。

(3) 職員数の見直し

公社の職員数の削減枠組みの中で、業務の重点化や運営体制の見直しにより、職員数の見直しに引き続き取り組む。

(参考) 職員数の状況

(単位：人)

区 分	H19.4.1	H25.4.1	対H19増減
研 究 員	8(2)	9(4)	1(2)
行政職・その他	17	11	6
計	25(2)	20(4)	5(2)

()は内数で任期付研究員。

福祉のまちづくり研究所の研究員数は、ロボットリハビリテーションの普及に向けた研究の推進に取り組むための任期付研究員〔H25～H27 予定〕の活用による増。

3 中期の数値目標

(1) 業務に係る数値目標

区 分	H30 年度 (目標)	H24 年度 (実績)
製品化件数 (H20 以降の累計)	15 件	7 件
共同研究件数 (H20 以降の累計)	35 件	27 件

(2) 外部資金獲得に係る数値目標

研究費総額 (約 16 百万円) の 3.5 割相当額以上の獲得を目標とする。

- ・大学や他の試験研究機関との共同研究の推進による科研費等の競争的資金の獲得を推進する。
- ・研究所の有する知見・技術を必要とする企業のニーズを発掘し、共同研究を積極的に推進する。

4 大学や民間企業等との連携の一層の推進

研究所が取り組む研究開発等において、大学や民間企業等と研究テーマに応じた連携を推進する。

[改革の基本方向]

多様化する環境問題に対応するため、県内の環境の状況や発生源の動向を的確に把握・解析する。

有害物質漏えい等の緊急時に対応するため、化学物質の迅速分析法等の調査研究を推進するとともに、共同研究等関係機関との連携を強化する。

1 業務の一層の重点化

重点化分野	重点化の方向性	主な内容
立入検査や環境緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な立入検査を実施するための測定・分析の迅速化 有害物質漏えい等の緊急時に迅速に対応するための手法等の研究の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ばい煙やダイオキシン類濃度測定調査のための工場立入検査等における測定・分析や評価 有害物質の流出等の環境危機に対し、化学物質の迅速分析法や発生源推定のための手法等の調査研究
県内の環境状況の的確な把握・解析	<ul style="list-style-type: none"> 県内の環境の状況の調査、発生源の動向の把握など多様な環境問題に対する総合的な解析等の研究の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 閉鎖性海域等の環境改善に関する研究 広域大気汚染、粒子状物質低減対策等に関する研究 有害化学物質汚染対策に関する研究

2 効率的・効果的な運営体制・運営手法の徹底

(1) 関係機関との連携強化

国立環境研究所、全国環境研協議会とのPM2.5の高濃度解析等の共同研究のほか、府県市の環境研究所や神戸大学等との共同研究により、最新の知見を入手し、研究の高度化、効率化を推進する。

(2) 環境創造協会環境技術部との連携

協会環境技術部と役割分担を明確にしつつ、調査・分析業務等の一体的運用はもとより、測定分析機器について共有化を図るなど、効率的な運営を行う。

(3) 人材育成・活性化

限られた人員の中で研究員の着実な育成を図るため、研究分野ごとに複数研究員体制を整備するとともに、OB職員の活用により研究員が培ってきた技術・経験の継承・移行を図る。

(4) 職員数の見直し

公社の職員数の削減枠組みの中で、業務の重点化や運営体制の見直しにより、職員数の見直しに引き続き取り組む。

(参考) 職員数の状況

(単位：人)

区分	H19.4.1	H25.4.1	対H19増減
研究員	22	12	10
行政職・その他	5	1	4
計	27	13	14

3 中期の数値目標

(1) 業務に係る数値目標

区 分	H26～H30年度(目標)	H24年度(実績)
産学官連携による共同研究目標数(年間)	4件	4件

(2) 外部資金獲得に係る数値目標

県からの委託研究費(約5百万円)の2倍相当額の獲得を目標とする。

4 関西に所在する試験研究機関(独立行政法人、大学、府県)との広域連携の一層の推進

PM2.5、光化学スモッグ、瀬戸内海の富栄養化、豊かな海への取組等、県域を超えて広域化する環境問題について、全国環境研協議会東海・近畿・北陸支部や大学等、他の試験研究機関との研究成果の共有や情報交流を促進するなど、広域的な連携をさらに推進する。

[改革の基本方向]

県立高等学校長期構想検討委員会報告を踏まえ、「県立高等学校教育改革第二次実施計画」に基づく取組みを継続するとともに、社会の変化等に対応した教育内容の改善・充実を図り、学びたいことが学べる学校づくりを推進する。

1 取組内容

(1) 高校生としての「生きる力」の育成

確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成

- ・確かな学力を育成するため、習熟度別・少人数授業、ＴＴ（チーム・ティーチング）授業などの工夫を進める。
- ・豊かな人間性と社会性を育成するため、高校生ふるさと貢献活動や、インターンシップ等、体験活動を充実する。
- ・心身の健康増進活動や、日常的なスポーツ活動の実践を通じた体力づくりを推進する。

キャリア教育の推進

- ・自己の個性や生き方、将来の進路を見つめさせ、生徒のキャリア発達を促す実践的な活動も含め、教育活動全体を通じた組織的・系統的なキャリア教育を進める。
- ・大学や知事部局、近隣企業や研究所等と連携を図り、専門家や経験豊富なOB等を講演会や技術指導等に積極的に活用する。

(2) 魅力ある学校づくりの推進

教育内容の充実

- ・文系理系を問わず、すべての生徒に対して、グローバル社会に対応するための幅広い能力の育成を目指す必要があるため、英語力の向上や留学支援などの取組みを推進する。
- ・自然災害への認識を深め、自分自身を守り、互いに助け合って生きるための判断力や行動力を育む防災・減災教育を進める。
- ・インクルーシブ教育システムの視点も踏まえ、特別支援学校との交流及び共同学習等を通じて、共に学ぶことができる教育活動を推進する。

教育方法の工夫

- ・デジタル教材や大型表示装置等のICT機器を活用した協働型・双方向型の授業など、指導方法の工夫・改善を進めるとともに、情報モラルをはじめとするメディアリテラシーを身に付けさせる。
- ・小学校、中学校等との交流、社会体験活動の共同実施等を促進する。

教育システム等の改善・充実

ア 総合学科、全日制普通科単位制

- ・生徒の多様な興味・関心、進路希望等に対応した多くの選択科目の開設を生かし、生徒の主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや達成感を味わわせる教育内容の一層の充実を図る。
- ・卒業後の進路先や、在学中に取得できる資格等のガイダンスを充実する。

イ 全日制普通科学年制（類型・コース）専門学科

- ・類型 コース 専門学科という段階的・発展的な特色化を推進するとともに、専門性の高い類型については、専門学科への改編についても検討する。
- ・職業学科については、産業分野の将来を支えるスペシャリストを育成する、より専門性の高い専門学科や、新しいタイプの専門学科の開設も視野に、生産から加工・流通・販売までの一体的な学びを取り入れる。

ウ 中高一貫教育校

- ・少子化や過疎化に対応するため、6年間の計画的・継続的な教育指導や、幅広い年齢層の生徒の交流など、中高一貫教育の良さを発揮できるような魅力づくりに取り組む。
- ・連携型中高一貫教育校に再編された学校は、地域の活性化をめざして、将来の地域の産業をはじめ、地域の担い手を育成するカリキュラムづくりを進める。

エ 定時制、通信制高等学校

不登校経験のある生徒、全日制を中途退学した生徒、発達障害のある生徒など、多様な生徒に対応するため、クラス編制の柔軟な対応や、福祉分野などの関係機関との連携等、卒業後の就労を見据えた教育の充実に取り組む。

オ 魅力ある学校づくりの支援

各種事業の評価と課題の検証を行い、充実して継続させる取組み、改編の必要のある取組み、新規事業の企画など、効果的な支援を実施する。

(3) 入学者選抜制度・方法の改善

- ・中学生の進路選択を支援するため、オープン・ハイスクールや学校説明会の方法を工夫・充実する。
- ・推薦入学や特色選抜で合格した生徒と学力検査で合格した生徒の学習状況を検証し、推薦入学・特色選抜の方法や合格者数の比率等の課題を整理し、工夫・改善を検討する。

(4) 望ましい規模に満たない学級数となった学校の在り方

- ・地域の人口減に伴う学級減は、高校の配置状況など地域の実情等を考慮する。
- ・2学級以下の小規模校で、地域から理解と支援が得られる学校については、連携型中高一貫教育校への再編に加え、地域性を生かした特色ある類型を設置し、他府県からの入学も認める等、新たな取組みを行う。

(3) 行政施策	オ．教育機関	特別支援学校
<p>[改革の基本方向]</p> <p>国のインクルーシブ教育システムの構築に向けた動向等を踏まえ、現在策定作業中の次期特別支援教育推進計画に基づき、特別支援学校のみならず、すべての学校における一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進する。</p>		
<p>1 取組内容</p> <p>(1) 一人一人の多様な教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実 校園内支援体制の充実、多様な学びの場における指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の多様な教育的ニーズに対応するため、個別の指導計画等の作成・活用を促進するなど、すべての学校園における校園内支援体制の機能強化を図る。 ・多様な学びの場（幼・小・中・高・特）における指導の充実を図るため、特別支援教育の視点を取り入れた授業改善を促進するとともに、児童生徒の多様性を踏まえた学級づくり、学校づくりを進める。 ・特別支援学校におけるキャリア教育の充実を図るとともに、企業等と連携した認定資格の開発や、資格取得に向けた効果的な指導方法等を検討する。 <p>特別支援学校のセンター的機能の活用等による学校間連携の推進 外部人材を活用した効果的な校内研修を行い専門性を高めることにより、特別支援学校のセンター的機能を充実するとともに、地域内の教育資源（幼・小・中・高等学校等）を活用した学校間連携を推進する。</p> <p>交流及び共同学習のさらなる充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな人間性や多様性を尊重する心を育むため、特別支援学校と高等学校との交流及び共同学習について、実施校の拡充や内容の充実を図る。 ・交流及び共同学習の実践成果を踏まえ、高等学校への特別支援学校分教室の設置を進める。 <p>(2) すべての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級にも在籍することから、研修等を通じて、すべての教職員の発達障害等に関する基礎的な知識・技能の向上を図る。 ・特別支援学校教諭免許状保有率の向上や、特別支援教育の優れた県内教育実践事例の蓄積と普及啓発等により、すべての教職員の専門性の向上を推進する。 <p>(3) 早期から支えつなぐ相談・支援体制づくり 就学前から卒業後までを見通した一貫した相談・支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うため、市町の教育・相談体制の整備充実への支援を検討する。 ・ライフステージに応じた適切な指導や支援ができるよう、学校と医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連携強化を図る。 ・早期から成人に至るまで一貫した指導や支援ができるよう、必要な情報を共有するため、サポートファイル等の作成・活用を図る。 <p>進路にかかる継続的な支援の推進 生徒の希望や特性に応じた進路選択にあたり、継続した一貫性のある指導・支援を行うため、個別の教育支援計画等による引継ぎを推進する。</p>		

(4) 特別支援教育を充実させるための教育環境整備の推進

- ・ 知的障害児童生徒の増加に伴う規模過大校の解消に向け、新設校（神戸市西部から東播磨地域への対応）や、分教室（神戸市東部及び阪神地域への対応）の設置等を推進する。
- ・ 但馬地域北西部における遠距離通学等の負担軽減に向け、分校の設置を推進する。

(3) 行政施策	オ．教育機関	兵庫の特色ある教育の推進
<p>[改革の基本方向]</p> <p>「第2期ひょうご教育創造プラン」を策定し、兵庫型「体験教育」の推進、確かな学力の育成など、子どもたちの自立して未来に挑戦する態度の育成や「生きる力」を育む教育の推進を図る。</p>		
<p>1 兵庫の教育のめざすべき人間像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知・徳・体の調和がとれ、自立して生涯にわたって自らの夢や志の実現に努力する人 ・ふるさとを愛し、互いに支え合い協力しながら、明日の兵庫を切り拓き、日本の未来を担う人 ・我が国の伝統と文化を基盤として、創造性やチャレンジ精神をもって国際社会に貢献できる人 <p>2 取組内容</p> <p>兵庫の教育の「めざすべき人間像」を実現するため、特色ある教育の推進に取り組む。</p> <p>(1) 社会的自立に向けたキャリア形成の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会における自己の役割、将来の生き方・働き方を主体的に考え、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育成するため、発達段階に応じた体系的なキャリア教育を推進する。 ・「ひょうご匠の技」探求事業など、個々の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる専門的な職業教育を推進する。 <p>(2) 兵庫型「体験教育」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の「環境体験」や、「自然学校」、中学校の「トライやる・ウィーク」など発達段階に応じた多様な体験活動を通して、命の大切さや生きる喜びを実感させ、社会性、自尊感情を育む効果的な教育活動を推進する。 ・高等学校3年間で全ての生徒が参加する「高校生ふるさと貢献活動」など、ふるさと意識の醸成を図るとともに、地域の伝統行事・文化、歴史資源の継承等に、生徒が主体的に活動し、参画する教育活動を充実する。 <p>(3) グローバル化に対応した教育の推進</p> <p>国際化に対応した教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな語学力等を身に付け、国際的に活躍できるグローバル人材を育成するため、外国語指導助手の活用やイングリッシュキャンプの実施などによる英語教育の充実や生徒の海外留学支援など、国際理解教育を推進する。 ・世界史の中で日本の歴史と関連づけて学ぶことのできる副読本「世界と日本」を世界史の授業等での活用を図る。 <p>伝統・文化等に関する教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域・郷土への愛着・誇りなどふるさと意識を醸成するとともに、ふるさとの発展に主体的に参画する行動力を育むため、発達段階に応じた兵庫型体験教育や、郷土に関する地域素材を活用した「ふるさと教育」の展開などを推進する。 ・地域人材・資源を活用した伝統文化体験など日本の文化推進に係る実践研究成果の普及を推進する。 <p>(4) 兵庫型教科担任制の推進</p> <p>兵庫型教科担任制の教育効果を生かした運用上の工夫改善を図るとともに、小中一貫カリキュラムの作成など円滑な接続に向けた市町教育委員会及び学校の取組みを支援する。</p>		

(5) 道徳教育の充実

- ・兵庫版道徳教育副読本の活用を学校だけでなく、家庭・地域でも進めるため、社会教育施設での貸出、家庭・地域に対する授業公開等、家庭・地域と連携した道徳教育を推進する。
- ・小・中・特別支援学校等の道徳教育推進教師等を対象とした研修会を実施し、指導力の向上を図るなど、生き方の追求につながる「道徳の時間」の授業づくりを推進する。

(6) 体育・スポーツ活動の推進

- ・専門的な指導力を有する体力アップサポーターを小学校のニーズに応じて派遣し、体育授業の支援を行うなど、児童の運動への興味や関心を高め、運動習慣の定着を図る。
- ・教員の指導力向上を図るため、「学校体育実技指導者講習会」などを実施し、体育授業や運動部活動等の充実を図る。

(7) いじめ・問題行動等への対応

- ・いじめ防止対策推進法に基づく国の基本方針を踏まえ、兵庫県いじめ防止基本方針を策定し、総合的ないじめ対策を推進する。
- ・兵庫県いじめ対応ネットワーク会議（教育、福祉、警察、人権関係機関で構成）を設置し、的確な情報共有など学校支援体制の充実を図る。
- ・いじめ防止啓発チラシの全保護者への配布など、学校と家庭が連携した取組みを推進する。

(8) 親の学び、子育て力向上の支援

家庭教育に関する現状と課題を分析し、発達段階に応じた家庭教育支援方策を検討するとともに、市町PTA単位の学習会や全県学習会などによりPTA活動を充実させることにより、家庭教育支援の充実を図る。

(3) 行政施策	カ．その他	職員住宅等
----------	-------	-------

[改革の基本方向]

取り巻く環境の変化等を踏まえ、入居率の低い住宅や老朽化が進んでいる住宅について、廃止を含めて見直しを実施する。

1 職員住宅の見直し

(1) 一般行政

職員の福利厚生に配慮しつつ、効率的な活用の観点から、公舎に統合し、業務上必要な最小限の住宅を存置する。

部局横断的に存置する公舎間の相互利用を実施する。

(2) 企業庁

平成 30 年度までに廃止する。

(参考)

区 分	管理戸数(戸)	入居戸数(戸)	入 居 率(%)	見直し後 管理戸数見込
一般行政	1,064	669	62.9	400
企 業 庁	40	19	47.5	0
計	1,104	688	62.3	400

管理戸数、入居戸数、入居率はH25年3月末時点

2 教職員住宅の見直し

教職員の福利厚生に配慮しつつ、効率的な活用の観点から、公舎に統合し、業務上必要な最小限の住宅を存置する。

(参考)

区 分	管理戸数(戸)	入居戸数(戸)	入 居 率(%)	見直し後 管理戸数見込
教育委員会	887	633	71.4	470

管理戸数、入居戸数、入居率はH25年3月末時点

3 公舎の見直し

(1) 一般公舎

業務上必要なため存置する。

(2) 事業用公舎

業務上必要な公舎は原則存置する。

ただし、未入居の公舎は以下の基準により廃止する。

ア 耐用年数経過：2年以上未入居で廃止

イ 耐用年数未経過：3年以上未入居で廃止

(参考)

公 舎 区 分	管理戸数(戸)	入居戸数(戸)	入 居 率(%)	
一 般	95	61	64.2	
事業用	一般行政	76	45	59.2
	教育委員会	27	21	77.8
	病 院 局	156	48	30.8
	企 業 庁	22	12	54.5
	計	281	126	44.8
合 計	376	187	49.7	

管理戸数、入居戸数、入居率はH25年3月末時点

(3) 行政施策	カ．その他	青野運動公苑県有地信託事業
----------	-------	---------------

[改革の基本方向]

現行の信託事業については、経営改善策を検討し可能な対策に速やかに取り組むとともに、信託契約期間満了時に見込まれる借入残高は受託者との協議を踏まえ対応を検討する。

当該施設は県民スポーツ・レクリエーションの拠点施設であることから、信託契約期間満了後も引き続き、施設を運営することを基本とする。

施設は知事部局が保有しつつ、運営は企業庁を基本とし、可能な限り収支改善を図り、収益の中から一定額を知事部局に支払う方向で検討する。

企業庁借入金については、施設運営主体より受ける支払い、その他の特定財源を原資として返済していく方向で検討を進める。

1 現行の信託事業に係る諸課題への対応

- ・ 現行の信託事業の経営改善を図るため、ゴルフ場経営に詳しい専門家による経営実態調査等を行い、その結果を踏まえ、可能な対策について速やかに取り組む。
- ・ 信託契約期間満了時（平成 27 年 11 月）において見込まれる事業の借入残高 834 百万円については、信託終了に向けた受託者との協議を踏まえ、対応を検討する。

2 信託契約期間満了後の対応

- ・ 当該施設は、県民スポーツ・レクリエーションの拠点施設として整備され、平成 3 年の開業以来 180 万人近く、年間 7 万人超の県民に利用されてきており、今後も引き続き利用が見込まれることから、信託契約期間満了後も継続運営することを基本とする。
- ・ 施設は知事部局が保有しつつ、運営は企業庁を基本とし、可能な限り収支改善を図り、収益の中から一定額を知事部局に支払う方向で検討する。
- ・ 最高裁判決（平成 23 年 11 月）に基づき立替金及び商事法定利息等を支払うため、企業庁より借り入れた 10,575 百万円の借入金については、施設運営主体より受ける支払い、その他の特定財源を原資として返済していく方向で検討を進める。

(参考) 青野運動公苑県有地信託事業の概要

- (1) 信託土地 加西市青野町字林ノ谷 490 番地 1 外 1,535,781.33 m²
- (2) 信託目的 信託土地の上に次に掲げる県民スポーツ・レクリエーション施設(以下「信託施設」)を造成・建設し、信託土地と信託施設を管理・運用する。
パブリックゴルフコース(18ホール) クラブハウス、テニスコート 20 面、ロッジ及びコテージ 3 棟(宿泊定員 130 名) 多目的グラウンド 等
- (3) 信託契約 契約締結日(S62.12.1)から 28 年間(平成 27 年 11 月 30 日まで)
- (4) 受託者 東洋信託銀行(現三菱UFJ信託銀行、代表受託者)、住友信託銀行(現三井住友信託銀行)
- (5) 運営会社 (株)アオノリゾート
- (6) 現 状

利用者数の状況(事業開始 3 ヶ年、直近 3 ヶ年)(単位:千人)

区分	H3	H4	H5	H22	H23	H24	累計
ゴルフ	39	77	76	43	43	43	1,117
テニス・宿泊	21	40	37	33	29	30	673
計	60	117	113	76	72	73	1,790

H3 は 8 月 1 日開業のため、8 ヶ月分の利用者数

収支状況(直近 3 ヶ年)

(単位:百万円)

区 分	H22	H23	H24
信託収入	90	65	58
信託支出	63	47	49
信託収支	-	27	18
設備改良費等	24	15	8
キャッシュフロー	-	-	3
借入金	834	834	834
立替金	7,879	0	0
残高	+	8,713	834

[改革の基本方向]

- 当該施設は、企業庁が主体となり運営事業者とともに県民スポーツ・レクリエーションの拠点施設として、また、地域振興施設として適切に運営する。
企業庁借入金については、企業庁からの納付金、その他の特定財源を基本に返済を検討する。
- 平成27年11月末に契約期間が満了した信託事業については、信託銀行の運営上の責任の有無について慎重に検討する。

1 今後の運営

- ・ 当該施設は、県民スポーツ・レクリエーションの拠点として年間7万人を超える県民等に利用されている。今後とも、企業庁が主体となり運営事業者とともに県民スポーツ・レクリエーションの拠点施設として、また、地域振興の施設としてさらに利用されるよう適切に運営する。
- ・ 施設については知事部局で保有し、大規模な改修や災害復旧等が生じた場合は、企業庁とともに対応する。
- ・ 運営期間中の事業者からの納付金については、運営のために支出した額を除いた残額を企業庁において適切に管理し、期間終了時に、企業庁から納付を受ける。
- ・ 企業庁からの借入金(10,575百万円)については、企業庁からの納付金、その他の特定財源を基本に返済を検討する。

(参考) 青野運動公苑の平成27年12月以降の運営

(1) 運営方針

青野運動公苑が、県民のスポーツ・レクリエーションの場として、身近にリゾートを感じ、地域に貢献する施設となるため、運営事業者の「専門性」と企業庁の「機動性」を発揮し、運営する。

(2) 契約期間

平成27年12月1日～平成37年11月30日(10年間)

(3) 経営会議の設置

県(企業庁、企画県民部)、加西市、運営事業者で構成する「青野運動公苑経営会議」を設置し、経営方針、事業計画、地域振興方策等の重要事項を協議・決定

(4) 県(企業庁)への事業者からの納付金額(10年間総額)

基本納付金：350百万円

収入実績連動納付金：毎年度の目標収入額を超えた額の2分の1

2 信託事業の検証

- ・ 平成27年11月末に契約期間が満了した信託事業については、信託銀行の善管注意義務の観点から運営方法の検証を行い、運営上の責任の有無について慎重に検討する。

(4) 公営企業	ア．企業庁	
----------	-------	--

[改革の基本方向]

地域整備事業は、平成 30 年度末分譲進捗率約 90%を目指し、現在、開発している地域での分譲推進等を優先する。新しい地域での開発は抑制する。

また、現在、事業進度を調整している用地について、その利活用を総合的に検討する。

【平成28年3月改定】

地域整備事業は、平成 30 年度末分譲進捗率約 90%を目指し、現在、開発している地域での分譲推進等を優先する。

事業進度を調整している用地について、その利活用を総合的に検討する。

地域創生の取組みの中で、開発可能性のある適地について、地元自治体の協力が得られる場合には、県民・企業ニーズや事業採算性等を考慮のうえ、開発を検討する。

水道用水供給事業は、適正な料金の設定を行うとともに、安全・安心な水を供給し、工業用水道事業は、安定的な給水を確保し、経営の健全性を維持する。

1 企業庁の果たすべき役割

地域整備は、既に整備を終えた開発用地の分譲を推進する。

安全・安心な水道用水や安定的な工業用水の供給を引き続き行う。

人口減少や少子高齢など社会情勢や経済動向、国の政策動向を踏まえて事業を展開する。

2 企業庁経営の基本方針

新たな「企業庁経営ビジョン」のもとで、社会経済情勢、国の政策動向などを踏まえて、公営企業として限られた資源の選択と集中を図る。

具体的行動計画である「企業庁総合経営計画」に基づき、健全経営を確保するとともに、県民生活の向上と地域振興を図る。

(1) 地域整備事業

平成 30 年代前半の街の熟成（平成 30 年度末分譲進捗率約 90%）を目指し、社会経済情勢の動向を的確に捉えて既開発地区の分譲を推進する。

事業進度を調整している用地については、県民・企業ニーズや事業の採算性を考慮の上、環境林や企業ニーズを踏まえた利活用を検討する。なお、その検討にあたっては、地元自治体をはじめとする関係者の理解と協力を得て進める。

新しい地域での開発は抑制する。

【平成28年3月改定】

(1) 地域整備事業

平成 30 年代前半の街の熟成（平成 30 年度末分譲進捗率約 90%）を目指し、社会経済情勢の動向を的確に捉えて既開発地区の分譲を推進する。

事業進度を調整している用地については、県民・企業ニーズや事業の採算性を考慮の上、環境林や企業ニーズを踏まえた利活用を検討する。なお、その検討にあたっては、地元自治体をはじめとする関係者の理解と協力を得て進める。

地域創生の取組みの中で、開発可能性のある適地について、地元自治体の協力が得られる場合には、県民・企業ニーズや事業採算性等を考慮のうえ、開発を検討する。

(2) 水道用水供給事業

水道用水供給事業を維持するとともに、給水量の確保、適正な料金設定等により、黒字経営の継続及び企業債残高の削減に取り組み、健全経営を維持する。

アセットマネジメント推進計画に基づく老朽施設の計画的更新を推進し、安全・安心な水の供給を図る。

また、受水市町など他団体と連携した危機管理、水質管理の共同化の検討など県市町等の協力体制を強化する。

(3) 工業用水道事業

新規需要の確保方策の検討等により、黒字経営の継続及び企業債残高の削減に取り組み、健全経営を維持する。

また、アセットマネジメント推進計画に基づく老朽施設の計画的更新を推進し、安定的な給水確保を図る。

3 地域整備事業

(1) 既開発地区の分譲推進

各地区の特性、優位性を活かした企業立地や宅地分譲を推進し、平成 30 年度末に約 90% の分譲率をめざす。

また、工場立地件数、新築住宅戸数等の経済状況の動向を的確に捉えて機動的な分譲を推進する。

産業用地については、関西圏の大消費地に近く、東西への交通アクセスに優れているなど本県の企業立地における優位性をはじめ、各地域の特性、利点を捉えた立地促進を図る。

住宅用地については、地域の特性を活かした環境や品質に優れた用地の販売促進策を、地価動向を踏まえ検討する。

業務用地については、各地区の機能を強化するための施設誘致を行う。

(参考) 保有土地の分譲状況等の内訳

(単位：ha)

区 分	分譲計画 面積	H25末	H26～30	H30末	H30末	
		分譲見込 面積	分譲 計画	分譲見込 面積	分譲率 D/A	
	A	B	C	D	E	
潮 芦 屋	住宅用地	32	22	10	32	100%
	業務用地	60	52	8	60	100%
	小 計	92	74	18	92	100%
尼崎臨海	産業用地	15	15	0	15	100%
神戸三田 国際公園都市	住宅用地	154	145	8	153	99%
	業務用地	112	96	15	111	99%
	小 計	266	241	23	264	99%
西宮浜	産業用地	2	2	0	2	100%
播磨科学 公園都市	産業用地	87	63	17	80	92%
	住宅用地	36	12	14	26	72%
	業務用地	110	60	2	62	56%
	小 計	233	135	33	168	72%
ひょうご情報公園都市	産業用地	56	52	4	56	100%
網 干	業務用地	15	15	0	15	100%
津名地区	産業用地	146	99	31	130	89%
	業務用地	5	5	0	5	100%
	小 計	151	104	31	135	89%
分譲土地合計	産業用地	306	231	52	283	92%
	住宅用地	222	179	32	211	95%
	業務用地	302	228	25	253	84%
	計	830	638	109	747	90%

(2) 事業進度調整地

播磨科学公園都市及びひょうご情報公園都市の中で、未だ土地造成を行っていない、いわゆる進度調整地などについては、県民・企業ニーズや事業の採算性を考慮の上、環境林や企業ニーズを踏まえた利活用を検討する。

その検討にあたっては、地元自治体等の理解と協力を得て進める。

(3) 新規開発の抑制

今後の人口減少、経済情勢等を踏まえて、新しい地域での開発は抑制する。

【平成28年3月改定】

(3) 新規開発

地域創生の取組みの中で、開発可能性のある適地について、地元自治体の協力が得られる場合には、県民・企業ニーズや事業採算性等を考慮のうえ、開発を検討する。

(4) 各地区での取組

地区ごとの付加価値・魅力を高め、競争力のある分譲戦略を構築する。

潮芦屋：計画人口 8,000 人、3,000 戸

「スマートシティ潮芦屋」、フリーゾーンの整備による賑わいの創出などまちの高付加価値化を進め、平成 30 年度を目途に分譲を完了し、まちの熟成を図る。

[分譲戦略の強化]

- ・将来のエネルギーの自立化を目指した「スマートシティ潮芦屋」を整備し、計画的に分譲を推進
- ・フリーゾーンに、マリナーの良好な景観を活かした潤いと憩いの施設を誘致し、活気あふれるにぎわいゾーンを形成
- ・PR力や企画力、販売力を有するハウスメーカーや関連団体と連携し、分譲を推進

神戸三田国際公園都市：計画人口 40,000 人、10,442 戸

ア カルチャータウン

住宅街区の特色や優位性を活かすとともに、周辺地域との連携によるまちの魅力づくりを進め、平成 30 年代前半にまちの熟成を図る。

[住宅街区の特色や優位性を活かした分譲推進]

- ・分譲面積（約 400 m²）は近隣のウッドタウン（約 200 m²）と比べて余裕のある敷地を確保
- ・無電柱化による開放的で緑豊かな沿道景観を形成
- ・周辺の田園地域などとの交流が可能

[まちの魅力向上策の促進]

- ・健康志向の高まりを捉え、ランニングコースや遊歩道、芝生広場等を整備
- ・三田国際マスタースマラソンの域内への誘致
- ・地区センターへの商業関連施設誘致を推進

[分譲戦略の強化]

- ・洋風・和風の外観など特色ある住宅の魅力を意識する購入者にターゲットを絞った分譲推進
- ・ハウスメーカーに加え、不動産関係会社等ノウハウを有する企業との共同分譲の実施
- ・周辺環境の状況を踏まえて、弾力的な土地分譲手法を検討

イ フラワータウン(業務用地のみ 住宅用地は分譲終了)

物流及び健康福祉関連業種を対象として、業務施設用地の早期分譲

播磨科学公園都市：計画人口 5,100 人、1,800 戸

推進体制の組織化や分譲戦略の強化により、先端技術・地域技術を活用したものづくり産業の集積を図り、新たな研究拠点の形成など総合的なまちの熟成をめざす。

[推進体制の組織化]

・庁内関係部局からなる推進体制を整備し、総合的、計画的にまちづくりを進める。

[分譲戦略の強化]

- ・「SPring-8」、「SACLA」、「ニュースバル」など世界的な科学技術拠点の集積、スーパーコンピュータ「京」との連携、関西イノベーション国際戦略総合特区への指定など、高いポテンシャルを活かし、研究機関や企業等の誘致を推進
- ・地盤が強固であること等防災面において安全性が高い地域であることを強調し、防災安全性を重視する企業等の誘致を強化
- ・産業集積条例や企業立地促進法に基づく立地支援制度（立地補助、税の軽減等）に加え、期間限定の立地優遇制度による企業誘致を重点的に推進
- ・産業用地の分譲に加え、健康・スポーツ・レクリエーション施設の誘致を検討

ひょうご情報公園都市

高速道路や大都市に近接した優位性を活かし、ものづくり企業、食品など内需型企業、物流関連企業の集積を図るなどの分譲戦略の強化により、平成30年度に分譲の完了をめざす。

[分譲戦略の強化]

- ・食品、医薬・医療品関連の内需型企業や物流関連企業等の誘致を推進
- ・産業集積条例や企業立地促進法に基づく立地支援制度（立地補助、税の軽減等）等の活用による企業誘致を推進

津名地区（志筑・生穂・佐野）

明石海峡大橋の通行料金の引き下げや大都市に近接した大規模用地を有すること、「あわじ環境未来島構想」を推進していることなど地域の特色を踏まえた分譲戦略により、企業の立地を促進する。

[分譲戦略の強化]

- ・「あわじ環境未来島構想」の理念を活かした環境配慮型企業等の集積を促進
- ・特に、平成 25～27 年度の 3 年間は、「あわじ環境未来島構想支援制度」を活用し、省エネルギー推進、地域ブランド発展、生活向上に寄与する企業等の誘致を推進
- ・産業集積条例や企業立地促進法に基づく立地支援制度（立地補助、税の軽減等）等の活用による企業誘致を推進
- ・近接する大阪などの大都市において、明石海峡大橋の通行料金が引き下げられること、公共岸壁を備えた大規模用地であることを積極的に P R し、誘致活動を強化

【平成28年3月改定】

小野市市場地区

企業立地の促進や雇用の確保など地域創生に取り組むため、県内の産業団地の状況も踏まえ、企業庁と小野市が共同で新たな産業団地を整備する。

- ・対象地域：小野市市場地区（約 40ha）
- ・事業期間：平成 28～33 年度（予定）
- ・企業庁と小野市の主な役割分担
 - ・企業庁：産業団地の造成及び分譲、産業団地整備に係る総合調整
 - ・小野市：道路、上下水道、公園等のインフラ整備、地元との協議調整への積極的な協力

(5) 費用抑制及び収益確保

土地造成にあたっては、個別のニーズにあった施工により工事費を抑制する。

組織の統合再編などによる簡素で効率的な執行体制、職員のコスト意識の徹底、民間活力の活用など管理経費の一層の抑制等を図る。

効率的な管理運営や一括民卸により、維持管理経費の削減、PR経費の抑制等を図る。

(株)夢舞台に貸し付けているホテル等建物の賃貸借料について、可能な限り増額する。

4 水道用水供給事業

(1) 県水道用水供給事業の継続

市町等に対し、安全・安心な水道用水を広域的・安定的に供給する。

[計画給水量及び施設整備計画]

項目	現行計画	
目標年度	平成 35 年度	
計画給水量 (m ³ /日)	480,400	
受水団体	17 市 5 町 1 企業団	
施設	水源施設 (箇所)	7
	浄水場 (箇所)	5
	管路延長 (km)	316
全体事業費 (億円)	3,770	
うち今後の事業費	268	

(2) 健全経営の維持

料金収入の確保

料金収入確保のための取組みを推進する。

〔目標：平成 19 年度=96.7 百万m³/年

平成 25 年度=102.9 百万m³/年、平成 28 年度=104.4 百万m³/年、

平成 30 年度=106.0 百万m³/年〕

ア 安全・安心な水道用水の供給、おいしい水づくり等付加価値の向上により、給水量を確保する。

イ 地下水等の不安定水源に依存する市町や浄水場等自己施設の老朽化による更新問題を抱える市町等に対して県水転換を積極的に働きかけ、給水量を確保する。

企業債残高の削減

新規発行債を抑制し、企業債残高の抑制を図るとともに、高金利債の借換、補償金免除の繰上償還制度の継続等を引き続き国に提言し、資金調達とコストの軽減を図る。

平成 19 年度末	平成 25 年度末	平成 28 年度末	平成 30 年度末
約 990 億円	約 527 億円	約 368 億円	約 309 億円

費用の抑制

ア 水道管路等の老朽化による修繕・更新等の集中に対応し、中長期的な経営効率性の確保を目的とするアセットマネジメント推進計画の着実な推進を図り、維持更新コストを縮減する。

イ 組織の簡素化による効率的な執行体制、職員のコスト意識の徹底、民間活力の活用など管理経費の一層の抑制等を図る。

(3) 水道料金の適正化

健全経営を維持できる次期料金算定期間（平成 28～31 年度）の適正な料金設定を検討する。

(4) 災害に強い施設整備・危機管理対策の実施

災害時等において的確、迅速な対応を行うため「地域防災計画における「飲料水の供給等」に関する業務対応マニュアル」のほか、「新型インフルエンザ行動計画」等のマニュアルを改訂・実践することにより、危機管理体制の充実を図る。

(5) アセットマネジメント推進計画に基づく老朽施設の計画的更新

- ・施設の老朽化による大規模漏水や給水停止等の事態に対応し、安定的な水道水の供給を図るため、アセットマネジメント推進計画に基づく、効率的かつ計画的な施設、設備の修繕・更新を行う。
- ・また、各施設の劣化傾向の点検・診断結果のデータベースの整備などにより、計画の着実な遂行に向けたフォローアップを実施する。
- ・更新費用を建設改良積立金に積み立て、計画的な更新を図る。
〔積立目標額（平成 35 年度）150 億円〕

（参考）アセットマネジメント推進計画

計画期間	平成21年度～平成60年度		
計画内容	施設を「管路施設」「電気設備」「機械設備」「土木施設」「建築施設」の5つに区分施設の劣化度の評価、重要度や既往の知見等に基づく使用目標年数の設定 施設を延命させライフサイクルコストを最小とする補修・更新方法と費用 事業収支を考慮した更新時期の平準化 計画の継続的な推進とフォローアップ		
対象施設	管路施設	延長：259km 口径：150～1,500mm	
	電気・機械設備	受変電設備、監視制御設備、ポンプ設備、薬品注入設備 等	
	土木・建築施設	5 浄水場系の沈砂池、浄水池、管理本館 等	
対象施設 の使用目 標年数	管路施設	ダクタイル管 60年～100年	鋼管 50年～70年
	電気・機械設備	電気設備 9年～32年	機械設備 15年～34年
	土木・建築施設	土木施設 70年～100年	建築施設 60年～80年
費用総額	40年間で約2,100億円（年平均約53億円）		

(6) 受水市町など他団体との連携

受水市町と危機管理、水質管理、人事交流などの協力体制の構築を更に進める。
また、受水市町と連携した水質検査体制の共同化を検討する。

5 工業用水道事業

(1) 健全経営の維持

料金収入の確保

市川・加古川工業用水の新規受水企業の開拓及び既に受水している企業への増量要請などによる料金収入確保の取組みを推進する。

〔目標：平成 25 年度=240.5 百万 m^3 /年、

平成 28 年度=241.8 百万 m^3 /年、平成 30 年度=246.0 百万 m^3 /年〕

企業債残高の削減

新規発行債を抑制し、企業債残高の抑制を図るとともに、高金利債の借換、補償金免除の繰上償還制度の継続等を引き続き国に提言し、資金調達コストの軽減を図る。

平成 19 年度末	平成 25 年度末	平成 28 年度末	平成 30 年度末
約 160 億円	約 103 億円	約 93 億円	約 86 億円

費用の抑制

ア 工水管路等の老朽化による修繕・更新等が一時的に集中することに対応したアセットマネジメント推進計画の着実な推進を図り、中長期的な経営効率性の確保と維持更新コストを縮減する。

イ 市川、揖保川工水連絡管など、水需要に対応した施設整備を行う。

ウ 組織の簡素化による効率的な執行体制、職員のコスト意識の徹底、民間活力の活用など管理経費の一層の抑制等を図る。

(2) 災害に強い施設整備

工水管・水管橋の耐震補強工事やポンプ場での浸水防止擁壁工事など、地震や水害に強い施設整備を推進する。

(3) アセットマネジメント推進計画に基づく老朽施設の計画的更新

- 施設の老朽化による大規模漏水や給水停止等の事態に対応し、安定的な工業用水の供給を図るため、アセットマネジメント推進計画に基づく、効率的かつ計画的な施設、設備の修繕・更新を行う。
- 各施設の劣化傾向の点検・診断結果のデータベースの整備により、計画の着実な遂行に向けたフォローアップを実施する。

(参考) アセットマネジメント推進計画

計画期間	平成21年度～平成60年度			
計画内容	施設を「管路施設」「電気設備」「機械設備」「土木施設」「建築施設」の5つに区分 施設の劣化度の評価、重要度や既往の知見等に基づく使用目標年数の設定 施設を延命させライフサイクルコストを最小とする補修・更新方法と費用 事業収支を考慮した更新時期の平準化 計画の継続的な推進とフォローアップ			
対象施設	管路施設	延長：150km 口径：100～1,800mm		
	電気・機械設備	受変電設備、監視制御設備、ポンプ設備等		
	土木・建築施設	3ポンプ所系の沈砂池、管理本館等		
対象施設 の使用目 標年数	管路施設	ダクタイル管	60年～100年	鋼管 50年～70年
	電気・機械設備	電気設備	9年～32年	機械設備 15年～34年
	土木・建築施設	土木施設	70年～100年	建築施設 60年～80年
費用総額	40年間で約1,200億円（年平均約30億円）			

6 メガソーラープロジェクト

再生可能エネルギーの普及を図るため、保有資産を有効活用した大型太陽光発電施設を整備する「メガソーラープロジェクト」を推進する。

(1) 整備概要

計画期間 平成 25～46 年度

整備期間 平成 24～26 年度

対象地区	施設設置面積(ha)	発電予定出力(kW)
三田カルチャータウン	8.6	6,530
網干沖地区	1.5	1,180
神谷ダム提体法面	3.2	4,990
神谷ダム土取場	1.7	1,780
中西条地区	1.7	1,590
平荘ダム提体法面	1.9	1,990
権現ダム提体法面	1.9	1,760
養老ポンプ場	0.8	550
播磨科学公園都市	8.2	7,000
佐野地区	2.5	2,000
合 計	32.0	29,370

(2) 収支（平成 25 年度～平成 46 年度）

・事業全体の総収益は 89 億円を見込んでいる。

（参考）

（単位：億円）

収 入		支 出		収 益
売電収入等	267	施設整備費	102	-
		維持管理費等	76	
合 計	267	合 計	178	89

・早期工事完成と適切、効率的な維持管理の実施により売電収入を最大限確保する。

・売電収益は各資産保有事業へ還元し、水道用水供給事業及び工業用水道事業については施設の更新財源等に活用する。

7 新規事業

県民ニーズの高い健康、環境、観光などの分野について、採算性を踏まえ、公営企業としての中長期的な取り組みを検討する。

8 組織・定員等の見直し

地域整備、水道用水供給、工業用水道の各事業の進捗状況等を踏まえ、業務量に応じた組織、定員の体制に見直す。

・地域整備事業については、産業用地・住宅用地の分譲の進度に応じ、組織の統合再編等と定員の適正化を図る。

・水道用水供給、工業用水道事業について、事業量に応じた組織と定員の適正化を図る。

企 業 庁	期間目標	H20～H25 実績	H26～H30
	30%	19.1%	約 11%

7 青野運動公苑

(1) 運営方針

- ・ 青野運動公苑が、県民のスポーツ・レクリエーションの場として、身近にリゾートを感じ、地域に貢献する施設となるため、運営事業者の「専門性」と企業庁の「機動性」を発揮し、運営する。

(2) 運営方法

- ・ 県（企業庁、企画県民部）、加西市、運営事業者で構成する「青野運動公苑経営会議」を設置し、経営方針、事業計画、地域振興方策等の重要事項を協議、決定する。
- ・ 運営期間中の事業者からの納付金については、運営のために支出した額を除いた残額を企業庁において適切に管理し、期間終了時に、一般会計に納付する。
- ・ なお、運営期間中に大規模な改修や災害復旧等が生じた場合は、知事部局とともに対応する。

〔契約の相手方〕ニホンターフメンテナンス株式会社

〔契約期間〕平成27年12月1日～平成37年11月30日（10年間）

〔事業者からの納付金〕

基本納付金：350百万円（10年間総額）

収入実績連動納付金：毎年度の目標収入額を超えた額の2分の1

〔企業庁運営費〕150百万円（10年間総額）

〔一般会計納付金〕200百万円（10年間総額）

(3) 運営戦略

身近にリゾートを感じられる公苑

- ・ クオリティ高いコース管理による上質なゴルフコースの提供
- ・ 高齢者や女性にも優しいカートのコース内乗入れ等によるサービスの向上
- ・ 天然芝コースのグラウンドゴルフ場の整備や魅力あるゴルフコンペ・イベントの開催等による身近なリゾートの場の提供

地域に貢献する公苑

- ・ 地元農産品など県物産の販売所設置や県民の健康増進に資する教室の開催等による地域の振興・活性化への貢献

8 新規事業

県民ニーズの高い健康、環境、観光などの分野について、採算性を踏まえ、公営企業としての中長期的な取り組みを検討する。

9 組織・定員等の見直し

地域整備、水道用水供給、工業用水道の各事業の進捗状況等を踏まえ、業務量に応じた組織、定員の体制に見直す。

- ・ 地域整備事業については、産業用地・住宅用地の分譲の進度に応じ、組織の統合再編等と定員の適正化を図る。
- ・ 水道用水供給、工業用水道事業について、事業量に応じた組織と定員の適正化を図る。

企業庁	期間目標	H20～H25実績	H26～H30
	30%	19.1%	約 11%

参考 事業別財務状況の見込み

1 地域整備事業

(前提)・分譲率：平成30年度末90%目途
・分譲単価：最近の処分単価を基に算定

(1) 経営収支

(単位：億円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
収益的収支	収入	66	127	79	70	84	70	89	68	43	91	85
	(うち分割による未収額等)	(12)	(11)	(3)	(1)	(9)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	支出	63	118	74	67	80	68	280	60	36	77	73
(うち土地売却原価等)	(51)	(106)	(62)	(54)	(70)	(56)	(263)	(49)	(25)	(66)	(62)	
当期損益	3	9	5	3	4	2	191	8	7	14	12	
							(内訳) 196：会計基準見直しによる評価損等 +5：その他					
資本的収支	収入	316	93	75	86	49	108	93	128	170	39	154
	支出	403	225	144	267	118	200	201	204	260	130	257
	(うち企業債償還金)	(259)	(139)	(70)	(104)	(70)	(148)	(144)	(159)	(212)	(80)	(212)
差引	87	132	69	181	69	92	108	76	90	91	103	
過年度分割未収額回収	18	14	69	16	14	11	11	31	27	21	18	
資金残高	177	163	227	118	128	105	80	92	61	71	60	

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

= 前年度資金残高 - + + + +

企業債残高	1,155	1,103	1,099	1,080	1,057	1,015	963	932	891	850	791
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-----	-----

(2) 貸借対照表

平成26年度末

(単位：億円)

資産の部		負債の部	
1 固定資産	935	4 固定負債等	1,520
(1)有形固定資産等	190	(1)長期未払金等	105
(2)投資等	745	(2)企業債等	1,384
2 未成事業資産	766	(うち企業債)	963)
(うち進捗調整地	494)	(3)預り金等	31
3 流動資産	131	負債の部 計	1,520
		資本の部	
		5 資本金	283
		(1)自己資本金	283
		6 剰余金	29
		(1)資本剰余金	5
		(2)利益剰余金	220
		(3)欠損金	196
		資本の部 計	312
資産の部 合計	1,832	負債・資本の部 合計	1,832

平成30年度末

(単位：億円)

資産の部		負債の部	
1 固定資産	822	4 固定負債等	1,309
(1)有形固定資産等	174	(1)長期未払金等	74
(2)投資等	648	(2)企業債等	1,212
2 未成事業資産	736	(うち企業債)	791)
(うち進捗調整地	510)	(3)預り金等	23
3 流動資産	108	負債の部 計	1,309
		資本の部	
		5 資本金	283
		(1)自己資本金	283
		6 剰余金	74
		(1)資本剰余金	5
		(2)利益剰余金	265
		(3)欠損金	196
		資本の部 計	357
資産の部 合計	1,666	負債・資本の部 合計	1,666

- 注) 1 「貸借対照表」は、平成26年度からの地方公営企業会計制度の見直しを反映したものである。
 2 資産の部の未成事業資産のうち進捗調整地については、今後、その利活用を検討することとしているため、現時点では時価評価を行っていない。
 3 平成30年度末の資本の部の欠損金(196億円)は、進捗調整地を除いて平成26年度に時価評価処理(136億円)、減損処理(60億円)を行うことにより生じる。
 4 その結果として、時価評価等の欠損金に対応するために積み立ててきた利益剰余金(265億円)と欠損金(196億円)を差し引きした額に、資本剰余金(5億円)と自己資本金(283億円)とを加えた資本(357億円)を維持している。

(3) 地域別収支
経営収支
ア 阪神地域

(単位：億円)

区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収益的収支	収入	35	93	62	49	27	44	66	44	20	64	53
	(うち分割による未収額)	(0)	(1)	(2)	(1)	(9)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	支出	23	76	48	39	18	34	54	34	13	51	41
	(うち土地売却原価等)	(20)	(72)	(43)	(33)	(15)	(29)	(48)	(30)	(9)	(47)	(37)
	当期損益	12	17	14	10	9	10	12	10	7	13	12
資本的収支	収入	98	66	4	11	12	21	54	37	108	0	59
	支出	133	143	39	161	41	54	89	98	146	69	108
	(うち企業債償還金)	(96)	(86)	(4)	(26)	(14)	(28)	(61)	(68)	(120)	(41)	(83)
	差引	35	77	35	150	29	33	35	61	38	69	49

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

イ 播磨地域

(単位：億円)

区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収益的収支	収入	24	22	8	16	54	22	15	12	11	8	12
	(うち分割による未収額)	(12)	(10)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	支出	23	21	10	16	52	23	51	12	11	8	12
	(うち土地売却原価等)	(21)	(18)	(7)	(13)	(49)	(20)	(48)	(9)	(9)	(5)	(10)
	当期損益	1	1	2	0	2	1	36	0	0	0	0
資本的収支	収入	216	26	69	73	37	87	39	91	62	39	95
	支出	265	55	103	104	76	145	110	106	114	60	149
	(うち企業債償還金)	(163)	(29)	(66)	(78)	(56)	(120)	(83)	(91)	(92)	(39)	(129)
	差引	49	29	34	31	39	58	71	15	52	21	54

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

ウ 淡路地域

(単位：億円)

区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収益的収支	収入	7	12	9	5	3	4	8	12	12	19	20
	(うち分割による未収額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	支出	17	21	16	12	10	11	175	14	12	18	20
	(うち土地売却原価等)	(10)	(16)	(12)	(8)	(6)	(7)	(167)	(10)	(7)	(14)	(15)
	当期損益	10	9	7	7	7	7	167	2	0	1	0
資本的収支	収入	2	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0
	支出	5	27	2	2	1	1	2	0	0	1	0
	(うち企業債償還金)	(0)	(24)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	差引	3	26	0	0	1	1	2	0	0	1	0

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

資産と負債の状況

ア 平成 26 年度末

(資産)

(単位：億円)

阪神	播磨	淡路	調整額	計
227	802	347	456	1,832

(負債)

(単位：億円)

阪神	播磨	淡路	調整額	計
531	516	2	471	1,520

イ 平成 30 年度末

(資産)

(単位：億円)

阪神	播磨	淡路	調整額	計
146	826	261	433	1,666

(負債)

(単位：億円)

阪神	播磨	淡路	調整額	計
393	451	2	463	1,309

注) 調整額は、全地域にわたるもので、

資産は、預金、貸付金

負債は、修繕引当金、退職給与引当金、預り金等

といった内容であり、民間の会計基準の表記に準じて調整額と記載した。

2 水道用水供給事業

(1) 経営収支

(前提)

・給水量：H24～27＝協定水量
H28～＝H27の協定水量を基に算定

(単位：億円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
収益的収支	収入	154	153	157	140	142	140	154	155	155	157	156
	(うち長期前受金戻入)							(13)	(13)	(13)	(13)	(12)
	支出	135	138	137	127	126	129	142	143	142	139	131
	(うち減価償却費等)	(67)	(72)	(75)	(64)	(60)	(60)	(73)	(76)	(75)	(74)	(67)
	当期損益	19	15	20	13	16	11	12	12	13	18	25
資本的収支	収入	173	42	9	1	1	2	3	12	18	32	31
	支出	249	122	95	89	89	81	90	96	96	102	91
	(うち企業債償還金)	(237)	(114)	(79)	(79)	(76)	(72)	(64)	(56)	(50)	(44)	(40)
	差引	76	80	86	88	88	79	87	84	78	70	60
	資金残高	97	104	113	102	90	82	67	58	55	64	84

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

= 前年度資金残高 - + + +

企業債残高	915	833	753	675	599	527	464	412	368	337	309
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(2) 貸借対照表

平成 26 年度末

(単位：億円)

資産の部		負債の部	
1 固定資産	1,919	3 固定負債等	925
(1)有形固定資産等	1,919	(1)引当金等	65
		(2)長期前受金	396
2 流動資産	128	(3)企業債	464
		負債の部 計	925
		資本の部	
		4 資本金	977
		(1)自己資本金	977
		5 剰余金	145
		(1)資本剰余金	75
		(2)利益剰余金	70
		資本の部 計	1,122
資産の部 合計	2,047	負債・資本の部 合計	2,047

平成 30 年度末

(単位：億円)

資産の部		負債の部	
1 固定資産	1,808	3 固定負債等	739
(1)有形固定資産等	1,808	(1)引当金等	65
		(2)長期前受金	365
2 流動資産	133	(3)企業債	309
		負債の部 計	739
		資本の部	
		4 資本金	1,031
		(1)自己資本金	1,031
		5 剰余金	171
		(1)資本剰余金	75
		(2)利益剰余金	96
		資本の部 計	1,202
資産の部 合計	1,941	負債・資本の部 合計	1,941

注) 「貸借対照表」は、平成 26 年度からの地方公営企業会計制度の見直しを反映したものである。

3 工業用水道事業

(1) 経営収支

(前提)
・給水量：H26.1 契約水量を基に算定

(単位：億円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収益的収支	収 入 (うち長期前受金戻入)	37	33	33	33	33	37	37	37	37	38
	支 出 (うち減価償却費等)	29 (14)	27 (12)	27 (12)	26 (12)	27 (12)	28 (12)	31 (16)	30 (16)	30 (16)	30 (16)
	当期損益	8	6	6	7	6	5	6	7	7	8
資本的収支	収 入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支 出 (うち企業債等償還金)	23 (12)	24 (13)	19 (12)	19 (11)	13 (7)	11 (3)	16 (3)	20 (3)	15 (3)	11 (3)
	差 引	23	24	19	19	13	11	16	20	15	11
資金残高	29	24	24	24	29	35	37	36	40	48	

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

= 前年度資金残高 - + + +

企業債残高	150	136	124	114	106	103	100	96	93	90	86
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----

(2) 貸借対照表

平成 26 年度末

(単位：億円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1 固定資産	438	3 固定負債等	304
(1)有形固定資産等	438	(1)引当金等	51
		(2)長期前受金	108
		(3)企業債等	145
2 流動資産	88	(うち企業債	100)
		負債の部 計	304
		資 本 の 部	
		4 資本金	177
		(1)自己資本金	177
		5 剰余金	45
		(1)資本剰余金	34
		(2)利益剰余金	11
		資本の部 計	222
資産の部 合計	526	負債・資本の部 合計	526

平成 30 年度末

(単位：億円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1 固定資産	411	3 固定負債等	262
(1)有形固定資産等	411	(1)引当金等	51
		(2)長期前受金	94
		(3)企業債等	117
2 流動資産	102	(うち企業債	86)
		負債の部 計	262
		資 本 の 部	
		4 資本金	177
		(1)自己資本金	177
		5 剰余金	74
		(1)資本剰余金	34
		(2)利益剰余金	40
		資本の部 計	251
資産の部 合計	513	負債・資本の部 合計	513

注) 「貸借対照表」は、平成 26 年度からの地方公営企業会計制度の見直しを反映したものである。

〔改革の基本方向〕

国における医療制度改革など病院事業を取り巻く環境が変化する中で、県立病院の役割を的確に果たすため、第3次となる「病院構造改革推進方策」を定め、良質な医療の提供と自立した経営の確保の両立を図る病院構造改革を一層推進する。

このため、地域医療連携の推進、診療報酬改定への迅速な対応、職員の経営意識の醸成等を進めることにより、現在の黒字基調の経営を維持する。

自立した経営を確保する中で、計画的な建替整備や高額医療機器の導入等の投資を行うとともに、安定した医療提供体制を確立することにより、医療機能の高度化、患者サービスの向上等、良質な医療の提供を図る。

1 県立病院の果たすべき役割

全県や二次医療圏域における拠点的病院として高度専門・特殊医療を中心とした政策医療及び地域医療を効果的かつ効率的に提供する。

なお、県立病院の他に中核となる医療機関がない地域においては、他の医療機関との連携のもと、地域医療の確保について中心的な役割を担う。

2 病院構造改革の基本方針

(1) 「病院構造改革推進方策」の推進

県立病院を取り巻く環境の変化やこれまでの取組みの結果明らかになった課題を踏まえ第3次となる平成26年度から5ヶ年の「病院構造改革推進方策」を策定し、この方策に基づき、毎年度、実施計画を定める。

なお、その進捗状況については、医療関係者、学識経験者、住民代表等からなる外部委員会の意見も踏まえたうえで、進捗状況を点検し、その結果を公表するなど、適切にフォローアップしつつ、病院構造改革の一層の推進を図る。

(2) より良質な医療の提供

診療機能の高度化・効率化

医療技術の進歩や医療機関の役割分担が進む中、高度専門・特殊医療を中心とした政策医療を提供するため、診療機能の高度化・効率化を進める。

県立病院の建替整備

診療機能の充実、施設の老朽化や療養環境の向上に対応するため、厳しい経営状況も踏まえながら、建替整備を計画的に推進する。

(3) 自立した経営の確保

経営改革の推進

毎年度経営計画を策定し、経営目標・責任を明確にするとともに、経営のPDCAサイクルを行う中で、診療報酬改定への迅速かつ的確な対応、地域医療連携の推進や救急患者の積極的受入による新規患者の確保等により収入の増大を図る一方、給与費や材料費の対医業収益比率を改善するための取組みを進め、黒字基調の経営を継続する。

計画的な投資の実施

自立した経営を継続するため、資金収支の状況も踏まえつつ、計画的に建替整備を行うとともに、高額医療機器整備計画に基づき医療機器の充実を図るなど、計画的な投資を行う。

(4) 運営体制・基盤の確立

医師確保対策の推進

県立病院の医師の診療科及び地域における偏在・不足状況を解消し、安定した医療提供体制を確立するため、医師確保対策を総合的に推進する。

看護師確保対策の推進

県立病院の建替整備や診療報酬の施設基準等に応じた看護体制の充実を図っていくため、看護師確保対策を総合的に推進する。

定員・給与の見直し

新病院の整備状況や診療機能の高度化、診療報酬等に応じた職員の適正配置に努めるとともに、病院運営の一層の効率化を図るため、医療サービスの水準の維持・向上に配慮しつつ、定員・給与の見直しを進める。

組織体制の検討

診療機能の高度化や診療報酬制度の改定など病院事業を取り巻く環境の変化に対応するため、適時適切に組織体制の見直しを行う。

3 具体的な取組内容

(1) 診療機能の高度化・効率化

医療機関の機能分担と地域医療連携のもとで、県立病院に求められる高度専門・特殊医療を提供するため、診療機能の一段の高度化やICT（情報通信技術）化の推進を図るとともに、公立病院、公的病院等との再編やネットワーク化を進める。

診療機能の高度化

ア 診療機能の充実

(ア) がん医療

- ・がんセンターを中心に、5大がん地域連携クリニカルパスを活用した地域連携を推進する。
- ・内視鏡手術用支援機器（ダヴィンチ）、リニアック等高度医療機器を導入し、最新治療を提供する。
- ・高齢化に伴う合併症等に対応するため、がんセンターにおける総合診療機能の強化を検討する。
- ・小児がんに重点を置いた新粒子線治療施設の整備を推進する。
- ・粒子線医療センターの機能向上を図り、他の粒子線治療施設で対応困難な「肝臓・膵臓・頭頸部」がん患者への取組みを強化する。

(イ) 循環器疾患医療

- ・ハイブリッド手術室システム等高度医療機器を導入し、最新治療を提供する。

(ウ) 糖尿病医療

- ・加古川医療センターの生活習慣病センター、西宮病院の地域糖尿病センターについて、診療科間の連携体制の一層の推進により、高度専門医療の提供を行う。
- ・姫路循環器病センターにおいて、糖尿病センターを設置し、心疾患等の合併症を有する糖尿病患者への治療体制を強化する。
- ・無治療糖尿病患者や重篤な合併症を有する糖尿病患者の早期診断・治療のため地域の医療機関との連携体制の構築を検討する。

(エ) 救急・災害医療

- ・尼崎総合医療センター(仮称)において救命救急センターの整備を行い、救急患者に対応するER型救急医療を提供する。

- ・加古川医療センター及び姫路循環器病センターにおいてドクターヘリを活用した迅速な患者受け入れを強化する。
- ・柏原病院において救急医療体制の充実に努める。
- ・災害医療センター等において災害拠点病院の機能強化と人材養成を図る。
- ・各病院の実情を踏まえつつDMATカーの導入を推進し、平時においてはドクターカーとして重症患者受け入れを強化する。

(オ) 小児救急医療

- ・尼崎総合医療センター(仮称)は、小児中核病院としての役割を果たすため、小児救急医療を充実する。
- ・こども病院の建替整備にあわせて小児救急医療センターの機能を充実する。

(カ) 周産期医療

- ・尼崎総合医療センター(仮称)において周産期医療を充実し、総合周産期母子医療センターの指定を取得する。
- ・柏原病院及び淡路医療センターにおいて周産期医療の充実に努める。
- ・こども病院の建替整備にあわせて総合周産期母子医療センターの機能を充実する。

(キ) 精神医療

- ・光風病院において精神科の急性期医療、3次救急医療、アルコール依存症等に対する専門的治療を引き続き提供する。
- ・光風病院において児童思春期センターと地域の保健福祉関係機関等の連携強化を図る。

(ク) リハビリテーション医療

- ・循環器疾患を中心に合併症等を軽減するため、急性期リハビリテーションの充実に努める。
- ・リハビリテーション中央病院における高次脳機能障害患者、同西播磨病院における脊髄損傷等重度障害者や神経難病患者等に係る診療機能の充実に努める。

(ケ) その他政策医療

神経難病医療、腎疾患医療、感染症医療等を充実する。

イ クリニカルパスの充実等

医療の標準化を進め医療の質の向上を図るため、DPC分析ソフトの活用等により、クリニカルパスの充実等を行うとともに、適用数を増やす取組みを進める。

また、地域医療との連携と効率化の観点から地域連携クリニカルパスの促進を図る。

診療機能の効率化

ア 再編

高度専門・特殊医療をさらに充実し、病院運営の一層の効率化を図るため、統合再編を行う。

- ・尼崎病院と塚口病院を尼崎総合医療センター(仮称)として統合再編し、救急医療、小児医療、周産期医療等の充実に努める。
- ・柏原病院と柏原赤十字病院の統合・再編整備の具体化方策を検討する。

イ ネットワーク化

医療資源を有効に活用し、県民に対してより良質な医療を効率的かつ効果的に提供するため、他の医療機関との連携体制を強化する。

- ・こども病院の移転整備に向け、合併症を持つ妊産婦やキャリアオーバー患者などへの対応等について、神戸市立医療センター中央市民病院との連携方策の検討を進める。
- ・県立病院間及び県立病院と他の公立・公的病院等との間において、診療応援等の医療連携の更なる推進を図る。

ICT化の推進

ア 電子カルテシステムの活用

電子カルテシステムを活用し、医療情報の共有化によるチーム医療や医療安全対策を進める。

イ 他の医療機関との情報ネットワーク化の推進

セキュリティ対策の確保を図りつつ、地域医療情報システムへの参画を推進するとともに、ウェブ（インターネットテレビ電話会議システム）を活用した症例検討や遠隔医療の充実を図る。

ウ ICT化推進体制の整備

専門人材の配置など院内体制の整備を検討する。

各県立病院の役割を踏まえた診療機能

、 、 を踏まえた各病院の役割と診療機能の基本的方向は次のとおりである。

病院名	全県機能	2次医療圏域機能
尼崎総合医療センター (仮称)【統合再編】	成育医療、小児医療、小児3次救急医療、周産期医療、神経難病医療	3次救急医療、がん医療、心疾患医療、呼吸器医療、感染症医療(2種)、エイズ医療等
西宮病院	腎疾患医療(腎移植等)	3次救急医療、がん医療、脳血管疾患医療、糖尿病医療、周産期医療、災害医療
加古川医療センター	生活習慣病医療、緩和ケア医療、感染症医療(1種)	3次救急医療、災害医療、感染症医療(2種)、神経難病医療
淡路医療センター	地域医療の中核	がん医療、脳血管疾患医療、心疾患医療、3次救急医療、災害医療、周産期医療、小児救急医療等 地域医療の確保
光風病院	精神科3次救急医療、精神科専門医療(児童・思春期等)	
柏原病院	総合診療医の育成 地域医療の中核	がん医療、3次的救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療等 地域医療の確保
こども病院	小児医療、小児3次救急医療、周産期医療、小児がん医療	
がんセンター	がん医療	
姫路循環器病センター	脳血管疾患医療、心疾患医療	3次救急医療、認知症医療、糖尿病医療、災害医療
粒子線医療センター	粒子線医療	
災害医療センター	災害医療、3次(高度救命)救急医療	
リハビリテーション 中央病院	リハビリテーション医療	高次脳機能障害対策
リハビリテーション 西播磨病院	リハビリテーション医療	認知症医療

(2) 県立病院の建替整備等

計画的な建替整備等

県民に対し良質な医療を提供していくためには、高度専門医療等の医療機能の充実や施設の老朽化、狭隘化等への対応が必要であることから、厳しい経営状況及び一般会計の負担を踏まえつつ、計画的な建替整備等を行う。

[平成30年度までの整備計画]

病院名	種別	供用開始	備考(予定)
尼崎総合医療センター(仮称)	統合再編整備 (尼崎市東難波町)	平成27年度	平成24～26年度 建設工事
こども病院	建替整備 (中央区港島南町)	平成28年度	平成25～27年度 建設工事
小児がんに重点を置いた新粒子線治療施設	新規整備 (中央区港島南町)	平成29年度	平成26～27年度 基本設計・実施設計 平成27～29年度 建設工事
柏原病院	建替整備	平成30年度 (着工)	平成28年度 基本構想・基本計画 平成29年度 設計 柏原赤十字病院との統合再編に向けた協議の進捗状況によっては前倒しを検討する。

【平成27年3月改定】

病院名	種別	供用開始	備考(予定)
尼崎総合医療センター(仮称)	統合再編整備 (尼崎市東難波町)	平成27年度	平成24～26年度 建設工事
こども病院	建替整備 (中央区港島南町)	平成28年度	平成25～27年度 建設工事
小児がんに重点を置いた新粒子線治療施設	新規整備 (中央区港島南町)	平成29年度	平成26～27年度 基本設計・実施設計 平成27～29年度 建設工事
柏原病院	統合再編整備	平成30年度	平成27年度 基本設計・実施設計 平成28～30年度 建設工事 平成30年度 供用開始

姫路循環器病センター、がんセンターについては、平成30年度以降計画的に建替整備を行うこととし、整備の方向性の検討に着手する。

跡地利用

移転跡地については、資産の有効活用を図るため、売却することを基本とする。

ア 旧淡路病院

老朽化が著しく今後活用の見込めない建物については早期に撤去の後、複合的福祉ゾーンとして整備を図る。

イ 尼崎病院

既存施設を活用することとし、医療機能を含む地域全体の保健医療・福祉の向上につながるような事業展開を行う事業者への売却を検討する。

ウ 塚口病院

既存施設は老朽化し耐震基準を満たしていないことから、撤去することとし、医療機能を含む事業展開を行う事業者への売却を検討する。

エ こども病院

既存施設のうち利用可能なものについては活用を図ることとし、適切な事業展開を行う事業者への売却を検討する。

(3) 医師確保対策の推進

地域や診療科における医師の不足・偏在を解消するため、医師の確保・育成、勤務環境の充実など、医師確保対策を総合的に推進する。

医師の確保・育成

ア 指導医を確保・育成するとともに、研修基盤の充実を行うなどにより、臨床研修医をはじめとした若手医師の確保・定着を図る。

イ 県立病院麻酔科医総合研修システムや県立病院群救急科研修プログラム等の活用により、麻酔科医、救急医の確保・育成を図る。

ウ 県養成医師の育成拠点としての機能が果たせるよう、柏原病院の教育・研修機能の充実に努める。

エ 「地域医療活性化センター」との連携により、医師の安定的な確保・定着方策を推進する。

魅力ある環境の整備

ア 医療秘書の設置により、医師の業務負担の軽減を図る。

イ 高度先進医療機器の新規導入など、魅力ある環境の整備を進める。

ウ 女性医師が働きやすい環境整備を、より一層推進する。

(4) 看護師確保対策の推進

県立病院の建替整備や診療報酬の施設基準等に応じた看護体制の充実を図っていくため、看護師の確保、勤務環境の充実など、看護師確保対策を総合的に推進する。

看護師の確保

ア 地方試験会場の拡充や実施回数の増など、採用試験の実施方法の見直しを図る。

イ 看護師養成施設への訪問強化等の取り組みを推進する。

ウ 看護師修学資金制度や地元学生等への説明会を実施するなど、県立病院における看護師の偏在に対応する。

魅力ある環境の整備

ア 認定看護師等の養成に向けた派遣研修制度の活用により、キャリア支援の充実を図る。

イ 看護補助者の効果的な配置等により、看護師の業務負担の軽減を図る。

ウ 看護師のニーズに応じた多様な勤務形態を整備するなど、魅力ある職場環境づくりを更に推進する。

(5) 経営改革の推進

当期純損益が黒字化した平成 22 年度以降 3 年連続して黒字を達成しており、引き続き黒字基調の経営を行う。

なお、尼崎総合医療センター（仮称）こども病院等の建替・移転等により純損益は病院事業全体で一時的にマイナスになると見込まれるものの、経営改革の取り組みを進めることにより、早期に病院事業全体での純損益の収支均衡を図る。

経営改革への取り組み

主要な経営指標について具体的な数値目標を設定し、より実効性及び透明性の高い経営改革を進め、収入の確保を図るとともに、収入に見合った費用への抑制に努める。

ア 収入の確保

(ア) 地域の医療機関との連携強化、救急患者受入体制の強化等を通じ、新規患者の確保を図る。

- (イ) 診療報酬改定に適時的確に対応するとともに、適切な診療報酬請求の推進を図る。
- (ウ) クリニカルパスの適用による医療の標準化の推進、入院前検査センターの拡充による入院前検査の外来実施等により、平均在院日数の短縮を図る。
- (エ) 医療機器の整備・施設の改修等必要な投資を適切に行うことにより、高度専門・特殊医療など医療機能の充実を図る。

イ 費用の抑制

- (ア) 診療報酬基準の改定等に応じた職員の適正配置を行う一方、業務委託の推進などにより、医業収益に対する給与費比率を抑制する。
- (イ) 同種同効の安価材料への統一化、診療材料コンサルティング業者のノウハウを活かした購入等により、診療材料費比率を抑制する。
- (ウ) 後発医薬品の使用拡大、購入方法の多様化、価格交渉の強化等により、薬品費比率を抑制する。
- (エ) 医療機器保守契約の一括契約化の推進、事務消耗品等の安価用品への統一化等により、経費比率を抑制する。
- (オ) 一般医療機器の一括共同購入の推進等により、医療機器整備費を抑制する。

一般会計負担金

一般会計からの負担金については、地方財政計画や地方公営企業繰出基準を踏まえた見直しを適時適切に行う。

また、各年度の投資事業規模との関連で、必要な調整を行う。

[病院事業全体の経営見直し]

区 分		H23 年度 (実績)	H24 年度 (実績)	H30 年度 (目標)	-	-
経営 指標	病床利用率	82.7%	83.1%	84.1%	+ 0.4%	+ 1.4%
	職員給与費比率	61.4%	63.4%	60.7%	+ 2.0%	0.7%
	経常収支比率	101.5%	100.4%	100.3%	1.1%	1.2%
当期純損益		9 億円	8 億円	3 億円	1 億円	6 億円

経営指標は 11 病院

指定管理者(利用料金制)により運営している災害医療センター、リハビリテーション中央病院、リハビリテーション西播磨病院は除いている。

地方公営企業会計基準の見直しへの対応

地方公営企業会計基準の見直しに基づき、会計処理を改める。

ア 企業債等の借入資本金を負債計上する。

イ 引当金計上の義務化に伴い、退職給付引当金・賞与引当金を費用計上する。

(6) 定員・給与の見直し

自立した経営の実現に向け、職員給与費比率の改善を図る必要があることから、定員及び給与制度の見直しを行う。

医療職員の適正配置

医師等の医療職員については新病院の整備や診療機能の高度化及び診療報酬基準の改定等に応じた適正配置を行う。

定員の見直し [平成 30 年度までの削減数：約 300 人(正規職員)]

ア 嘱託化、委託化を推進し、医療技術職員(検査、放射線等)の定員の概ね 2 割(平成 19 年度比)を削減する。

イ 看護業務の嘱託化等の見直しにより、外来部門の看護師定員の概ね 3 割(平成 19 年度比)を削減する。

ウ 事務職、技能労務職等職員の定員の概ね3割（平成19年度比）を削減する。

- ・平成20～25年度の削減実績を踏まえ、平成26～30年度で残りの概ね9%の定員の削減に取り組む。

給与の見直し

給与抑制のあり方について、病院事業の経営状況等を勘案し、県全体の動向を踏まえた見直しを検討する。

(7) 組織体制の見直し

病院事業を取り巻く環境の変化に迅速かつ機動的に対応し、県民に良質で安全な医療を効果的かつ効率的に提供するため、課題に応じた組織・職制の見直しを行う。

医療機能の高度化・専門分化、医療ニーズの多様化、診療報酬の改定等に迅速、的確かつ柔軟に対応できる組織・職制の整備を行う。

新病院の開設にあたり、病院機能が十分発揮できるよう、複数の診療科、多職種の協働による専門センター制を推進するなど、効果的、効率的な組織・職制の整備を行う。

4 附帯事業

(1) 看護専門学校事業

県立病院附属柏原看護専門学校及び淡路看護専門学校は、平成26年度末に県立施設としては廃止したうえで、看護専門学校が地元高校生の進路選択肢の拡大につながることで、地域の医療機関の看護師の需要に応えること等を踏まえ、柏原看護専門学校については、平成27年度に地元丹波市に移管のうえ丹波市立看護専門学校として運営し、淡路看護専門学校については、民間へ移譲する。

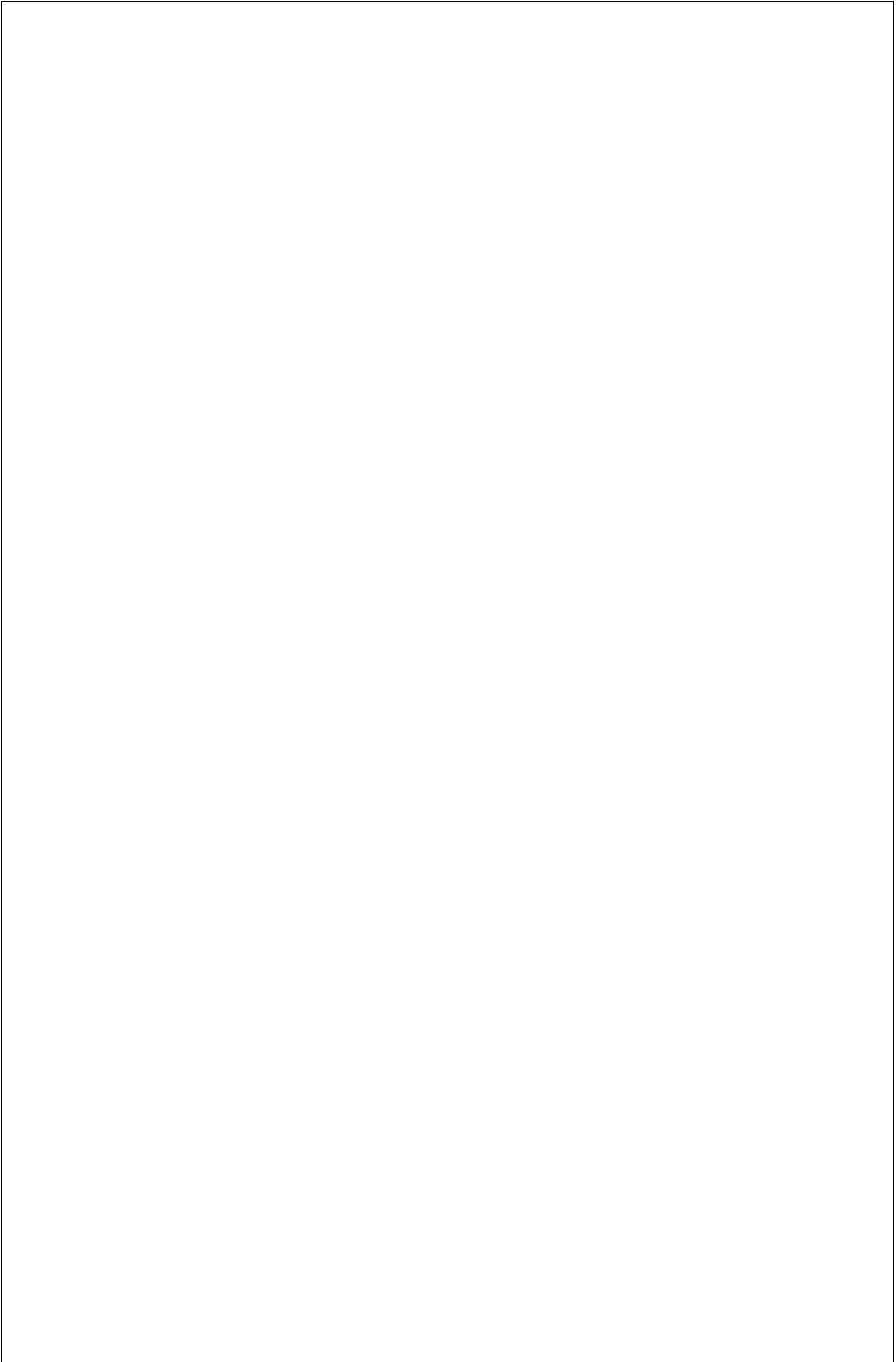
(2) 東洋医学研究事業

東洋医学の研究領域は極めて広範にわたっており、現行の研究体制のもとでは十分な成果が期待できないこと等を踏まえ、東洋医学研究所及び東洋医学研究所附属診療所は廃止したうえで、診療・臨床研究の機能については、尼崎総合医療センター（仮称）において継承する。

5 病院事業の経営形態のあり方検討

本県病院事業は、地方公営企業法の全部適用のもと、医療を取り巻く環境の変化等に対して迅速かつ柔軟に対応するとともに、黒字基調の経営を維持している。

このようなことから、当面（次期「病院構造改革推進方策」の終期である平成30年度まで）は地方公営企業法の全部適用を維持することとし、他団体の動向を注視しつつ、地方独立行政法人制度適用等の是非について、引き続き検討を行う。



(参考)

1 病院事業全体の経営見通し

区 分		H19年度 (実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)		
収益的 収支	指標	病床利用率	81.3	80.2	82.4	83.3	
		職員給与費比率	66.5	65.9	62.7	61.5	
		経常収支比率	94.7	95.4	98.4	100.7	
	収支	収益	(A)	832	841	877	952
		(うち一般会計繰入金)	(B)	110	109	113	122
		(うち長期前受金戻入額)	(C)	-	-	-	-
		費用	(D)	877	881	887	947
		(うち減価償却費等)	(E)	36	41	32	41
当期純損益	(F = A - D)	45	40	10	5		
資金収支	(G = E + F - C)	9	1	22	46		
資本的 収支	収入	(H)	202	133	200	214	
	(うち一般会計繰入金)	(I)	42	40	42	42	
	(うち一般会計繰入金調整)	(J)	0	0	0	0	
	支出	(K)	199	133	217	246	
	差引(資金収支)	(L = H - K)	3	0	17	32	
一般会計繰入金の合計	(B + I - J)	152	149	155	164		
総資金収支	(M = G + L)	6	1	5	14		
内部留保資金残高	(N = M + N[前年度])	5	6	11	25		

収益的収支は、建替整備に伴う資産減耗費を除いた額で記載(平成21、22、25、27、28、30年度)。指標は災害医療長期前受金戻入額は、地方公営企業会計基準の改正(平成26年度からの適用)により設けられた収益科目。

同改正により、資本的収支の一般会計繰入金は、長期前受金として負債計上した後、減価償却費(みなし償却制度)資本的収支の一般会計繰入金については、各年度の投資事業規模との関連で必要な調整を行う。

2 県立病院の経営目標

区 分	尼崎・塚口			西宮	加古川	淡路		
	尼崎	塚口	合計					
指標	病床利用率	H21(A)	92.9	68.4	83.7	88.9	81.4	89.3
		H25(B)	93.5	68.7	84.2	86.8	87.8	80.7
		H30(C)	-	-	88.4	83.3	87.0	90.7
		差引(B-A)	0.6	0.3	0.5	2.1	6.4	8.6
		差引(C-A)	-	-	4.7	5.6	5.6	1.4
	職員給与費比率	H21(A)	50.9	75.8	57.5	63.0	73.4	71.0
		H25(B)	53.4	71.8	58.6	61.8	63.7	77.0
		H30(C)	-	-	62.2	62.9	63.5	61.8
		差引(B-A)	2.5	4.0	1.1	1.2	9.7	6.0
		差引(C-A)	-	-	4.7	0.1	9.9	9.2
	経常収支比率	H21(A)	104.4	90.6	100.2	98.1	90.8	100.6
		H25(B)	104.5	99.7	103.1	105.8	100.1	94.3
		H30(C)	-	-	98.1	104.4	100.0	100.2
		差引(B-A)	0.1	9.1	2.9	7.7	9.3	6.3
		差引(C-A)	-	-	2.1	6.3	9.2	0.4
当期純損益	H21(A)	6	5	1	2	6	0	
	H25(B)	7	0	7	6	0	7	
	H30(C)	-	-	6	5	0	0	
	差引(B-A)	1	5	6	8	6	7	
	差引(C-A)	-	-	7	7	6	0	

新病院整備(予定)(H27 尼崎総合医療センター(仮称)、H28 こども病院、H29 小児がん)に重点を置いた新粒子線治療

(単位：%、億円)

H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (当初)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
82.7	83.1	82.6	83.9	83.0	84.1	84.7	84.1
61.4	63.4	62.2	60.2	61.8	61.7	60.7	60.7
101.5	100.4	100.7	100.9	99.2	99.0	100.1	100.3
991	1,028	1,021	1,117	1,133	1,175	1,202	1,213
132	138	145	142	144	148	148	145
-	-	-	42	32	44	48	40
979	1,020	1,014	1,108	1,142	1,188	1,201	1,210
58	57	55	94	94	99	107	107
12	8	7	9	9	13	1	3
70	65	62	61	53	42	60	70
116	209	200	361	182	230	226	83
50	51	51	57	45	57	61	53
15	14	13	16	13	13	13	13
168	261	263	419	243	274	285	141
52	52	63	58	61	44	59	58
167	175	183	183	176	192	196	185
18	13	1	3	8	2	1	12
43	56	55	58	50	48	49	61

センター・リハビリテーション病院を除く 11 病院。

は廃止)の費用計上に合わせて長期前受金戻入額として収益計上されることとなった。

(単位：%、億円)

光風	柏原	こども	がん	姫路	粒子	合計
71.6	61.3	89.6	87.3	69.4	81.3	82.4
70.6	83.5	90.5	82.5	72.7	92.0	82.6
69.9	73.4	92.2	85.1	71.8	92.0	84.1
1.0	22.2	0.9	4.8	3.3	10.7	0.2
1.7	12.1	2.6	2.2	2.4	10.7	1.7
139.5	123.9	72.0	49.8	46.9	24.1	62.7
123.8	90.8	70.4	49.4	49.6	26.1	62.2
144.5	72.7	73.1	46.7	49.4	21.5	60.7
15.7	33.1	1.6	0.4	2.7	2.0	0.5
5.0	51.2	1.1	3.1	2.5	2.6	2.0
92.3	72.6	102.8	102.4	103.9	98.7	98.4
93.2	88.9	100.9	102.0	104.8	99.8	100.7
93.8	94.6	101.1	102.6	103.1	101.1	100.3
0.9	16.3	1.9	0.4	0.9	1.1	2.3
1.5	22.0	1.7	0.2	0.8	2.4	1.9
3	10	3	3	4	0	10
3	5	1	3	5	0	7
3	4	2	4	4	1	3
0	5	2	0	1	0	17
0	6	1	1	0	1	13

施設)

3 貸借対照表

(1) H26年度末

(単位：億円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1 固定資産	1,465	3 固定負債	1,239
(1)有形固定資産等	1,465	(1)企業債	993
		(2)他会計借入金	71
2 流動資産	229	(3)引当金	58
		(4)長期前受金	117
		4 流動負債	259
		(うち企業債)	88)
		負債の部計	1,498
		資 本 の 部	
		5 資本金	223
		(1)自己資本金	223
		6 剰余金	27
		(1)資本剰余金	56
		(2)欠損金	83
		資本の部 計	196
資産の部 合計	1,694	負債・資本の部 合計	1,694

(2) H30年度末

(単位：億円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1 固定資産	1,423	3 固定負債	1,345
(1)有形固定資産等	1,423	(1)企業債	1,045
		(2)他会計借入金	71
2 流動資産	232	(3)引当金	106
		(4)長期前受金	123
		4 流動負債	264
		(うち企業債)	93)
		負債の部計	1,609
		資 本 の 部	
		5 資本金	223
		(1)自己資本金	223
		6 剰余金	177
		(1)資本剰余金	28
		(2)欠損金	205
		資本の部 計	46
資産の部 合計	1,655	負債・資本の部 合計	1,655

注) 1 「貸借対照表」は、平成26年度からの地方公営企業会計制度の見直しを反映したものである。

(5) 公立大学法人兵庫県立大学

[改革の基本方向]

公立大学法人兵庫県立大学として、自律的かつ効率的な大学運営を行い、伝統と強みを活かした個性・特色豊かな県立大学づくりを推進する。

平成 25 年 6 月に県が策定した中期目標を達成するため、具体的な方策を盛り込んだ中期計画を作成し、教育、研究、社会貢献等の各分野における取組みを計画的に推進する。

【今後一層めざすべき大学像】

- ア 国際的に自立できる人材を育成する大学
- イ 幅広い教養を身につけ、様々な分野で活躍できる人材を育成する大学
- ウ 国際的な教育・研究水準を先導する大学
- エ 地域に根ざし、地域の期待に応える大学
- オ 総合大学としてのメリットを活かした教育・研究を行う大学
- カ 国内外の大学や研究機関との連携を重視する大学

1 個性・特色豊かな県立大学づくり

理事会のリーダーシップのもとで、自律的かつ効率的な大学運営を行い、伝統と強みを活かした個性・特色豊かな県立大学づくりを推進する。

2 中期目標の達成に向けた取組みの推進

(1) 教育・研究の充実・強化

時代や社会のニーズに的確に対応した教育・研究の推進

- ・学部横断の全学教育ユニットである「グローバルリーダー教育ユニット」を開設し、少人数クラスによる徹底した英語教育や海外でのインターンシップ等により専門知識と幅広い教養を併せ持ち、創造力を備えるグローバルリーダーを育成する。
- ・東北大学と連携して開設した「ナノ・マイクロ構造科学研究センター」において最先端の超微細加工技術の研究開発とその成果の還元をめざす。
- ・文科省博士課程教育リーディングプログラムに採択された「次世代ピコバイオロジー」及び「共同災害看護学」の分野において、5年一貫制博士課程によりグローバルリーダーを育成する。
- ・意欲ある優秀な学生を確保するため、新たな奨学金の開拓や学生納付金のあり方、附属学校の充実等の方策について検討する。

県政と連携し、地域資源等を活用した特色ある教育・研究の推進

- ・SPring-8、SACLA(X線自由電子レーザー)など世界最高水準の科学技術基盤が集積する本県の特徴を活かし、これらを活用したプロジェクト研究の一層の推進を図る。
- ・京速コンピュータ「京」を活用したシミュレーションの実践的技術者・研究者を育成するため、大学院シミュレーション学研究科に、博士後期課程を開設する。
- ・コウノトリの野生復帰と山陰海岸ジオパークを主たる研究フィールドに、地域資源の発掘・保全・活用を行う人材を育成する大学院「地域資源マネジメント研究科」を開設する。
- ・「防災教育ユニット」の取組実績を踏まえ、防災・減災に係る附置研究所、学部コース、大学院研究科の設置を検討する。
- ・科学的根拠に基づく看護・助産ケア方法の開発・提供や、知見の高い助産師を育成する周産期ケア研究センター(仮称)の県立尼崎総合医療センター(仮称)への設置を行う。

教育・研究組織の見直し

社会ニーズに対応し、特色ある教育研究をより一層進めるため、新学部を含む学部、学科、コース等の再編検討や、防災・減災に係る附置研究所の設置等、附置研究所の見直しについて検討を行う。

姫路工学キャンパスの整備

先端工学研究教育拠点・産学連携拠点として姫路工学キャンパスが担うべき役割、整備の基本方針等を検討したキャンパスのあり方に関する懇談会の提言を踏まえ、教育研究機能、先端研究・産学連携機能、地域交流支援機能を備えたキャンパス整備を、今後10年間計画的に推進する。

外部資金の確保

- ・産学連携機構のコーディネーターやリサーチ・アドミニストレーター、各教員の活動強化により、受託研究費、共同研究費、寄付講座等の一層の獲得をめざす。
- ・競争的資金を獲得するため、テーマ選定、申請・プレゼンテーション技法の向上を図る。
- ・資金獲得実績等に応じた研究費加算や表彰等処遇への反映を行う。

(2) 社会貢献の積極的展開

産学連携の推進

- ・「産学連携機構」を中心として、産学連携の分野、地域の拡充を図るとともに、国や県の試験研究機関、防災関連機関等との連携により、大学の総合力を発揮する。
- ・工業技術センターに設置した産学連携機構神戸ブランチの機能を有効活用し、神戸・阪神地区の企業との産学連携を強化する。
- ・企業とのマッチングや情報収集を強化するため、産業支援機関や金融機関などの外部人材の活用等により、コーディネート機能の充実を図る。

放射光産業利用の促進

- ・SPring-8、兵庫県ビームライン及びニュースバルなど放射光施設の産業利用を一層推進するため、放射光ナノテクセンターにおいて、産学の共同研究プロジェクトや企業の研究への支援、受託研究の実施、技術相談、機会をとらえた研究成果の発表などを実施する。
- ・県ビームラインを活用した研究の実施経験がない県内の中堅・中小企業を対象に、高度な研究環境を提供し、優れた成果の創出をめざす。

地域連携の推進

- ・地域課題の解決や新たな地域づくりを支援するため、「地域創造機構」を中心として、大学の人的・知的資源を活用し、自治体・NPO等と連携しながら、地（知）の拠点整備事業（文科省大学COC事業）を推進する。
- ・大学が有する教育・研究機能を活用し、自治体・地域と広く連携した地域連携教育プログラムの編成による「地域連携教育ユニット」を開設し、全学的な地域連携教育を推進する。

生涯学習の支援、社会人向け教育の充実

- ・大学の専門教育、研究資源を活用した社会人のリカレント教育、高度な教養教育などの生涯学習機会を提供する。
- ・科目等履修生、聴講生、研究生等の活用による教育研究機会、昼夜開講制度等の活用による社会人に対する就学機会を提供する。

(3) 自主的・自律的な管理運営体制の確立

教員体制の見直し

- ・教員定数は、平成 30 年度までに 10%程度削減する一方、削減した定数の 1/2 に相当する 5 %を新規枠として活用する。

(30 年度目標 : 584 名(19 年度) $\times 0.95(0.9 + 0.05)$ = 555 名)

また、県政との連携のための新たな教育研究ニーズが生じ、設立団体である県が認める場合には、平成 19 年度以降に削減した定数のうち一定数の配置を検討する。

- ・教育、研究、社会貢献、学内業務等の活動に対する教員評価を導入し、評価結果を処遇等へ反映させる。
- ・教員任期制(一部教員に導入済)について、適用範囲の拡大、更新基準の厳格化など制度の充実を図る。
- ・教育・研究の活性化に資する人材(客員教員、研究員)について、外部資金等も活用し、確保を図る。

事務局職員体制の見直し

- ・事務局職員は、県の一般行政職員の削減に合わせ、平成 30 年度までに 30%削減する。

(30 年度目標 : 173 名(19 年度) $\times 0.7$ = 121 名)

事務局職員	期間目標	H20 ~ H25 実績	H26 ~ H30
	30%	11.6%	約 19%

(参考) H20 ~ H25 6 年間の実績

区分	H19 年度	H25 年度(実績)
事務局職員	173 人	153 人(11.6%)

- ・事務局職員の削減に合わせ、外部委託等の積極的な活用を図り、専門性の高い、効率的な事務局体制を構築する。

財務内容の改善

- ・外部資金獲得に向けた支援体制の充実や有料公開講座の充実等による収入源の多様化により自主財源の確保を図るとともに、管理経費の効率的・効果的な執行等により経常経費の抑制に努める。

評価システム等の確立

- ・兵庫県公立大学法人評価委員会及び認証評価機関による評価や評価結果の公表など、評価システムの確立による質の向上を図る。
- ・外部意見を大学運営に反映させるため、経済団体・マスコミ等との意見交換、企業へのアンケートの実施等を行う。

(4) 県政との連携

県との密接な連携のもと、地域における「知の拠点」としての高いポテンシャルを活かし、県の政策形成や施策展開において重要な役割を担う。また、大学運営に関する重要事項について県と協議する連絡協議会を設置し、県との円滑な連絡調整を図る。

3 中期目標・中期計画の検証・見直し

中期目標・中期計画の中間年である 3 年が経過した段階で、法人の組織のあり方や業務の全般についての検証を行い、その結果に基づき、必要に応じて目標・計画の見直しを行う。

[改革の基本方向]

社会経済情勢の変化や公社等経営評価委員会からの提言等を踏まえ、公社等のあり方の検証、担うべき行政サービスや事業の見直しなどさらなる改革を進める。
運営の効率化や経営改善を徹底するとともに運営の透明性の向上を図る。

1 各団体共通の取組み

(1) 職員数の見直し

県派遣職員の見直し

県派遣職員数については、事務事業や組織の徹底した見直し等により、平成20年度～30年度において概ね50%の削減を行う。平成20～25年度の削減実績が約45%であることを踏まえ、平成26～30年度は概ね5%の削減に取り組む。

なお、この措置にあわせ、公社ごとに求められる知識・技能を精査の上、平成19年度の県派遣の概ね20%にあたる職員をOB職員に振り替え、人件費の合理化や即戦力となる人材確保を図る。

プロパー職員の見直し

一般行政部門に類似する業務への従事職員については、既に平成30年度までの期間目標を達成しているものの、退職不補充を基本に、県の一般行政部門に準じ、引き続き適正な職員数の管理に取り組む。

ただし、公社経営に直結する収益部門等の従事職員については、経営状況を踏まえた適正配置を行う。

区 分	期間目標	H20～H25 実績	H26～H30
県 派 遣 職 員 (当初配置職員)	50%	45.2%	5%
プロパー職員	10%	7.5%	2%
うち一般行政類似部門	30%	32.4%	-

- 1 県派遣職員の「当初配置職員」は、新行革プラン策定時の所管分野の職員数
- 2 知識・技能等公社ごとの要請に応じて、概ね20%程度の県OB職員を活用

(参考) 平成20～25年度の実績

区 分	H19年度	H25年度(実績)
県 派 遣 職 員	598人	414人(30.8%)
当初配置職員	598人	328人(45.2%)
その後の業務移管	-	86人(-)
プロパー職員	2,115人	1,957人(7.5%)
うち一般行政類似部門	805人	544人(32.4%)
小 計	2,713人	2,371人(12.6%)
県OB職員の活用	108人	168人(+55.6%)
計	2,821人	2,539人(10.0%)

- 1 県派遣職員の「その後の業務移管」は、新行革プラン策定後の業務移管に伴う職員数
- 2 県OB職員は、常勤職員を記載。平成25年度県OB職員活用数は、対平成19年度比+60人(598人のうちの10.0%を活用)

(2) 給与の見直し

役員報酬の見直し

行財政構造改革の趣旨を踏まえ、現行の抑制措置を基本とした検討を行う。

ア 理事長等の常勤役員

- ・ 給与については、防災監の減額措置を基本に減額（給料月額 7%減額、地域手当 2%引下げ、期末手当 3%減額）
- ・ 期末手当の役職に応じた加算の減額については1/2減額
- ・ 平成22年4月から、給料について県の再任用職員との均衡を考慮して見直し
- ・ 平成24年4月から、平成23年人事委員会勧告の再任用職員の給料引下げ（0.4%～0.5%）に準じて引下げ

[標準給料月額]

(単位：円)

区 分	～ H19年度	H20～21年度	H22～23年度	H24年度～
大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	500,000	465,000	460,000	458,000
大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	450,000	418,000	400,000	398,000
中小規模団体の専務理事・常務理事等	400,000	372,000	360,000	359,000

【平成28年3月改定】

ア 理事長等の常勤役員

給料については、人事委員会勧告に基づく県の再任用職員の給料を考慮
特別職・管理職と同様に減額措置の縮小を図る。

給料月額： 6.6% 6.2%

地域手当： 8.5% 8.75%

期末手当： 20% 15%

(役職に応じた加算の減額： 2/5 3/10、減額率： 3%)

[標準給料月額]

(単位：円)

区 分	H19年度	H28年度
大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	500,000	<u>453,000</u>
大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	450,000	<u>394,000</u>
中小規模団体の専務理事・常務理事等	400,000	<u>359,000</u>

(参考) 役員報酬の見直し状況 (年収額ベース)

(単位: 万円)

区 分	H14年度 まで (A)	H15～ 17年度	H18～ 19年度	H20～ 21年度	H22年度	H23年度	H24年度 ～ (B)	(B)-(A)
大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	1,070	1,009	922	819	794	785	781	289 (27%)
大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	919	878	830	737	691	682	679	240 (26%)
中小規模団体の専務理事・常務理事等	844	803	738	655	621	614	612	232 (27%)

【平成28年3月改定】

(参考) 役員報酬の見直し状況 (年収額ベース)

(単位: 万円)

区 分	H19年度 (A)	H28年度 (B)	(B)-(A)
大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	922	803	119 (13%)
大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	830	698	132 (16%)
中小規模団体の専務理事・常務理事等	738	636	102 (14%)

イ 非常勤監事

月額報酬を15%減額

[標準給料月額] 240,000円 204,000円

【平成28年3月改定】

イ 非常勤監事

月額報酬を9%減額、人事委員会勧告に基づく県の再任用職員の給料を考慮

[標準給料月額] H19年度:240,000円 H28年度:215,000円

プロパー職員の給与の見直し

ア 給与制度が県に準拠している団体

・引き続き県職員に準じた見直しを実施する。

・収益部門を有する団体については、採算性を確保する観点から、必要に応じて見直しを図る。

(参考) 平成20年4月から給料の減額や期末・勤勉手当の減額など、県職員に準じた見直しを実施

イ 給与制度が県と異なっている団体

・(社福)兵庫県社会福祉事業団、(公財)兵庫県勤労福祉協会

独立採算を徹底するなど、自主的な経営基盤を確保する観点から、引き続き見直しを図る。

・ひょうご埠頭株、株夢舞台

各団体の経営状況に応じ、引き続き見直しを図る。

ウ 毎年度の具体的内容

ア及びイを基本に、社会経済情勢等の変化を踏まえ、毎年度具体的に定める。

(3) 県の財政支出の見直し

財政支出の見直し

県からの委託事業や補助事業等の事務事業や県派遣職員を含めた人員体制を見直した結果、平成30年度の県一般財源は79億円程度となる見込みである。

(参考) 県の財政支出の見直し(見込み)

(単位:百万円)

区分	H19年度 (うち一般財源)	H25年度 (うち一般財源)	H25/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率
委託料	43,271 (9,643)	24,573 (5,848)	43.2% (39.4%)	27,820 (7,940)	42.8% (44.7%)
補助金	5,393 (4,710)	3,172 (2,447)	41.2% (48.0%)		
基金充当額	5,637	4,236	24.9%	3,060	45.7%
計	54,301 (14,353)	31,981 (8,295)	41.1% (42.2%)	30,880 (7,940)	43.1% (44.7%)

損失補償等債務額の縮減

地方財政健全化法に基づく県の将来負担比率への影響を低減するため、公社等の経営改善を進め、県の損失補償等債務額の縮減を図る。

(4) 運営の透明性の向上等

引き続き、情報公開・情報提供の推進や公認会計士等による外部監査の導入など、運営の透明性の向上及び契約手続等の適正化を指導する。

情報公開の推進

業務・財務等に関する文書に加え、県からの財政支援・人的支援に係る事項についても情報公開・情報提供を推進し、透明性の確保に努める。

県においても、これらの事項についてホームページ等において一元的に情報提供を行う。

監査体制の強化

監事を公認会計士、税理士又は経理事務に精通した者が務めるとともに、会計監査人を設置しない団体については、公認会計士等による外部監査の導入に努めるなど、監査体制を強化し、適正な事業運営の確保、運営の透明性の向上を図る。

契約手続の適正化

公社等と他の事業者との契約手続について、一般競争入札の適用範囲の拡大等を図り、透明性・競争性の確保と効率的な運営を図る。

(5) 継続的なフォローアップの強化

毎年度の予算編成等を通じた事務事業や組織体制等の見直し、会計指導等を徹底するとともに、次の取組みの推進により、継続的にフォローアップを行う。

公社等経営評価委員会による点検・評価

- ・公社等経営評価委員会により、毎年度の決算を踏まえた経営状況の点検・評価や経営課題等に応じた専門的な指導・助言を実施
- ・決算のほか事業目的や改革の達成状況等について各団体自らが点検・評価を行い、公社等経営評価委員会の指導・助言を受けながら改善に結びつける仕組みを検討

資金運用指針に基づく取組みの推進

各団体において、県が策定した資金運用指針に基づき、兵庫県資金管理委員会の指導・助言を得ながら資金運用方針を策定するなど、安全かつ有利な資金運用を推進する。

2 主な改革内容

(1) 執行体制の見直し

兵庫県土地開発公社

県用地課と公社の一元化や用地取得業務の県土木事務所への集約など、県と公社が一体となった用地取得体制を整備

(公財)ひょうご環境創造協会

環境調査・測定分析事業に係る運営責任と収支の明確化を図るため、社内カンパニー制を導入

(公財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構

震災 20 周年、機構設立 10 周年を迎えることから、震災 20 周年事業を実施するとともに、これまでの成果の検証等を行いながら、今後の機構のあり方を検討

(公財)兵庫丹波の森協会

施設運営等への住民参画の拡大や地域づくり活動の充実等を踏まえ、県職員の派遣や兼務の適正な人数を検討するなど、県の人的支援を見直し

(公財)ひょうご産業活性化センター

- ・個別商業者への経営支援機能、中小企業等への販路開拓支援機能等を強化するため、センターの組織を再編
- ・商店街情報の集約、商業振興施策の企画立案・事業展開を効果的に実施するため、県所管部局の職員をセンター職員に併任

但馬空港ターミナル(株)

民活空港運営法を踏まえ、平成 26 年度中には、但馬空港本体とターミナルビルとの一体的運営を実施

(2) 事業の見直し

兵庫県道路公社

- ・播但連絡道路の料金割引の社会実験を平成 26 年度末まで継続。平成 27 年度以降の料金割引については、社会実験の効果等を総合的に勘案して検討
- ・西宮北道路について、料金徴収期間を 3 年短縮し平成 29 年度末を目途に無料化を実施

【平成27年3月改定】

兵庫県道路公社

- ・播但連絡道路について、平成 26 年度末まで実施した社会実験の効果等を総合的に勘案し、新たな料金割引を平成 27 年度から適用
- ・播但連絡道路の無線 ETC ゲート未整備 8 料金所に無線 ETC を平成 27 年度から平成 28 年度にかけて整備
- ・西宮北道路について、料金徴収期間を 3 年短縮し平成 29 年度末を目途に無料化を実施

(参考)平成 27 年度から適用する料金割引 (ETC 限定)

- ・休日全線割引を新たに設定

花田本線～和田山の全線を利用した場合、休日割引 30%に 10%加算する

割引	対象車種	割引率
休日全線割引	軽自動車等・普通車	40%

- ・深夜の割引率を引き上げ

中型車以上の割引率を 30%から 40%に引き上げ

割引	対象車種	割引率
深夜割引	中型車・大型車・特大車	40%

- ・引き続き実施する料金割引

割引	対象車種	割引率
通勤割引	軽自動車等・普通車	30%
休日割引	軽自動車等・普通車	30%

兵庫県住宅供給公社

借上型特定優良賃貸住宅事業について、家賃補助等の取組みにより収支改善を図るとともに、借上期間満了時には民間所有者へ円滑に住宅返還し、平成 30 年度で事業を終了

(公社)兵庫みどり公社

企業誘致活動の強化や医療・福祉等誘致業種の拡充を図ること等により、氷上工業団地の活用を促進

(公財)ひょうご環境創造協会

環境調査・測定分析事業及びセメントリサイクル事業について、受注拡大や費用負担に係る共同事業者との協議等を通じ、単年度収支を黒字化

(公財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構

- ・ 県との連携を強化しながら、研究調査本部における研究領域を「震災の教訓・災害復興」「共生社会の実現」の 2 分野へ重点化
- ・ 人と防災未来センターについて、南海トラフ巨大地震等に備えた研究・展示の充実、実践的な体験・学習の提供等を検討し、防災・減災の中核拠点としての機能を強化

(公財)兵庫県生きがい創造協会

- ・ 各高齢者大学において地域づくり活動につながる専門的・実践的な講座内容等を充実
- ・ 阪神シニアカレッジについて、神戸・阪神地域の課題や特性を踏まえた講座の充実を図るとともに、4 箇所に分散している学習室の集約を検討
- ・ 指定管理施設（文教府、文化会館等）の一層の活性化に向け、地域のグループや団体等との連携を強化するとともに、公募による指定管理へ移行

【平成28年3月改定】

(公財)兵庫県生きがい創造協会

- ・ 各高齢者大学において地域づくり活動につながる専門的・実践的な講座内容等を充実
- ・ 阪神シニアカレッジについて、神戸・阪神地域の課題や特性を踏まえた講座の充実を図るとともに、4 箇所に分散している学習室の集約を県とともに推進
- ・ 指定管理施設（文教府、文化会館等）の一層の活性化に向け、地域のグループや団体等との連携を強化するとともに、公募による指定管理へ移行
- ・ 文化会館等において、ふるさと創生推進費を活用し、地域の特性を踏まえた販わい創出につながる事業を実施

(公財)兵庫県青少年本部

- ・ 神出学園においてひきこもりの長期化等に対応した入学対象者年齢の引上げを行うとともに、「兵庫ひきこもり相談支援センター（仮称）」を設置し、従来の電話相談の拡充や面接相談、訪問支援等を展開
- ・ 平成 26 年度より、公の施設となる山の学校の指定管理を受託

(公財)兵庫県住宅再建共済基金

現状では支援の対象とならない一部損壊（損害割合 10%以上）にまで対象を拡大

(公財)兵庫県健康財団

「健康づくりチャレンジ企業」への支援、健康体操の普及啓発等の県民運動や県・市町との連携によるがん検診の普及啓発など、県民主体の健康づくりを推進

(公財)兵庫県勤労福祉協会

ワーク・ライフ・バランス(WLB)取組企業等の新たな発掘、各企業等のレベル(段階)に応じた支援、WLBに取り組む企業への助成等を推進

(公財)ひょうご産業活性化センター

JETRO 神戸や JICA 関西、神戸市アジア進出支援センター等との連携強化により、県内企業の海外事業展開に係る効果的な支援を推進

(3) 新たな事業の展開

(公財)兵庫県青少年本部

子どもから青年期まで一貫した健全育成施策を推進するため、平成 26 年度より県立こどもの館の指定管理者として同施設を運営

兵庫県住宅供給公社

公社賃貸住宅の空き住戸等への介護サービス事業者の誘致、見守りサービス等を実施するサービス付き高齢者向け住宅の供給などについて検討

(公社)兵庫みどり公社

- ・新たな「農地中間管理機構」制度を活用し、担い手（個人、法人）への農地の集積・集約化を推進
- ・新たな農業ビジネスモデルを構築するための大規模な施設園芸団地を整備

ひょうご埠頭(株)

耐用年数に達した上屋の建替えを計画的に進めるとともに、クレーン等の使用料の軽減など港湾利用の促進につながる支援策を検討

(公財)兵庫県体育協会

- ・2020 東京オリンピックに向け、ジュニア世代の育成や海外チームのキャンプ誘致の働きかけを行うとともに、パラリンピック開催に向けた機運を醸成
- ・関西広域連合と連携し、関西ワールドマスターズゲームズ 2021 開催に向けた協力を実施

(4) 県関与の見直し

(一財)兵庫県職員互助会・(一財)兵庫県学校厚生会

県負担金を廃止し、職員の掛金や自己財源を活用した自主的な事業運営へ移行したことを踏まえ、「県行政と密接な関連のある公社等」から除外

3 各団体の取組内容

団体名	取組内容
兵庫県土地開発公社	<p>(県用地課・土木事務所と一体となった用地取得体制の整備)</p> <p>今後の事業量や人員体制の動向を踏まえた効率的な執行体制を構築するため、用地課と公社の一元化や県の用地取得業務の県土木事務所への集約など、平成 26 年度から県と公社が一体となった用地取得体制を整備</p> <p>(収益力の向上)</p> <p>境界確定事務の受託、市町事業の受託等を継続して確保し、今後も単年度収支の黒字を維持</p> <p>(公社のあり方の検討)</p> <p>新たに整備する体制の成果を検証したうえで、県財政への影響も踏まえながら、公社の中長期的なあり方を検討</p>
兵庫県道路公社	<p>(安全・安心の確保等の推進)</p> <p>橋梁耐震化や遠阪トンネル天井板撤去工事などによる安全・安心の確保や民間施設等と連携した PR を行うなど、有料道路事業の利用促進策を実施</p> <p>(播但連絡道路の料金割引)</p> <p>料金割引社会実験を平成 26 年度末まで継続。平成 27 年度以降の料金割引については、社会実験の効果や償還計画への影響、NEXCO 路線の料金施策の動向等を総合的に勘案して検討</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【平成27年3月改定】</p> <p>(播但連絡道路の料金割引)</p> <p>平成 26 年度末まで実施した社会実験の効果や償還計画への影響、NEXCO 路線の料金施策の動向等を総合的に勘案し、新たな料金割引を平成 27 年度から適用</p> <p>播但連絡道路の無線 ETC ゲート未整備 8 料金所に無線 ETC を平成 27 年度から平成 28 年度にかけて整備</p> </div>

団 体 名	取 組 内 容
兵庫県道路 公社	<p>(西宮北道路の早期無料化) 今後の事業収支や周辺道路の混雑状況を考慮したうえで平成 29 年度末を目途に無料化することとし、県に円滑に移管できるよう道路修繕や必要となる監視・通報設備等の整備を実施</p> <p>(利用促進・経費節減の取組みの検証) 利用促進と委託業務の見直しなど経費縮減に取り組み、成果を検証しつつ、平成 44 年度の事業終了時における債務を縮減</p> <p>(料金徴収期間の延長等の検討) 播但連絡道路の料金割引や新たに必要となった施設の修繕更新等に対応するため、料金徴収期間を延長できるよう国に働きかけを実施</p>
兵庫県住宅 供給公社	<p>(公社賃貸住宅の管理戸数の適正化) 公社賃貸住宅について、新規供給は行わず、既存ストックの有効活用を図り、管理戸数の適正化を推進</p> <p>(借上型特定優良賃貸住宅の収支改善) 借上型特優良賃貸事業について、借上期間満了までの間、公社独自の家賃補助等の取組みにより収支改善を図り、期間満了時には民間所有者へ円滑に住宅返還し平成 30 年度末で当該事業を終了</p> <p>(明舞団地再生事業等の推進) 明舞団地再生事業について、既存施設の改修を進めるとともに、地元の意向や民間事業者の状況等を踏まえ、神戸側の再整備の事業内容等を検討し推進 また、川西市、三木市等のオールドニュータウン再生に向けた取組みについて、明舞団地再生事業のノウハウの活用等、県との連携を推進</p> <p>(高齢者向けサービスの提供の検討) 高齢社会へ対応するため、公社賃貸住宅の空き住戸等への介護サービス事業者の誘致、見守りサービス等を実施するサービス付き高齢者向け住宅の供給などについて検討</p> <p>(長期借入金の圧縮) 経営の一層の合理化・効率化や公社賃貸住宅跡地売却などを進めることにより、長期借入金を計画的に圧縮</p> <p>(公社のあり方の検討) 公社賃貸住宅の既入居者及び社会的弱者の居住安定に必要な管理規模や県営住宅指定管理の受託等も含め、公的セクターとしての役割を踏まえながら、今後の公社のあり方を検討</p>
(公社)兵庫み どり公社	<p>(分収造林事業における経営改善の推進) 分収造林事業について、引き続き、全土地所有者 477 者のうち未同意の 27 者との分収割合の変更契約交渉を進めるとともに、林内路網整備等による木材生産コストの削減及び間伐等によって発生する林地残材を木質バイオマス資源として活用するなど収益確保に努めることにより、長期収支を均衡</p> <p>(担い手への農地集積) 新たな「農地中間管理機構」制度を活用し、担い手(個人、法人)への農地の集積・集約化を推進</p> <p>(国際化に対応した新たな農業ビジネスモデルの構築) 高度な環境制御技術により新鮮・安全・高品質な農産物を周年・安定生産し、流通業者等との契約出荷体制を確立するなど、新たな農業ビジネスモデルを構築するための大規模な施設園芸団地を整備</p> <p>(氷上工業団地の分譲促進) 氷上工業団地について、企業誘致活動の強化や医療・福祉等誘致業種の拡充を図ること等により、その活用を促進</p>

団 体 名	取 組 内 容
(社福)兵庫県 社会福祉事 業団	<p>(病院の安定的な運営)</p> <p>大学病院への働きかけや全国公募の実施など医師確保に取り組むとともに、看護師確保として二交代制勤務の導入など勤務条件の改善を図ることにより、リハビリテーション病院の経営の安定化を推進</p>
	<p>(自主運営施設の安定的な運営)</p> <p>老朽化が進む施設においては、計画的な建替又は大規模改修により、利用者の安全性・利便性を確保し、経営の安定化を推進</p>
(公財)ひょう ご環境創造 協会	<p>(経営安定化の推進)</p> <p>今後の協会のあり方を見据え、新たに経営計画(計画年度:平成 26~30 年度)を策定し、平成 27 年度における単年度収支の黒字を確保するとともに、経営の安定化を推進</p>
	<p>(環境学習等の推進)</p> <p>エコプラザの協会本部移転により、環境学習・教育に係る活動を総合的に支援するとともに、ひょうご環境体験館において、他施設と連携した魅力的な展示等を行うことにより、環境創造事業を推進</p>
	<p>(環境調査・測定分析事業の収支改善及び運営責任の明確化)</p> <p>環境調査・測定分析事業について、協会の強みである危険物質の測定・分析業務の受注拡大や収益に見合う人員体制への見直しにより、平成 27 年度における単年度収支の黒字を確保</p> <p>また、運営責任と収支の明確化を図るため、社内カンパニー制を導入</p>
	<p>(セメントリサイクル事業の収支改善)</p> <p>セメントリサイクル事業について、共同事業者と運営に係る費用負担の見直し協議を実施すること等により、単年度黒字化</p>
	(公財)兵庫県 園芸・公園 協会
<p>(民間活力の活用による管理運営の推進)</p> <p>民間企業等との連携による施設の運営など、民間活力の活用による管理運営を推進</p>	
<p>(フラワーセンターの効果的な誘客対策の展開)</p> <p>魅力的なイベント開催や希少種等を常設展示するなど、四季を通じた誘客を促進するとともに、神戸・京阪神・播磨地域に広報活動を行い、集客力を強化</p>	
<p>(広告掲載による収入確保対策の実施)</p> <p>広告掲載事業を実施していない運動施設や年間利用者数が多い観覧施設について、広告掲載事業を拡充</p>	
<p>(魅力あふれる公園づくりの推進)</p> <p>地域活性化事業の実施など県民の参画と協働による魅力あふれる公園づくりを一層推進</p>	
新西宮ヨッ トハーバー (株)	<p>(経営改善の徹底)</p> <p>老朽化した棧橋施設の大規模改修による施設の魅力向上や、クルーズイベントの拡充などオーナーのニーズを踏まえたサービスの充実等により、艇置契約数を確保</p>
	<p>(民間企業が主体となった経営体制への移行の検討)</p> <p>県民誰もが利用できる公共的マリーナとしての役割を担っている現状を踏まえながら、民間企業が主体となった経営体制への移行など、今後のあり方について引き続き検討</p>

団 体 名	取 組 内 容
(株)夢舞台	<p>(地域振興の取組みの推進) 淡路島国際公園都市の中核施設である淡路夢舞台施設群を拠点として、設立の趣旨を踏まえて、県、地元関係者等との連携を強化し、地域交流、学術文化等の多様な取組みを展開し、一層の地域振興、地域活性化を推進</p> <p>(安定経営の推進) ホテル事業部門の一層の収益向上や、国際会議場をはじめとする淡路夢舞台の施設群と一体的・効率的な管理運営などにより経営改善を進め、引き続き単年度収支の黒字を確保</p>
(公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構	<p>(研究調査本部における調査研究の重点化) 県との連携を強化しながら、研究領域を「震災の経験・教訓を踏まえた災害と復興の調査研究」「家族・コミュニティづくりなど共生社会の実現」の2分野へ重点化 また、国の科学研究費補助金など外部資金を積極的に確保</p> <p>(学术交流・情報発信の推進) 大学教養レベルの高度な学習機会を提供する「ひょうご講座」や、機構及び近隣の国際関係機関等の研究成果を県民に還元する「21世紀文明セミナー」の開催など、情報発信、学术交流を推進</p> <p>(人と防災未来センターの機能強化) 南海トラフ巨大地震等に備えた研究・展示の充実、実践的な体験・学習の提供等について検討し、防災・減災の中核拠点としての機能を強化</p> <p>(こころのケアセンターの管理運営) こころのケアセンターにおいて、東日本大震災等のこれまでの災害・事故支援等の経験を生かし、専門的な相談・診療等に取り組むとともに、その成果を実践的な研修等を通じて広く発信</p> <p>(機構のあり方の検討) 震災20周年、機構設立10周年を迎えることから、震災20周年事業を実施するとともに、これまでの成果の検証等を行いながら、今後の機構のあり方を検討</p>
(公財)兵庫丹波の森協会	<p>(丹波の森づくりの推進) 丹波の森研究所の運営や丹波の森大学の開設、丹波の森国際音楽祭の開催など、多彩な調査研究、学習、交流活動等の展開により丹波の森づくりを推進</p> <p>(地域住民による自主的な運営への移行促進) 施設運営等への住民参画の拡大や地域づくり活動の充実等を踏まえ、県職員の派遣や兼務の適正な人数を検討するなど、県の人的支援を見直し</p>
(公財)兵庫県生きがい創造協会	<p>(生涯学習の全県的支援機能の強化) 生涯学習に係る調査研究やネットワーク機能、ふるさとひょうご創生塾事務局を協会本部へ集約することにより、生涯学習の全県的支援機能を強化し、協会本部が有する企画調整機能も生かしながら、先導的な講座の実施、共同研究や共同事業を推進</p> <p>(高齢者大学の講座内容等の充実) 趣味や教養の提供を中心とする市町に対し、県は地域づくり人材の育成等を担ってきたが、その役割を一層明確化するため、各高齢者大学においてグループ・団体運営や地域づくりの企画力向上に係る講座、フィールド学習の拡充など、地域づくり活動につながる専門的・実践的な講座内容・学習手法を充実</p>

団 体 名	取 組 内 容
(公財)兵庫県 生きがい創 造協会	<p>(阪神シニアカレッジの見直し) 神戸・阪神間の課題や特性を踏まえた講座の充実を図るとともに、運営の効率化のため学科ごとに4箇所に分散している学習室の集約を検討</p>
	<p>(阪神シニアカレッジの機能向上) 神戸・阪神間の課題や特性を踏まえた講座の充実を図るとともに、4箇所に分散している学習室の集約を県とともに推進</p> <p style="text-align: right;">【平成28年3月改定】</p>
	<p>(文化会館等の活性化) 指定管理施設(嬉野台生涯教育センター、但馬文教府、西播磨・淡路文化会館)の一層の活性化に向け地域のグループや団体等との連携を強化するとともに、公募による指定管理へ移行</p>
	<p>(文化会館等の活性化) 指定管理施設(嬉野台生涯教育センター、但馬文教府、西播磨・淡路文化会館)の一層の活性化に向け地域のグループや団体等との連携を強化するとともに、公募による指定管理へ移行 文化会館等において、ふるさと創生推進費を活用し、地域の特性を踏まえた賑わい創出につながる事業を実施</p> <p style="text-align: right;">【平成28年3月改定】</p>
(公財)兵庫県 青少年本部	<p>(多様な活動主体と連携した青少年活動の推進) 「ひょうご子ども・若者応援団」事業等を通じた青少年活動を支援する企業・団体の拡大、新たな担い手の育成等により多様な主体と連携した活動を展開</p>
	<p>(「ふるさと意識」の醸成に向けた体験活動機会の充実) 「ひょうごっ子・ふるさと塾」や「ふるさとづくり青年隊」事業の実施を通じ、青少年の「ふるさと意識」を醸成</p>
	<p>(県立こどもの館の指定管理の受託) 子どもから青年期まで一貫した健全育成施策を推進するため、平成26年度より県立こどもの館の指定管理者として同施設を運営</p>
	<p>(課題を抱える青少年等への支援の強化) 神出学園においてひきこもりの長期化等に対応した入学対象者年齢の引上げを行うとともに、「兵庫ひきこもり相談支援センター(仮称)」を設置し、従来の電話相談の拡充や面接相談、訪問支援等を展開 また、山の学校が公の施設に位置づけられることから、平成26年度より同施設の指定管理者として管理運営を実施</p>
	<p>(インターネット上の有害情報対策の推進) スマートフォンの急速な普及を踏まえ、インターネットの危険性やフィルタリングの活用に係るセミナー、イベント等を開催</p>
	<p>(「ひょうご出会いサポートセンター」の効率的・効果的な運営) 会員の利用状況に応じた各センターの開所日数・曜日の見直し、このとり大使等のボランティアの活用拡大などにより、センターの効率的・効果的な運営を推進</p>

団 体 名	取 組 内 容
(公財)兵庫県 芸術文化協 会	<p>(芸術文化の振興・普及の推進) 芸術文化団体や文化施設との連携のもと、県民が多彩な芸術文化に触れることができるよう「県民芸術劇場」や「伝統文化体験フェスティバル」等を実施</p> <p>(芸術文化センターの管理運営) 魅力ある多彩な主催事業を実施するとともに、県内公立施設と連携した地域活動や「わくわくオーケストラ教室」、楽団によるアウトリーチ活動等を展開し、音楽のすそ野拡大と青少年体験教育を推進</p> <p>(ピッコロシアターの管理運営) 優れた舞台芸術を紹介する「鑑賞劇場」を開催するとともに、「ピッコロわくわくステージ」の開催や「演劇学校・舞台技術学校」の運営、劇団によるアウトリーチ活動の充実等により、演劇のすそ野拡大と人材育成を推進</p> <p>(横尾忠則現代美術館の管理運営) 企画展により横尾作品の魅力を発信するとともに、オープンスタジオを活用した公開制作等の実施やミュージアムロード関係施設等との連携により、にぎわいのある美術館づくりを推進</p> <p>(自主財源の確保) 事業収入の確保、企業協賛の獲得等により、収入を確保</p>
(公財)阪神・ 淡路大震災 復興基金	<p>(被災地の状況等を踏まえた事業展開) 復興基金の残余分を活用し、引き続き被災地の状況等を踏まえながら、阪神・淡路大震災 20 周年事業への支援、高齢者の自立支援やまちのにぎわいづくり等の事業を推進</p> <p>(復興基金事業の終了) 助成金の支給が継続する平成 32 年度まで事業を適切に執行</p>
(公財)兵庫県 住宅再建共 済基金	<p>(加入促進対策の推進) 当面の加入率目標 15%をめざし、フェニックス共済加入促進員による単位自治会等への働きかけや企業等の協力を得た「共助に感謝キャンペーン」、郵便局による取次等を実施</p> <p>(一部損壊を給付対象とした制度の開始) 現状では支援の対象とならない一部損壊(損害割合 10%以上)にまで対象を拡大</p> <p>(共済制度の全国化への取組み) 住宅復興を支える共助の仕組みとして、住宅再建共済制度の全国制度化に向け、国への働きかけを継続的に実施</p>
(社福)兵庫県 社会福祉協 議会	<p>(「支え合い社会づくり」に向けた取組み) 地域における日常的な支え合い・見守り活動等を推進するとともに、「ストップ・ザ・無縁社会」全県キャンペーンを展開</p> <p>(要援護者の権利擁護活動の推進) 市町社協等と連携しながら、福祉サービス利用援助事業の利用促進や市民後見人の養成、若年性認知症支援体制の構築支援等を推進</p> <p>(福祉人材の確保と定着、資質向上) 福祉の職場での体験機会の提供や、職業紹介事業、キャリアアップを支援する各種研修事業等を実施</p> <p>(災害ボランティア活動への支援) 頻発する自然災害を踏まえ、緊急時に迅速・的確に対応できるよう、ひょうご災害ボランティア活動サポート事業を実施</p>

団 体 名	取 組 内 容
(公財)兵庫県 人権啓発協 会	(効果的な研修・啓発活動の展開) 県民が多様な人権問題を身近なことと理解し、実践につなげられるよう、 家庭・学校・地域・職場等に応じた研修事業や啓発活動を展開
(公財)兵庫県 健康財団	(健診事業のさらなる経営改善) 土曜ドック開設日の拡大や継続受診割引制度の創設、渉外活動の強化等 により、施設健診・出張健診の利用を促進 (県民主体の健康づくりの推進) 「健康づくりチャレンジ企業」に対する支援や健康増進プログラム等を活 用した健康づくり、健康体操の普及啓発等の県民運動や県・市町との連携 によるがん検診の普及啓発等を推進 (健康道場の運営改善) PRの強化や年末年始の営業、閑散期利用料金の設定等により利用者拡 大に取り組むとともに、施設の老朽化等を踏まえてあり方を検討
(公財)兵庫県 勤労福祉協 会	(ワーク・ライフ・バランス(WLB)の取組みの充実) WLB取組企業等の新たな発掘、WLB推進に係る相談対応や研修の企 画・実施など各企業等のレベル(段階)に応じた支援、退職者の再就業や女 性等の就業促進に向けた職場環境整備への助成などWLBに取り組む企業 への助成を推進 (中小企業従業員共済事業への加入促進) 加入促進キャンペーンの実施や提携店の充実、勤労者のニーズを踏まえ た事業メニューの拡充を実施 (県立施設の管理運営) 中央労働センター・姫路労働会館における文化作品展の開催、但馬ド ームにおける観光事業とタイアップしたイベント開催など利用者サービ ス向上を推進
(公財)ひょう ご産業活性 化センター	(センターの組織体制の見直し) 個別事業者への経営支援機能、中小企業等への販路開拓支援機能等を強化 するため、センターの組織を再編 (地域を支えるオンリーワン企業の創出) 「中小企業支援ネットひょうご」構成機関等との役割分担・連携強化によ り、地域特有の課題やニーズを踏まえた異業種交流を支援するとともに、高 い潜在成長力を有する成長期待企業に対し、大企業との新たな取引や技術提 携等の促進、販路開拓等を支援 (起業・新事業展開への重点的支援) 起業・事業化・成長段階など企業の各段階に応じ、事業立ち上げ経費の補 助や無利子貸付、資金調達や販路開拓支援等きめ細やかな支援を行い、新規 事業や新分野への進出を促進 (小規模事業者の設備投資支援の継続) 国の小規模事業者等設備導入資金制度が平成 26 年度末に廃止されるため、 国における検討状況等を踏まえつつ、代替措置の国への要望等適切な対応を実施 (商業振興施策の効果的な推進) 商店街情報の集約、商業振興施策の企画立案・事業展開を効果的に実施す るため、県所管部局の職員をセンター職員に併任 (県内企業の海外事業展開支援) 「ひょうご海外ビジネスセンター」等を通じ県内企業の海外事業展開を支 援するとともに、JETRO 神戸や JICA 関西、神戸市アジア海外進出支援セン ター等との連携強化による効果的な支援を推進

団 体 名	取 組 内 容
(公財)ひょうご科学技術協会	<p>(総合的な科学技術の振興) 生活や産業の高度化につながる学術研究助成を実施するほか、科学学習体験やサイエンスカフェなど青少年や一般県民を対象にした普及啓発事業を推進</p> <p>(企業の技術開発力向上への支援) 県立大学や商工会議所等との連携のもと、企業の技術ニーズと大学の研究シーズのマッチング、研究開発助成など播磨を中心とした企業への支援を推進</p>
(公財)計算科学振興財団	<p>(スーパーコンピューティング研究教育拠点の形成) 理化学研究所や大学等と連携したシミュレーション人材の育成、「京」を活用した最先端研究への助成や研究成果の普及啓発等を実施</p> <p>(高度シミュレーション技術の普及による産業の活性化) 企業による FOCUS スパコン等の活用を促進するとともに、コーディネータ等による各企業のニーズに応じた技術高度化支援やトップセミナーの開催等を通じたスパコン先進事例の普及啓発等を実施</p> <p>(今後の事業展開) 国等におけるポスト「京」の開発等の動向を踏まえ、今後の事業展開を検討</p>
(公財)兵庫県国際交流協会	<p>(外国人県民への支援) 地域の国際交流・多文化共生の担い手である市町国際交流協会やN G O 等との連携のもと、母語・日本語教室の開催や生活相談等を実施</p> <p>(海外事務所の運営) 県内企業の海外販路拡大等に対する支援を強化するとともに、草の根友好交流や観光プロモーションへの支援を推進するなど現地事務所ならではの活動を展開。また、関西広域連合構成団体との共同利用を推進</p> <p>(留学生等への支援) 東南アジア新興国をはじめ幅広い国・地域からの留学生・研修生の受入拡大に向け、奨学金の支給や受入機関等と連携した研修事業等を推進</p>
(公財)兵庫県営林緑化労働基金	<p>(退職一時金給付事業への加入促進) 加入実績のない林業事業体や、既加入の林業事業体における新規就労者への加入の働きかけを推進し、加入者を維持</p>
(公財)ひょうご豊かな海づくり協会	<p>(栽培漁業の推進) 次期栽培漁業基本計画(平成 28～32 年度)に向けて、漁業者の種苗生産ニーズを踏まえ、新規魚種の検討や既存種苗の魚種毎の生産数量の増強を図る。また、量産化の水準に達した魚種について、養殖種苗としての活用を検討するとともに、事業収益のさらなる確保に向けて種苗の有償化等を検討し、栽培漁業を持続的に推進</p> <p>(試験研究機関との連携) 水産技術センターの分析調査結果を活用し、放流場所における魚礁の活用など、効果的な種苗放流の仕組みを検討</p>
(公財)兵庫県まちづくり技術センター	<p>(安定的な経営に向けた取組み等) 従来からの大規模工事、特殊工事に加え、老朽化対策工事や市町の橋梁等の長寿命化計画業務を積極的に受託する他、市町が抱える施設の課題等について、適切に回答・助言するワンストップ相談窓口の設置等、市町支援を実施</p>

団 体 名	取 組 内 容
(公財)兵庫県 まちづくり 技術センター	<p>(下水道部門における運営の効率化等) 包括的民間委託の導入効果を検証の上、さらなる運営の効率化を図るとともに、厳しい電力需給に対応するため、太陽光発電設備の導入拡大を検討。また、市町の下水道の長寿命化計画策定業務を積極的に受託</p> <p>(市町の埋蔵文化財発掘調査事業への支援) 人員不足により発掘調査に支障をきたしている市町からの事業受託を検討</p>
但馬空港 ターミナル (株)	<p>(空港利活用の促進) 会議室の利用促進や但馬～伊丹～羽田路線を活用したツアー商品のPR、空港イベント等交流事業への参画等を推進</p> <p>(空港本体とターミナルビルとの一体運営) 民活空港運営法を踏まえ、平成26年度中には、空港本体とターミナルビルとの一体的運営を実施</p>
ひょうご埠 頭(株)	<p>(利用者へのサービス向上) 高度な技能をもつスタッフの確保による顧客満足度の向上、施設の適切な維持管理を実施するとともに、耐用年数に達した上屋の建替えを計画的に推進</p> <p>(埠頭利用の促進) 臨海部立地企業等への働きかけを推進するとともに、県等と連携し、クレーン等の使用料の軽減など港湾利用の促進につながる支援策を検討</p>
(公財)兵庫県 住宅建築総 合センター	<p>(安全安心な住まいづくりの推進) 住宅性能評価、建築確認、構造計算適合性判定等の審査・検査業務を総合的に推進するとともに、ひょうご住まいサポートセンター事業として住宅建築に関する各種相談やアドバイザー派遣等を実施</p> <p>(耐震診断の義務づけへの対応) 耐震改修促進法の改正を踏まえ、増加が見込まれる既存建築物の耐震診断・耐震改修計画に関する評価業務に積極的に対応</p>
(株)ひょうご 粒子線メデ ィカルサポ ート	<p>(コンサルティングの推進) コンサルティング対象施設の円滑な開設に向け、粒子線医療センターが有する治療や運営に係るノウハウを活用した支援を実施</p> <p>(支援施設の継続的な確保) 新たに粒子線治療を計画する医療機関に対し、粒子線医療センター等が有する治療ノウハウの活用効果について積極的に提案</p>
(公財)兵庫県 体育協会	<p>(県民スポーツの総合的な振興) スポーツクラブ21ひょうごへのアドバイザー派遣等による生涯スポーツの普及やトップレベルの選手の育成・強化等による競技力の向上、障害者スポーツへの支援を推進</p> <p>(2020東京オリンピック・パラリンピック等への対応) 県、各競技団体等と連携し、出場が期待できるジュニア世代の育成や海外チームのキャンプ誘致の働きかけを実施するとともに、障害者スポーツ協会等と連携し、パラリンピック開催に向けた機運を醸成 また、関西広域連合と連携し、関西ワールドマスターズゲームズ2021開催に向けた協力を実施</p> <p>(食育支援の推進) 学校給食への地場産物の積極的な供給を検討するとともに、児童生徒を対象とした食に関する体験学習等を実施</p>

(7) 自主財源の確保	ア．県税	H25 予算額(うち一般財源)：567,700 百万円(567,700 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源)：200 百万円(200 百万円)
			平年ベース(うち一般財源)：200 百万円(200 百万円)

[改革の基本方向]

徴収歩合が全国平均を上回るとともに、収入未済額の縮減をめざし、税収強化対策本部を中心に、徴収方法や徴収体制の充実・強化を図る。

特に、収入未済額に占めるウェイトが高い個人県民税については、市町の徴収能力・自己解決能力の向上を図る。

1 目 標

徴収歩合が全国平均を上回るとともに、収入未済額を税源移譲の影響が平年度化した平成 21 年度(23,641 百万円)から 25%縮減することを目標に、税収確保対策の充実・強化を図る。

2 税収確保対策の充実・強化

(1) 個人県民税の滞納対策の強化

- ・「個人住民税等整理回収チーム」を市町に派遣し、共同で滞納整理を実施するとともに、徴収事務マネジメント指導等を行い、市町の徴収能力・自己解決能力向上を図る。
- ・滞納の未然防止の観点から、給与所得者の特別徴収の実施率向上に向けた取組みを強化する。

(2) 不正軽油対策の強化

- ・対象者を絞った集中調査や県発注の公共工事現場、大口需要家、石油製品販売業者からの抜取調査、路上での自動車燃料の抜取調査など、不正軽油の撲滅に向けた取組みを強化する。
- ・関係機関と協力し、不正軽油の製造・販売・使用等の摘発を積極的に行うとともに、近畿府県等と連携した広域対策にも取り組む。

(3) 民間委託の活用

公権力の行使に直接関係しない業務については、費用対効果を勘案の上、国及び他の地方公共団体の動向にも留意し、民間委託の活用を検討する。

(4) 課税調査の強化

法人事業税の外形標準課税法人や個人事業税の対象となる事業者に対する現地調査や書面調査など課税調査の充実を図る。

(5) 滞納対策の強化

滞納整理ガイドラインに基づき滞納処分等を計画的に進めるとともに、悪質な滞納者については、差押財産の搜索やタイヤロックによる自動車の差押え、インターネット公売など滞納対策を強化する。

(6) 新税務システムの活用

新税務システムを活用し、コンビニ収納対象税目(現在は自動車税のみ)の拡大など納税サービスの向上と事務処理の効率化を実現する。あわせて、クレジット収納の導入など、収納窓口の拡充を検討する。

(7) 制度改正に向けた働きかけの強化

- ・ 地方消費税について消費の実態を反映できる清算基準の見直し
- ・ 税制の抜本的な改革において偏在性が小さい地方税体系の構築が行われるまで、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の維持
- ・ 法人事業税について事業実態を反映できる分割基準の見直し等
- ・ 「地球温暖化対策のための税」の一定割合の地方財源化
- ・ 自動車取得税の段階的廃止に伴う減収分にかかる確実な代替財源の確保・ゴルフ場利用税の堅持
- ・ 個人県民税の徴収取扱費交付金について市町の努力を反映する制度への見直し

3 地方消費税の税率改定に伴う県民理解促進

平成 26 年 4 月及び平成 27 年 10 月に予定されている地方消費税の税率改定について、ポスター掲示やホームページでの広報及び相談窓口の設置など、消費者や事業者への理解促進を図る。

(7) 自主財源の確保	イ．課税自主権の活用	H25 予算額(うち一般財源): - 百万円(- 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): - 百万円(- 百万円)
			平年ベース(うち一般財源): - 百万円(- 百万円)

[改革の基本方向]

法人県民税超過課税について、これまでの活用実績を踏まえ充当事業の重点化を図りつつ、勤労者の仕事と生活の調和を推進する観点から、中小法人等の税負担を勘案の上、延長する。

なお、延長にあたっては、中小企業の勤労者の労働福祉向上に繋がる事業として、勤労者の能力向上に繋がる事業も新たに実施する。

法人事業税超過課税について、本県経済の今後の動向や新たに策定する次期経済・雇用活性化プラン等を踏まえつつ、充当事業の内容を精査のうえ、検討する。

県民緑税について、第2期事業の効果を検証し、充当事業の内容を精査のうえ、税率のあり方を含め検討する。

法定外税について、地方税財政制度の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、新たに生じる財政需要に対応するため、法定外税導入の可能性を検討する。

1 法人県民税超過課税

平成26年9月に超過課税適用期間が終了するが、勤労者の多様な働き方と生き方の実現及び健康で豊かな生活環境の確保に引き続き取り組む必要があることから、これまでの活用実績を踏まえ充当事業の重点化を図った上で、法人県民税超過課税を延長する。

なお、延長にあたっては、これまでの活用実績等を踏まえながら事業内容を精査し、中小法人等の税負担も勘案したうえで、中小法人等の勤労者の労働福祉向上に繋がる事業として、勤労者の能力向上に繋がる事業も新たに実施する。

[第9期分超過課税の内容]

- (1) 対象：資本金（又は出資金）の額が1億円超、または、法人税額が年2,000万円超の法人
- (2) 税率：法人税額の0.8%（標準税率3.2%）
- (3) 期間：平成26年10月1日から平成31年9月30日までの間に開始する事業年度分
- (4) 税収見込：130億円程度（5年間）
- (5) 活用事業

勤労者の能力向上と労働環境の整備の支援

(ア) 勤労者の能力向上の支援

ひょうご若者就業トライやるプログラム、短期職場体験就業事業、大学生インターンシップ推進事業、中小企業合同研修等支援事業、障害者雇用促進事業、女性起業家支援事業、シニア起業家支援事業、高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業、異業種交流活性化支援事業、ひょうご女性再就業応援プログラム、地場産品マーケット対応力強化事業

(イ) 勤労者の労働環境の整備

労働環境対策事業、企業のメンタルヘルス等推進事業、勤労者健康づくり運動施設整備・運動教室支援事業、企業における女性特有のがん検診受診促進事業

(ウ) 仕事と生活の調和の取組支援

ひょうご仕事と生活センター事業、中小企業育児・介護等離職者雇用助成事業、中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援事業

子育てと仕事の両立支援

分園保育促進事業、多子世帯保育料軽減事業、乳幼児子育て支援事業、認定こども園整備等促進事業、小規模児童クラブ運営支援事業

子育て世帯への支援

こども医療費助成事業

2 法人事業税超過課税

本県経済の発展に向け、次世代を担う成長分野での産業育成や、世界に通用するオンリーワン企業の創出、少子高齢・人口減少社会の地域を支える産業の振興など、新たな経済・雇用活性化プランの策定内容にあわせ、充当事業の内容を精査のうえ、検討する。

【平成28年3月改定】

2 法人事業税超過課税

「ひょうご経済・雇用活性化プラン」（平成26～30年度）に基づく将来を見据えた革新的な施策や持続的な経済活動を支える安全基盤整備を推進するため、引き続き、法人事業税超過課税を実施する。

〔第9期分超過課税の内容〕

- (1) 対 象：資本金（又は出資金）の額が1億円超、または、所得金額が年7,000万円（収入金額課税法人は収入金額が5.6億円）超の法人
- (2) 超過税率：標準税率の1.05倍
- (3) 適用期間：平成28年3月12日から平成33年3月11日までの間に終了する各事業年度分
- (4) 税収見込：約400億円（5年間）
- (5) 使 途
 - ものづくり産業とサービス産業のバランスのとれた「産業力」の強化
 - 県民の潜在力と政労使一体となった取組を生かした「人材力」の強化
 - 兵庫のネットワークを生かした「国際力」の強化
 - 産業立地基盤整備・防災力強化の推進

3 県民緑税

緊急防災林整備、里山防災林整備、混交林整備、野生動物育成林整備及び住民参画型森林整備の計画的な推進を図る「災害に強い森づくり事業」や、都市地域等における環境改善や防災性の向上を図る「県民まちなみ緑化事業」について、第2期事業の効果を検証し、充当事業の内容を精査のうえ、税率のあり方を含め検討する。

【平成28年3月改定】

3 県民緑税

平成26年8月豪雨災害による斜面崩壊・流木発生対策など新たな課題にも対応しつつ、災害に強い森づくりや都市の緑化を一層推進するため、引き続き、県民緑税を実施する。

〔第3期分超過課税の内容〕

- (1) 対 象
 - 個人：1月1日現在で県内に住所等を有する人
 - 法人：県内に事務所、事務所又は寮等を有する法人等
- (2) 超過税率：
 - 個人：800円（個人県民税均等割の標準税率1,000円に上乘せ）
 - 法人：標準税率の均等割額の10%相当額
- (3) 適用期間：
 - 個人：平成28～32年度分
 - 法人：平成28年4月1日～平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度分
- (4) 税収見込：約120億円（5年間）
- (5) 使 途
 - 災害に強い森づくり
 - 緊急防災林整備、針葉樹林と広葉樹林の混交整備、里山防災林整備、野生動物共生林整備、住民参画型森林整備、都市山防災林整備
 - 県民まちなみ緑化事業
 - 一般緑化、校庭・ひろばの芝生化、駐車場の芝生化、建築物の屋上緑化・壁面緑化、大規模都心緑化

4 法定外税

地方税財政制度の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、新たに生じる財政需要に対応するため、法定外税導入の可能性を検討する。

(7) 自主財源の確保	ウ. 使用料・手数料、 貸付金償還金	H25 予算額(うち一般財源): 14,957 百万円 (14,957 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): 130 百万円 (130 百万円)
			平年ベース(うち一般財源): 210 百万円 (210 百万円)

[改革の基本方向]

物価変動による影響や、国・地方公共団体及び民間類似施設等との均衡を図る観点から使用料・手数料を見直す。また、消費税率引上げに際しては、消費税を円滑かつ適正に転嫁する。

全庁的なノウハウの共有化や債権回収の支援体制を強化するため、債権管理推進本部を設置し、特定債権ごとに収入未済額縮減に向けた管理目標を設定した上で、債権の回収・整理を推進する。

災害援護資金貸付金については、市町に対する償還指導の強化及び国に対する償還期限の再延長等の働きかけを継続する。

1 使用料・手数料の適正化

(1) 受益と負担の適正化等の推進

受益と負担の適正化や物価変動、国及び他の地方公共団体並びに民間の類似事業・施設等との均衡の観点から使用料・手数料の見直しを実施する。ただし、公共料金など費用の変動に伴う影響も併せて反映する。

(2) 消費税率引上げに伴う使用料・手数料の改定

消費税率及び地方消費税率の引上げに際しては、消費税を円滑かつ適正に転嫁する。

2 貸付金償還金等

(1) 債権管理目標の設定

目的

平成 23 年度末の収入未済額が 1 千万円以上の債権等を特定債権に指定し、計画的に収入未済額の縮減に取り組むため、平成 25～27 年度の 3 ヶ年における特定債権ごとの債権管理目標を設定する。

目標の考え方

ア 現年分

全ての特定債権について各年度の回収率が前年度以上となるよう目標を設定し、債権管理標準マニュアル等に基づく早期の債権回収を推進する。

イ 繰越分

(ア) 債権の性質、返済期間、担保・連帯保証人の有無、滞納者の返済能力等に基づき、債権を回収見込債権、回収困難債権、整理対象債権に分類した上で、回収目標額を設定する。

(イ) 債権管理標準マニュアル等に基づき、支払督促や強制執行等を行い更なる債権回収に努めるとともに、必要な回収努力を行ってもなお回収困難な債権については、条例の規定に基づく債権放棄を行い整理する。

(2) 災害援護資金貸付金(阪神・淡路大震災に係るもの)

平成 19 年 4 月以降、県から国への償還期限が順次 5 年延長され、さらに平成 24 年 4 月より償還期限が順次 3 年再延長されたことを踏まえ、関係各市に一層の償還努力を促す。

また、借受人の資力が乏しく月当たりの償還額が寡少な案件や、借受人と保証人がともに破産するなど償還金の徴収が事実上不可能な案件が多数存在することにより、未償還金の回収が困難な状況にあることを踏まえ、国に対して、償還免除対象の要件拡大及び償還期限の再延長等について、関係各市とともに引き続き要望等を行う。

(7) 自主財源の確保	工．資金管理の推進	
-------------	-----------	--

[改革の基本方向]

将来の金利上昇リスクに備え、引き続き発行年限の長期化、固定金利債へのシフト等に取り組む。

特定プロジェクトの資金調達としての住民参加型市場公募債の活用に取り組む。

県債管理基金残高の回復を踏まえ、債券運用を計画的に拡大する。

1 資金調達

(1) 将来の金利上昇リスクへの対応

日銀の量的・質的緩和等により現在の低金利水準が継続する間は、発行年限の長期化等、将来の金利負担の軽減を図るための取組を推進する。

発行年限の長期化、固定金利債へのシフト

現行の金利水準が継続する間は、各年度の発行額に占める超長期債のシェアについて、平成 24～25 年度平均並を目処に市場の動向等を踏まえながら、資金調達を行う。

特に、臨時財政対策債については、その償還に対して全額財源措置がなされることを踏まえ、それに対応した資金の調達に取り組む。

[発行年限割合]

区 分	H19年度 A	H23年度	H24年度	H25年度	H24, H25 平均並 B
10年未満	27.3%	16.4%	12.5%	12.7%	10%程度
10年	57.0%	56.1%	46.4%	39.7%	45%程度
10年超	15.7%	27.5%	41.1%	47.6%	45%程度

H24年度までは実績。H25年度は年間見込

新規投資家の確保による県債引受基盤の強化

市場環境や投資家ニーズを踏まえた債券発行など、県債引受基盤の強化に取り組むことにより、円滑かつ安定的な資金調達を進める。

ア 積極的なIR活動(50件/年)に継続的に取り組み、財政情報や行財政構造改革の取組、発行計画などの情報をタイムリーに提供することで、投資家の本県への理解を深める。

イ 年限多様化による商品性の向上を図る。

ウ 発行年限、時期、金額を計画時点では定めないフレックス枠を設け、機動的・弾力的な発行を実施する。(平成 24 年度,平成 25 年度計画額 800 億円)

将来の借換債見込を踏まえた発行

ア 毎年度の発行計画の策定にあたっては、将来の借換債発行額も踏まえながら、各年限の発行額について決定する。

イ 借換債平準化対策(平成 23 年度～26 年度)

平成 26 年度の資金調達リスクを軽減するため、平成 23～26 年度までの 4 年間については、現行の借換率(78.5%)の範囲内で各年度の借換債発行額の平準化を図る。

平成 23～25 年度：借換債を追加発行(1,630 億円)し、基金取崩額を同額留保

平成 26 年度年度：留保した基金を活用し、借換債を 1,630 億円縮減

(2) 住民参加型市場公募債の活用

地域高規格道路等、多くの地域住民の理解が得られやすい特定プロジェクトの整備財源として、住民参加型市場公募債を活用することで、県民の県政参画意識やふるさと意識の醸成に取り組む。

2 資金運用

(1) 県債管理基金残高回復を踏まえた運用

ア 運用の考え方

行革の着実な実施により、県債管理基金の残高回復が今後見込まれることを踏まえ、県債償還計画や金利動向も踏まえながら、債券運用を拡大する。

債券購入については、県債の残存年限別の残高等を踏まえて計画的に行いながら、既発行県債の支払金利の負担軽減に努める。

改定した兵庫県資金運用方針に基づき、引き続きリスク資産は購入せず、安全かつ有利な資金運用を実施する。

(8) 長期保有土地

[改革の基本方向]

長期保有土地については、公共目的のために取得した経緯を踏まえ、次の基本方針をもとに処理する。

ア 庁内、公社等での利活用

イ 希望があれば、地元市町等への売却、譲渡、交換、貸付

ウ 利活用が見込めない場合は、民間売却を基本とする

エ 直ちに利活用等が見込めない山林は、県有環境林として取得し当面の間適正管理

アからエの処理が困難なものは、引き続き公正な利用や適正な管理を図りながら、当面継続して保有する。

先行取得用地は、先行取得債の償還期限や財政状況を踏まえながら、計画的に処理する。庁内横断的な対策本部を設置し、引き続き具体の利活用を推進する。

1 長期保有土地の処理

先行取得用地を含め、県全体で利活用又は処分を検討する必要がある土地は、平成 25 年度末見込で約 2,962ha、約 2,094 億円となっており、基本方針をもとに処理を進める。

[長期保有土地の状況] (平成 25 年度末見込)

区 分		長期保有土地		今後借入金の対応を要する土地	
		面積(ha)	金額(百万円)	面積 (ha)	金額(百万円)
先行取得 用地	先行取得用地特別会計	1,072.56	107,662	1,072.56	107,662
	土地開発 公 社	343.69	31,155	343.69	31,155
	特定用地等 代替地	1.46	3,025		
	土地基金	51.23	2,125		
小 計		1,468.94	143,967	1,416.25	138,817
そ の 他 未利用地	一般会計等用地	74.50	15,152		
	公営企業用地 1	1,381.20	48,848	214.98	32,983
	公社事業用地 2	37.63	1,445	37.55	1,401
小 計		1,493.33	65,445	252.53	34,384
合 計		2,962.27	209,412	1,668.78	173,201
(参考) 県有環境林として取得した用地		1,285.52	66,581		

(注) 企業庁等の分譲中用地は除く。

1 事業用地(進捗調整地) 1,378.63ha 48,744 百万円を含む。

2 事業用地(進捗調整地) 36.00ha 1,399 百万円を含む。

2 今後借入金の対応を要する土地への対策

(1) 先行取得用地特別会計の用地

先行取得債の償還期限や財政状況を踏まえながら、計画的に処理する。

平成 30 年度までに先行取得債の償還期限が到来する用地

償還期限到来時に有利な県債等を活用し、県有環境林等として取得する。

・平成 26 年度 346.10ha 37,286 百万円

(宝塚新都市(大原野(2)、長谷、玉瀬(1)、切畑(3)、波豆)

・平成 28 年度 24.37ha 4,130 百万円(加古川市神野)

平成 31 年度以降に先行取得債の償還期限が到来する用地

財政状況及び財政指標を踏まえながら、有利な県債等を活用し計画的に県有環境林等として取得する。

[先行取得債の償還期限の状況]

償還期限	用地名	面積(ha)	金額(百万円)
H26年度	宝塚新都市(大原野(2)、長谷、玉瀬(1)、切畑(3)、波豆)	346.10	37,286
H28年度	加古川市神野	24.37	4,130
H36年度	宝塚新都市(玉瀬(2)、境野)	108.39	8,981
H41年度	宝塚新都市(玉瀬(2)(3))	264.39	28,736
	小野市市場	147.65	15,834
	淡路市(旧北淡町)江崎汐鳴山	90.50	7,862
	南あわじ市(旧西淡町)津井	33.27	1,795
	南あわじ市(旧西淡町)伊加利	57.89	3,038
	計	593.70	57,265
	合 計	1,072.56	107,662

(2) 土地開発公社の特定用地等

今後、用地をとりまく状況を踏まえながら利活用を検討し、利活用が図られない場合は処分を検討する。それまでの間については利子対策を行う。

(3) その他未利用地(公営企業用地、公社事業用地)

今後、用地をとりまく状況を踏まえながら事業化を検討し、事業化が図られない場合は処分を検討する。それまでの間については利子対策を行う。

3 利活用等推進体制の整備等

(1) 長期保有土地対策本部(仮称)の設置

情報共有やノウハウの蓄積を図り利活用及び処分をさらに推進するため、知事を本部長とする庁内横断的な対策本部を設置する。

(2) 民間売却処分の促進対策

利活用が見込めない用地は、以下の対策により民間売却処分を促進する。

入札機会の確保

一般競争入札及びインターネット入札の回数を最大限確保(年12回程度)。一般競争入札では、郵送型入札の複数回実施により購入希望者に多様な購入機会を提供する。

広報・売却情報の提供を強化、売却手法の拡充

ア 広報・売却情報の提供の充実強化

(ア) 既に実施している市町、法務局等での未利用地売却ポスターの掲示等をはじめとする広報全般の充実強化を図る。

(イ) 売却情報をより多くの県民に重層的に届けられるよう、新たにJA、商工関係団体、金融機関等への情報提供など広報を拡充する。

イ 売却手法の拡充

従来からの宅地建物取引業協会に加え、全日本不動産協会への斡旋委託など不動産業者への委託を拡充する。

売却物件の確保

ア 施設の統廃合などにより新たな売却可能物件の確保に取り組む。

イ 土地開発公社による業務支援及びインセンティブ制度を継続する。

(参考)長期保有土地一覧

区分	用地名	25年度末残高(見込)		今後借入金への対応を要する用地				
		面積(ha)	金額(百万円)	面積(ha)	金額(百万円)			
先行取得用地	宝塚新都市	718.88	75,003	718.88	75,003			
		長谷・大原野(2)・玉瀬(1)・切畑(3)・波豆	346.10	37,286	346.10	37,286		
		玉瀬(2)・境野	108.39	8,981	108.39	8,981		
		玉瀬(2)(3)	264.39	28,736	264.39	28,736		
		加古川市神野	24.37	4,130	24.37	4,130		
		小野市市場	147.65	15,834	147.65	15,834		
		淡路市(旧北淡町)江崎汐鳴山	90.50	7,862	90.50	7,862		
		南あわじ市(旧西淡町)伊加利	57.89	3,038	57.89	3,038		
	南あわじ市(旧西淡町)津井	33.27	1,795	33.27	1,795			
	計	1,072.56	107,662	1,072.56	107,662			
	土地開発公社	特定用地等	尼崎臨海西部拠点	4.20	1,694	4.20	1,694	
			丹波市(旧柏原町)柏原駅南	2.37	3,492	2.37	3,492	
			丹波市(旧氷上町)氷上・南油良	122.37	5,076	122.37	5,076	
			淡路市(旧北淡町)浅野神田	30.55	5,123	30.55	5,123	
			三田市有馬富士公園(2期)	25.10	1,707	25.10	1,707	
			三田市酒井・畦倉	62.66	3,790	62.66	3,790	
			三木市(旧吉川町)福井・上荒川	78.88	8,814	78.88	8,814	
			淡路市(旧淡路町)あわじ石の寝屋	17.56	1,459	17.56	1,459	
			計	343.69	31,155	343.69	31,155	
		代替地	1.46	3,025				
	計	345.15	34,180	343.69	31,155			
	土地基金		三木市中里公共	25.41	677			
			佐用町西山公共	23.44	262			
			淡路市(旧淡路町)淡路島国際公園都市関連	2.38	1,186			
			計	51.23	2,125	0.00	0	
	先行取得用地計(A)		1,468.94	143,967	1,416.25	138,817		
	その他未利用地	一般会計等	西播磨リハビリテーションセンター周辺	5.10	1,652			
元龍野実業高校			4.19	1,335				
元淡路特別支援学校			1.53	222				
元姫路家畜保健衛生所等			63.68	11,943				
計			74.50	15,152	0.00	0		
公営企業		企業庁	播磨科学公園都市・ひょうご情報公園都市の進捗調整地等	1,378.63	48,744	214.98	32,983	
			病院局	旧県立淡路病院	1.66	26		
				医師公舎	0.91	78		
				計	2.57	104	0.00	0
計		1,381.20	48,848	214.98	32,983			
公社		土地公	呑吐ダム周辺	30.52	708	30.52	708	
			滝野工業区外	1.55	2	1.55	2	
			計	32.07	710	32.07	710	
		住公	有馬峠堂	1.61	409	1.61	409	
			加古川市神野台等	3.87	282	3.87	282	
			計	5.48	691	5.48	691	
道路公		職員公舎等	0.08	44				
計	37.63	1,445	37.55	1,401				
その他未利用地計(B)		1,493.33	65,445	252.53	34,384			
合計(A+B)		2,962.27	209,412	1,668.78	173,201			

企業庁等の分譲中用地は除く。

(9) 地方分権の推進

[改革の基本方向]

地方分権の推進や地方税財源の充実強化に向け、全国知事会、関西広域連合や県地方六団体とも連携を図りつつ、国への働きかけを行うとともに、県から市町への権限移譲を検討・推進する。

1 地方分権の着実な推進

(1) 地方分権改革の断行

- ・国の役割をできる限り限定し、地方はその役割に見合った権限、財源を有する自立分権型の行政システムを構築

(2) 新たな広域自治体の検討

- ・新たな広域自治体の検討にあたっては、国・地方の事務分担のあり方、国の機構の再編などの具体的な仕組みや制度を示し、十分な国民的議論を展開

(3) 国の事務・権限の移譲等の推進

国から都道府県への事務・権限の移譲の推進

- ・本来国が実施すべきもの以外の事務権限及びそれに伴う税財源は、本省の企画・計画事務をはじめ、地方に大幅に移譲

県と市町との役割分担を踏まえた権限移譲の推進

- ・広域自治体の役割や機能、県と市町との役割分担について十分に検討し、必要に応じて事務・権限、財源を県から市町に移譲
- ・平成 24 年度に設置した「県から市町への権限移譲検討会議」において、県と市町との役割分担や市町の意向を踏まえつつ、県と市町が連携して県独自の権限移譲を検討義務付け・枠付けのさらなる見直しの推進
- ・「従うべき基準」の見直しなど、地方が条例委任を求めていたにもかかわらず放置されている項目の早急な見直し
- ・国への協議、同意等、国の関与が残されている項目の早急な是正

(4) 国と地方の協議の場の有効活用

- ・「地方財政対策」や「国と地方を通じた税制改正」など新たな分科会の設置・活用
- ・政策の企画・立案に地方の意見が反映できる十分な期間の設定

(5) 関西広域連合による取組み

- ・全国で唯一府県域を越える広域自治体として確実に取組みを進めている関西広域連合において、府県域を越える直轄国道・河川に係る権限やブロック別の広域計画の策定権限の移譲、国出先機関の地方移管など、地方分権改革の突破口を開く取組みを推進

2 地方税財源の充実強化

(1) 地域経済の再生

- ・景気回復の動きを全国に波及させ、地方経済を元気にするための成長戦略に基づく具体的政策の着実な展開

(2) 常態化している地方の財源不足への対応

- ・国・地方のプライマリーバランスの赤字解消を名目とした地方財源の削減を禁止
- ・国と地方の税財源配分の見直しや地方交付税の法定率の引き上げなど、地方税財政制度の抜本的な見直し

- ・財源不足が解消されるまでは、国の責任において、国の一般会計からの地方交付税の別枠加算を引き続き実施

(3) 地方一般財源総額の確保

- ・社会保障関係費の地方負担分の自然増に対する確実な措置や、地域の経済雇用対策、防災・減災対策の推進など、地方が直面する喫緊の課題への機動的な対応を可能とするため、必要な地方一般財源総額の確保

(4) 税制の抜本改革の実施

- ・今後も増加する社会保障関係費に対応するため、所得・資産・消費のバランスのとれた税制の構築
- ・消費税と地方法人課税の税源交換による税制の偏在是正
- ・地方交付税財源の特別会計直入や「地方共有税」の創設による地方財源の明確化
- ・地方税の偏在是正を行うために、地方法人特別税制度の維持や、地方税を地方交付税と一体として格差是正を行う制度の導入など、緊急対応の実施

(5) 地方交付税による政策誘導の禁止

- ・地方交付税を国の政策誘導手段として活用することがないように留意